官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省令〕
○事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令（総務五四）　二
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務三四）　三
○特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令（同三五）　四
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（同三六）　五
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働三）　九

〔法規的告示〕
○端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件（総務一七四）　一三
○固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件（同一七五）　一七
○端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件の一部を改正する件（同一七六）　一八
○インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの非常時事業者間ローミングに係る機能を定める件（同一七七）　二〇
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（同一七八）　二一
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務九四）　二四
○出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件（同九五）　二五
○出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第一項の規定に基づき希望者登録の特例を定める件の一部を改正する件（出入国在留管理庁一）　二六

〔その他告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一四六）　二七

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
公示送達関係　六九
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告　七三

省令

○総務省令第五十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第一項、第五十二条第一項及び第七十条第一項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日　総務大臣　村上誠一郎

事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第一条　事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（緊急通報を扱う事業用電気通信設備） **第三十五条の二十**　緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、その発信に係る端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。 ２　第三十五条の六第二号の規定は、前項の事業用電気通信設備について準用する。ただし、電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時に、緊急通報を行うため、一時的に他の者の電気通信設備を利用する場合であつて、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 ３　第三十五条の六第三号の規定は、第一項の事業用電気通信設備について準用する。ただし、電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時に、緊急通報を行うため、一時的に他の者の電気通信設備を利用する場合は、この限りでない。	（緊急通報を扱う事業用電気通信設備） **第三十五条の二十**　［同上］ ２　第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、前項の事業用電気通信設備について準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（端末設備等規則の一部改正）

第二条　端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（非常時事業者間ローミング） **第三十二条の二十四の二**　インターネットプロトコル移動電話端末は、非常時事業者間ローミング（電気通信事業者が、天災、事変その他の非常事態又は事業用電気通信設備の損壊、故障その他の事由により当該電気通信事業者のインターネットプロトコル移動電話用設備（以下この条において「自網」という。）に利用者のインターネットプロトコル移動電話端末を接続できないときに、当該電気通信事業者と他の電気通信事業者との取決めに基づいて臨時に当該他の電気通信事業者が設置するインターネットプロトコル移動電話用設備（以下この条において「救済網」という。）に当該インターネットプロトコル移動電話端末を接続させることをいう。）に係る次の機能であつて総務大臣が別に告示するものを備えなければならない。 一　インターネットプロトコル移動電話端末が救済網に過大な負荷を与えないようにするもの 二　インターネットプロトコル移動電話端末の状態を救済網に通知するもの 三　インターネットプロトコル移動電話端末が接続している救済網の名称を利用者が識別し、及び接続する救済網を選択することができるようにするもの 四　救済網のみを用いて通信を行う場合（利用者の認証を自網における設備を用いて行う場合を含む。）にあつては、救済網の基地局が発信する報知情報に基づいて緊急通報を発信できるもの	［新設］

五	救済網を経由し自網を用いて通信を行う場合にあつては、電気通信番号規則別表第十一号に掲げる付加的役務識別番号（発信元の電気通信番号又は位置情報の通知及び非通知に係るものに限る。）を同表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加されて行われた発信であつても緊急通報を発信できるもの

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の端末設備等規則の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備（電気通信事業法（以下「法」という。）第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。以下同じ。）であって、この省令の施行の日前に法第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査（以下「技術基準適合認定等」という。）を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行ったものの技術基準については、なお従前の例によることができる。

第三条　この省令の施行の日から令和九年九月三十日までに技術基準適合認定等を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行うインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。）であって、技術的な困難性、利用者への影響その他の事情を勘案する必要があるものとして総務大臣の承認を受けたものについては、第二条の規定による改正後の端末設備等規則第三十二条の二十四の二の規定は適用しない。

（準備行為）

第四条　技術基準適合認定等を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行おうとする者は、この省令の施行の日前においても、前条の規定による総務大臣の承認を受けることができる。

○法務省令第三十四号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日　法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記第七号の六様式を次のように改める。

別記第七号の六様式（第七条の二関係）

（表）

日本国政府法務省

自動化ゲート利用希望者登録申請書（特定登録者カード交付用）

出入国在留管理局長　殿

出入国管理及び難民認定法第９条第８項の規定に基づき、次のとおり自動化ゲート利用希望者登録を申請します。

写　真

1　国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿

2　生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿

3　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿

4　性　別　男・女

5　住居地＿＿＿＿＿＿＿＿

6　旅券

番号＿＿＿＿＿＿＿＿

発行年月日＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

有効期限＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

7　職　業＿＿＿＿＿＿＿＿

勤務先名称＿＿＿＿＿＿＿＿

8　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

電子メールアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏）

以下の質問に回答してください。

1　あなたは、これまでに日本国又は日本国以外の国の法令に反して、懲役、拘禁刑、禁錮若しくは罰金又はこれらに相当する刑に処せられたことはありますか（執行猶予も含みます）。

・□ はい　　・□ いいえ

2　あなたは、日本から退去強制されたこと、日本から出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことはありますか。

・□ はい　　・□ いいえ

3　あなたが該当する項目にチェックをしてください。

□①　日本の公的機関（政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となっている機関）に所属している。

□②　特定国※の公的機関（政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となっている機関）に所属している。

□③　国際機関に所属している。

□④　日本の株式上場会社又はその子会社に所属している。

□⑤　特定国※の株式上場会社に所属している。

□⑥　資本金若しくは出資の総額が五億円以上の日本又は特定国※の法人に所属している。

□⑦　①の公的機関又は④の会社と業務上の関係を有しており、かつ、その業務に関し反復して来日する必要があることを理由として、当該機関又は会社から、あなたの希望者登録についての要望がなされている。

□⑧　十分な資力信用があることを認めるに足りるクレジットカードを所持している。

□⑨　①～⑧のいずれかの要件を満たして、特定登録者カードの交付を受け又は受けようとしている者の配偶者又は未成年で未婚の子である。

□⑩　上記のいずれにも該当しない。

※　日本国がその国（又は地域・行政区画）の一般旅券所持者に対して査証免除措置を取っている国（又は地域・行政区画）をいいます。

4　3で①～⑥に該当すると回答された方のみお答えください。

役員又は常勤の職員として所属していますか。

・□ はい　　・□ いいえ

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人の署名／申請書作成年月日

年　　月　　日

附　則

（施行期日）

1　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法務省令第三十五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日　　法務大臣　鈴木　馨祐

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　次のいずれにも該当しないこと。 イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ［ロ～ワ　略］ ［五～十三　略］ ２　［略］	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。 ［一～三　同上］ 四　次のいずれにも該当しないこと。 イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ［ロ～ワ　同上］ ［五～十三　同上］ ２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○法務省令第三十六号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第二十条第二項及び第二十一条第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日　　法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記第六号の三様式申請人等作成用２　Ｕ（その他）を次のように改める。

申請人等作成用２　Ｕ（その他）

22　活動内容

①【　□外交　□公用　□弁護士　□司法書士　□土地家屋調査士
　□外国法事務弁護士　□公認会計士　□外国公認会計士　□税理士
　□社会保険労務士　□弁理士　□海事代理士　□行政書士　】

②【　□医師　□歯科医師　□薬剤師　□保健師　□助産師
　□看護師（EPA看護師を除く。）　□准看護師　□歯科衛生士
　□診療放射線技師　□理学療法士　□作業療法士　□視能訓練士
　□臨床工学技士　□義肢装具士　】

③【　□家事使用人　□家族と同居（外交官の家族を含む。）　】

④【　□ワーキング・ホリデー　□外国弁護士　】

⑤【　□アマチュアスポーツ選手　】

⑥【　□インターンシップ　□サマージョブ　□国際文化交流　】

⑦【　□製造業外国従業員　□家事支援者（国家戦略特区）
　□耕種農業支援者（国家戦略特区）　□畜産農業支援者（国家戦略特区）

⑧【　□日系四世　】

⑨【　□起業活動　】

⑩【　□その他（　　）　】

（22で選択した区分に応じ以下の項目について記入）

○ ①を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・23,32及び「署名欄」を記入
○ ②を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・23,24,32及び「署名欄」を記入
○ ③を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・32及び「署名欄」を記入
○ ④を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・27,32及び「署名欄」を記入
○ ⑤を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・23,25,32及び「署名欄」を記入
○ ⑥を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・26,32及び「署名欄」を記入
○ ⑦を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・23,32及び「署名欄」を記入
○ ⑧を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・27,32及び「署名欄」を記入
○ ⑨を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・24,28～32及び「署名欄」を記入
○ ⑩を選択した場合　・・・・・・・・・・・・・・・27,32及び「署名欄」を記入

別記第六号の三様式所属機関等作成用１　Ｕ（その他）を次のように改める。

所属機関等作成用１　Ｕ（その他）

1　契約，招へい又は同居する外国人の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

（契約の場合は以下のいずれかの形態を選択）
□ 雇用　□ 委任　□ 請負　□ その他（　　）

2　申請人の活動内容
□ 外交，公用　・・・・・・・・・・・・・・3，4，5(1)～(5)及び「記名（署名）欄」を記入
□ 弁護士，公認会計士，その他法律・会計業務，医師，その他医療関係業務，アマチュアスポーツ選手，インターンシップ，サマージョブ，国際文化交流，製造業外国従業員，家事支援者（国家戦略特区）農業支援者（国家戦略特区）
・・・・・・・・・・・・・・3，4，5，6，7，8及び「記名（署名）欄」を記入
□ 家事使用人　・・・・・・・・・・・・・・3，4，6，7，8，9及び「記名（署名）欄」を記入
□ 扶養を受ける活動　・・・・・・・・・・10及び「記名（署名）欄」を記入
□ 日系四世　・・・・・・・・・・・・・・11又は12及び「記名（署名）欄」を記入

3　職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）　□
○他に職種があれば，別紙「職種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）　＿＿＿

4　活動内容詳細
［　　］

5　勤務先，所属機関又は通学先
(1)名称　＿＿＿＿＿＿　支店・事業所名　＿＿＿＿＿＿
(2)法人番号（13桁）　□□□□□□□□□□□□□
(3)雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略　□□□－□□□□□□－□
(4)業種
○　主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）　□
○　他に業種があれば，別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）　＿＿＿
(5)所在地　＿＿＿＿＿＿　電話番号　＿＿＿＿＿＿
(6)資本金　＿＿＿＿＿円　(7)年間売上高（直近年度）　＿＿＿＿＿円
(8)従業員数　＿＿＿＿＿名　うち外国人職員数　＿＿＿＿＿名
※(9)以下はインターンシップの場合に記載すること。
(9)常勤職員数　※技能実習生，インターンシップ生を除く。　＿＿＿＿＿名
(10)第1号技能実習生数　現在の在籍数　＿＿＿名　受入予定数　＿＿＿名
(11)インターンシップ生数　現在の在籍数　＿＿＿名　受入予定数　＿＿＿名（今次申請分を含む。）
(12)職業紹介事業者（雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入）
氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿　法人番号（13桁）　□□□□□□□□□□□□□
雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略　□□□－□□□□□□－□
住所（所在地）　＿＿＿＿＿＿　電話番号　＿＿＿＿＿＿
許可・届出番号　＿＿＿＿＿＿　受理年月日　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

別記第六号の三様式別紙　職種一覧を次のように改める。

別紙 職種一覧

1	経営
2	管理業務(経営者を除く)
3	調査研究
4	技術開発(農林水産分野)
5	技術開発(食品分野)
6	技術開発(機械器具分野)
7	技術開発(その他製造分野)
8	生産管理(食品分野)
9	生産管理(機械器具分野)
10	生産管理(その他製造分野)
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	報道
17	編集
18	デザイン
19	教育(教員免許を有する者が行う教育)
20	教育(小学校・中学校・高等学校における語学教育)
21	教育(専修学校)
22	教育(各種学校)
23	教育(インターナショナルスクール)
24	教育(教育機関を除く)
25	翻訳・通訳
26	海外取引業務
27	企画事務(マーケティング，リサーチ)
28	企画事務(広報・宣伝)
29	会計事務
30	法人営業
31	CADオペレーション
32	調理
33	外国特有の建築技術
34	外国特有の製品製造
35	宝石・貴金属・毛皮加工
36	動物の調教
37	石油・地熱等掘削調査
38	パイロット
39	スポーツ指導
40	ソムリエ
41	介護福祉士
42	研究
43	研究の指導
44	教育(大学等)
45	記者
46	報道カメラマン
47	医師
48	歯科医師
49	薬剤師
50	看護師
51	接客(販売店)
52	接客(飲食店)
53	接客(その他)
54	製品製造
55	保健師
56	助産師
57	准看護師
58	歯科衛生士
59	診療放射線技師
60	理学療法士
61	作業療法士
62	視能訓練士
63	臨床工学技士
64	義肢装具士
65	弁護士
66	司法書士
67	弁理士
68	土地家屋調査士
69	外国法事務弁護士
70	公認会計士
71	外国公認会計士
72	税理士
73	社会保険労務士
74	行政書士
75	海事代理士
76	著述家
77	美術家・写真家
78	音楽家・舞台芸術家
79	宗教家
80	家事使用人
81	プロスポーツ選手
82	アマチュアスポーツ選手
83	インターンシップ
84	ワーキング・ホリデー
85	外国弁護士
86	サマージョブ
87	国際文化交流
88	EPA看護師
89	EPA介護福祉士
90	EPA看護師候補者
91	EPA介護福祉士候補者
92	EPA就学介護福祉士候補者
93	製造業外国従業員
94	家事支援者(国家戦略特区)
95	耕種農業支援者(国家戦略特区)
96	畜産農業支援者(国家戦略特区)
97	起業活動
98	その他のサービス職業従事者(他に分類されないもの)
99	農林漁業従事者
100	製品製造・加工処理従事者(金属製品)
101	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
102	機械組立従事者
103	機械整備・修理従事者
104	機械検査従事者
105	建設躯体工事従事者
106	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)
107	その他の建設・採掘従事者(他に分類されないもの)
108	運搬・清掃・包装等従事者
109	外交
110	公用
999	その他

別記第二十号様式申請人等作成用２　Ｕ（その他）を次のように改める。

申請人等作成用２　Ｕ（その他）

17 活動内容

①【 □ 外交　□公用　□ 弁護士　□ 司法書士　□ 土地家屋調査士
□ 外国法事務弁護士　□ 公認会計士　□ 外国公認会計士　□ 税理士
□ 社会保険労務士　□ 弁理士　□ 海事代理士　□ 行政書士 】

②【 □ 医師　□ 歯科医師　□ 薬剤師　□ 保健師　□ 助産師
□ 看護師(EPA看護師を除く。)　□ 准看護師　□ 歯科衛生士
□ 診療放射線技師　□ 理学療法士　□ 作業療法士　□ 視能訓練士
□ 臨床工学技士　□ 義肢装具士 】

③【 □ 家事使用人　□ 家族と同居（外交官の家族を含む。） 】

④【 □ ワーキング・ホリデー　□ 外国弁護士 】

⑤【 □ アマチュアスポーツ選手 】

⑥【 □ インターンシップ 】

⑦【 □ EPA看護師　□ EPA介護福祉士　□ EPA看護師候補者
□ EPA介護福祉士候補者　□ EPA就学介護福祉士候補者 】

⑧【 □ 製造業外国従業員　□ 家事支援者(国家戦略特区)
□ 耕種農業支援者(国家戦略特区)　□ 畜産農業支援者(国家戦略特区) 】

⑨【 □ 日系四世 】

⑩【 □ 起業活動 】

⑪【 □ その他　（　　） 】

(17で選択した区分に応じ以下の項目について記入)

○ ①を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・18,27及び「署名欄」を記入
○ ②を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・18,19,27及び「署名欄」を記入
○ ③を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・27及び「署名欄」を記入
○ ④を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・22,27及び「署名欄」を記入
○ ⑤を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・18,20,27及び「署名欄」を記入
○ ⑥を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・21,27及び「署名欄」を記入
○ ⑦を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・18,19,22,27及び「署名欄」を記入
○ ⑧を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・18,27及び「署名欄」を記入
○ ⑨を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・22,27及び「署名欄」を記入
○ ⑩を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・19,23～27及び「署名欄」を記入
○ ⑪を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・22,27及び「署名欄」を記入

別記第三十号様式所属機関等作成用１　Ｕ（その他）を次のように改める。

所属機関等作成用１　Ｕ（その他）

1 契約，招へい又は同居している外国人の氏名及び在留カード番号
(1)氏　名　　(2)在留カード番号

（契約の場合は以下のいずれかの形態を選択）
☐ 雇用　☐ 委任　☐ 請負　☐ その他（　　）

2 申請人の活動内容
☐ 外交，公用　・・・・・・・・・・・・3，4，5(1)～(5)及び「記名（署名）欄」を記入
☐ 弁護士，公認会計士，その他法律・会計業務，医師，その他医療関係業務，アマチュアスポーツ選手，インターンシップ，EPA看護師・介護福祉士，EPA看護師候補者・介護福祉士候補者，製造業外国従業員，家事支援者（国家戦略特区），農業支援者（国家戦略特区）
・・・・・・・・・・・・・・3，4，5，6，7，8及び「記名（署名）欄」を記入
☐ EPA就学介護福祉士候補者　・・・・・・3，4，5(1)～(5)，7及び「記名（署名）欄」を記入
☐ 家事使用人　・・・・・・・・・・・・3，4，6，7，8，9及び「記名（署名）欄」を記入
☐ 扶養を受ける活動　・・・・・・・10及び「記名（署名）欄」を記入
☐ 日系四世　・・・・・・・・・・・・11又は12及び「記名（署名）欄」を記入

3 職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）
○他に職種があれば，別紙「職種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）

4 活動内容詳細

5 勤務先，所属機関又は通学先
(1)名称　　支店・事業所名
(2)法人番号（13桁）　(3)雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略
(4)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）
○他に業種があれば，別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）
(5)所在地　　電話番号
(6)資本金　　円　(7)年間売上高（直近年度）　　円
(8)従業員数　　名　うち外国人職員数　　名

6 職務上の地位　　7 就労又は就学予定期間

8 月額報酬（税引き前の支払額）　　円
※各種手当（通勤・住宅・扶養等）・実費弁償の性格を有するものを除く。

9 雇用主（家事使用人の場合に記入）
(1)国　籍・地　域
(2)氏　名
(3)性　別　男・女　(4)生年月日　　年　　月　　日
(5)住居地　　電話番号
(6)職務上の地位　(7)在留カード番号
(8)在留資格　(9)在留期間
(10)在留期間の満了日　　年　　月　　日

別記第三十号様式別紙　職種一覧を次のように改める。

別紙 職種一覧

1	経営
2	管理業務（経営者を除く）
3	調査研究
4	技術開発（農林水産分野）
5	技術開発（食品分野）
6	技術開発（機械器具分野）
7	技術開発（その他製造分野）
8	生産管理（食品分野）
9	生産管理（機械器具分野）
10	生産管理（その他製造分野）
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	報道
17	編集
18	デザイン
19	教育（教員免許を有する者が行う教育）
20	教育（小学校・中学校・高等学校における語学教育）
21	教育（専修学校）
22	教育（各種学校）
23	教育（インターナショナルスクール）
24	教育（教育機関を除く）
25	翻訳・通訳
26	海外取引業務
27	企画事務（マーケティング，リサーチ）
28	企画事務（広報・宣伝）
29	会計事務
30	法人営業
31	CADオペレーション
32	調理
33	外国特有の建築技術
34	外国特有の製品製造
35	宝石・貴金属・毛皮加工
36	動物の調教
37	石油・地熱等掘削調査
38	パイロット
39	スポーツ指導
40	ソムリエ
41	介護福祉士
42	研究
43	研究の指導
44	教育（大学等）
45	記者
46	報道カメラマン
47	医師
48	歯科医師
49	薬剤師
50	看護師
51	接客（販売店）
52	接客（飲食店）
53	接客（その他）
54	製品製造
55	保健師
56	助産師
57	准看護師
58	歯科衛生士
59	診療放射線技師
60	理学療法士
61	作業療法士
62	視能訓練士
63	臨床工学技士
64	義肢装具士
65	弁護士
66	司法書士
67	弁理士
68	土地家屋調査士
69	外国法事務弁護士
70	公認会計士
71	外国公認会計士
72	税理士
73	社会保険労務士
74	行政書士
75	海事代理士
76	著述家
77	美術家・写真家
78	音楽家・舞台芸術家
79	宗教家
80	家事使用人
81	プロスポーツ選手
82	アマチュアスポーツ選手
83	インターンシップ
84	ワーキング・ホリデー
85	外国弁護士
86	サマージョブ
87	国際文化交流
88	EPA看護師
89	EPA介護福祉士
90	EPA看護師候補者
91	EPA介護福祉士候補者
92	EPA就学介護福祉士候補者
93	製造業外国従業員
94	家事支援者（国家戦略特区）
95	耕種農業支援者（国家戦略特区）
96	畜産農業支援者（国家戦略特区）
97	起業活動
98	その他のサービス職業従事者（他に分類されないもの）
99	農林漁業従事者
100	製品製造・加工処理従事者（金属製品）
101	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
102	機械組立従事者
103	機械整備・修理従事者
104	機械検査従事者
105	建設躯体工事従事者
106	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）
107	その他の建設・採掘従事者（他に分類されないもの）
108	運搬・清掃・包装等従事者
109	外交
110	公用
999	その他

別記第三十号の二様式申請人等作成用２　Ｕ（その他）を次のように改める。

申請人等作成用２　Ｕ（その他）

17　活動内容

①【 □ 外交　□公用　□ 弁護士　□ 司法書士　□ 土地家屋調査士
□ 外国法事務弁護士　□ 公認会計士　□ 外国公認会計士　□ 税理士
□ 社会保険労務士　□ 弁理士　□ 海事代理士　□ 行政書士 】

②【 □ 医師　□歯科医師　□ 薬剤師　□ 保健師　□ 助産師
□ 看護師(EPA看護師を除く。)　□ 准看護師　□ 歯科衛生士
□ 診療放射線技師　□ 理学療法士　□ 作業療法士　□ 視能訓練士
□ 臨床工学技士　□ 義肢装具士 】

③【 □ 家事使用人　□ 家族と同居（外交官の家族を含む。） 】

④【 □ ワーキング・ホリデー　□ 外国弁護士 】

⑤【 □ アマチュアスポーツ選手 】

⑥【 □ インターンシップ 】

⑦【 □ EPA看護師　□ EPA介護福祉士　□ EPA看護師候補者
□ EPA介護福祉士候補者　□ EPA就学介護福祉士候補者 】

⑧【 □ 製造業外国従業員　□ 家事支援者(国家戦略特区)
□ 耕種農業支援者(国家戦略特区)　□ 畜産農業支援者(国家戦略特区) 】

⑨【 □ 日系四世 】

⑩【 □ 起業活動 】

⑪【 □ その他　（　　） 】

(17で選択した区分に応じ以下の項目について記入)

○ ①を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,27及び「署名欄」を記入
○ ②を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,19,27及び「署名欄」を記入
○ ③を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・27及び「署名欄」を記入
○ ④を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・22,27及び「署名欄」を記入
○ ⑤を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,20,27及び「署名欄」を記入
○ ⑥を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・21,27及び「署名欄」を記入
○ ⑦を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,19,22,27及び「署名欄」を記入
○ ⑧を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・18,27及び「署名欄」を記入
○ ⑨を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・22,27及び「署名欄」を記入
○ ⑩を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・19,23～27及び「署名欄」を記入
○ ⑪を選択した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・22,27及び「署名欄」を記入

別記第三十号の二様式所属機関等作成用１　Ｕ（その他）を次のように改める。

所属機関等作成用１　Ｕ（その他）

1　契約，招へい又は同居している外国人の氏名及び在留カード番号
(1)氏　名　　(2)在留カード番号

(契約の場合は以下のいずれかの形態を選択)
□ 雇用　□ 委任　□ 請負　□ その他(　　)

2　申請人の活動内容
□ 外交，公用・・・・・・・・・・・・3，4，5(1)～(5)及び「記名(署名)欄」を記入
□ 弁護士，公認会計士，その他法律・会計業務，医師，その他医療関係業務，アマチュアスポーツ選手，インターンシップ，EPA看護師・介護福祉士，EPA看護師候補者・介護福祉士候補者，製造業外国従業員，家事支援者(国家戦略特区)，農業支援者(国家戦略特区)
・・・・・・・・・・・・・・3，4，5，6，7，8及び「記名(署名)欄」を記入
□ EPA就学介護福祉士候補者・・・・・・3，4，5(1)～(5)，7及び「記名(署名)欄」を記入
□ 家事使用人・・・・・・・・・・・・3，4，6，7，8，9及び「記名(署名)欄」を記入
□ 扶養を受ける活動・・・・・・・10及び「記名(署名)欄」を記入
□ 日系四世・・・・・・・・・・・・11又は12及び「記名(署名)欄」を記入

3　職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に職種があれば，別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

4　活動内容詳細

5　勤務先，所属機関又は通学先
(1)名称　　支店・事業所名
(2)法人番号(13桁)　　(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略
(4)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に業種があれば，別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(5)所在地　　電話番号
(6)資本金　　円　(7)年間売上高(直近年度)　　円
(8)従業員数　　名　うち外国人職員数　　名

6　職務上の地位　　7　就労又は就学予定期間

8　月額報酬(税引き前の支払額)　　円
※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

9　雇用主(家事使用人の場合に記入)
(1)国　籍・地　域
(2)氏　名
(3)性　別　男・女　(4)生年月日　年　月　日
(5)住居地　　電話番号
(6)職務上の地位　(7)在留カード番号
(8)在留資格　(9)在留期間
(10)在留期間の満了日　年　月　日

別記第三十号の二様式別紙　職種一覧を次のように改める。

別紙 職種一覧

1	経営
2	管理業務(経営者を除く)
3	調査研究
4	技術開発(農林水産分野)
5	技術開発(食品分野)
6	技術開発(機械器具分野)
7	技術開発(その他製造分野)
8	生産管理(食品分野)
9	生産管理(機械器具分野)
10	生産管理(その他製造分野)
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	報道
17	編集
18	デザイン
19	教育(教員免許を有する者が行う教育)
20	教育(小学校・中学校・高等学校における語学教育)
21	教育(専修学校)
22	教育(各種学校)
23	教育(インターナショナルスクール)
24	教育(教育機関を除く)
25	翻訳・通訳
26	海外取引業務
27	企画事務(マーケティング,リサーチ)
28	企画事務(広報・宣伝)
29	会計事務
30	法人営業
31	CADオペレーション
32	調理
33	外国特有の建築技術
34	外国特有の製品製造
35	宝石・貴金属・毛皮加工
36	動物の調教
37	石油・地熱等掘削調査
38	パイロット
39	スポーツ指導
40	ソムリエ
41	介護福祉士
42	研究
43	研究の指導
44	教育(大学等)
45	記者
46	報道カメラマン
47	医師
48	歯科医師
49	薬剤師
50	看護師
51	接客(販売店)
52	接客(飲食店)
53	接客(その他)
54	製品製造
55	保健師
56	助産師
57	准看護師
58	歯科衛生士
59	診療放射線技師
60	理学療法士
61	作業療法士
62	視能訓練士
63	臨床工学技士
64	義肢装具士
65	弁護士
66	司法書士
67	弁理士
68	土地家屋調査士
69	外国法事務弁護士
70	公認会計士
71	外国公認会計士
72	税理士
73	社会保険労務士
74	行政書士
75	海事代理士
76	著述家
77	美術家・写真家
78	音楽家・舞台芸術家
79	宗教家
80	家事使用人
81	プロスポーツ選手
82	アマチュアスポーツ選手
83	インターンシップ
84	ワーキング・ホリデー
85	外国弁護士
86	サマージョブ
87	国際文化交流
88	EPA看護師
89	EPA介護福祉士
90	EPA看護師候補者
91	EPA介護福祉士候補者
92	EPA就学介護福祉士候補者
93	製造業外国従業員
94	家事支援者(国家戦略特区)
95	耕種農業支援者(国家戦略特区)
96	畜産農業支援者(国家戦略特区)
97	起業活動
98	その他のサービス職業従事者(他に分類されないもの)
99	農林漁業従事者
100	製品製造・加工処理従事者(金属製品)
101	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
102	機械組立従事者
103	機械整備・修理従事者
104	機械検査従事者
105	建設躯体工事従事者
106	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)
107	その他の建設・採掘従事者(他に分類されないもの)
108	運搬・清掃・包装等従事者
109	外交
110	公用
999	その他

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法務省・厚生労働省令第三号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行等に伴い、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日

法務大臣　鈴木　馨祐
厚生労働大臣　福岡　資麿

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国の送出機関） **第二十五条**　法第二十三条第二項第六号（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　当該機関又はその役員が拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。 ［七～十　略］	（外国の送出機関） **第二十五条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　当該機関又はその役員が禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。 ［七～十　同上］
（理事の任命及び解任の認可申請） **第五十七条**　機構の理事長は、法第七十一条第二項又は第七十四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　［略］ 二　任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約 ［イ・ロ　略］ ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。 三　［略］	（理事の任命及び解任の認可申請） **第五十七条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別記様式第１号第七面を次のように改める。

別記様式第１号（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第７面　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

私（申請者）は、法第10条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないことを確認しましたので、その旨をここに誓約します。　□※

（注意）
申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第10条各号に規定する欠格事由】

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）
（認定の欠格事由）
第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。
一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二　この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
四　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
五　心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令に定めるもの
六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
七　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
八　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
九　第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）
十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
十二　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）
（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）
第一条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。
一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第百十八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（第一号（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第百二十条（第一号（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定
二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）
三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
四　船員職業安定法第百十一条から第百十五条までの規定
五　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定
六　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
七　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定
八　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
九　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
十　労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定
十一　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定
十三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定
十四　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
十五　労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第八項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）（抄）
（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）
第十六条の二　法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記様式第十一号第二面を次のように改める。

別記様式第 11 号（第 24 条及び第 41 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第２面

私（申請者）は、法第 26 条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第５号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを確認しましたので、その旨をここに誓約します。　□※

（注意）
申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第 26 条各号に規定する欠格事由】

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）
（許可の欠格事由）
第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。
一　第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者
二　第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
三　第三十七条第一項の規定による監理許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
四　第二十三条第一項の許可の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
五　役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの
イ　第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者
ロ　第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者
ハ　第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第二号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
ニ　第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
六　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（認定の欠格事由）
第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。
一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二　この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
四　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
五　心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの
六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
七　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
八　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
九　第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）
十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
十二　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）
（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）
第一条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。
一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第百十八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（第一号（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第百二十条（第一号（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定
二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）
三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
四　船員職業安定法第百十一条から第百十五条までの規定
五　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定
六　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
七　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定
八　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
九　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
十　労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定
十一　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定
十三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定
十四　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
十五　労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第八項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）（抄）
（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）
第十六条の二　法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

附　則

（施行期日）
１　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。
（経過措置）
２　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。
３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

法　規　的　告　示

○総務省告示第百七十四号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年五月二十九日　　総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別表第七号　無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 ［一～十二　略］ 十三　非常時事業者間ローミング機能 １　自動接続 ㈠　測定用機器は、次のとおりとする。 (1)　自網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する自網をいう。以下同じ。）相当のＬＴＥ設備用シミュレータ（以下「自網相当シミュレータ」という。） (2)　救済網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する救済網をいう。以下同じ。）相当のＬＴＥ設備用シミュレータ（以下「救済網相当シミュレータ」という。） ㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。 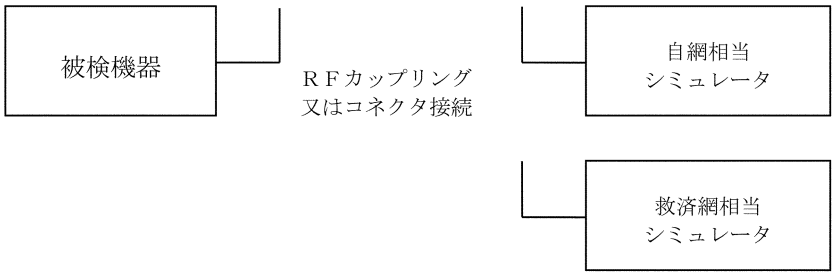 ㈢　測定手順は、以下のとおりとする。 (1)　自網相当シミュレータから自網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出し、救済網相当シミュレータから救済網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。 (2)　被検機器が自網相当シミュレータに接続することを確認する。 (3)　自網相当シミュレータからの信号の送出を停止する。 (4)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続しないことを確認する。 (5)　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。 (6)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。	**別表第七号**　無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 ［一～十二　同左］ ［新設］

2　認証を行わない緊急通報

㈠　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。

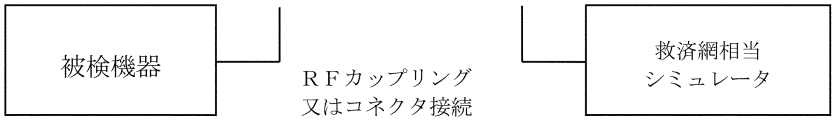

㈢　測定手順は、以下のとおりとする。

⑴　救済網相当シミュレータから救済網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。

⑵　被検機器が救済網相当シミュレータに接続しないことを確認する。

⑶　救済網相当シミュレータから緊急時用の待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

⑷　被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。

⑸　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

⑹　救済網相当シミュレータから応答メッセージを送出する。

⑺　被検機器が電気通信番号規則別表第九号に規定するＩＭＳＩの情報を含む緊急通報を発信することを確認する。

3　救済網を利用した緊急通報を終了後に自網に接続する機能

㈠　測定用機器は、次のとおりとする。

⑴　自網相当シミュレータ

⑵　救済網相当シミュレータ

㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。

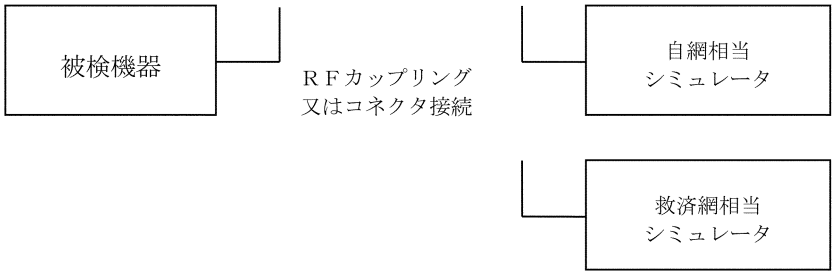

㈢　測定手順は、以下のとおりとする。

⑴　自網相当シミュレータから自網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。

⑵　救済網相当シミュレータから救済網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。

(3)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続しないことを確認する。
(4)　救済網相当シミュレータから緊急時用の待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。
(5)　被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。
(6)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。
(7)　自網相当シミュレータから自網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出し、被検機器の緊急通報を終了する。
(8)　被検機器が自網相当シミュレータに接続することを確認する。

４　救済網名を表示する機能

(一)　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。
(二)　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。

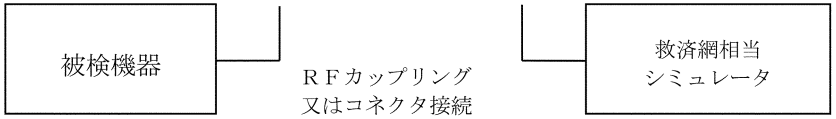

(三)　測定手順は、以下のとおりとする。
(1)　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。
(2)　被検機器の映像面に救済網の事業者に対応した表示がされ、選択ができることを確認する。
(3)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続し、被検機器の映像面に救済網の事業者に対応した表示がされることを確認する。

５　救済網に接続した状態で緊急通報を行う機能

(一)　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。
(二)　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。

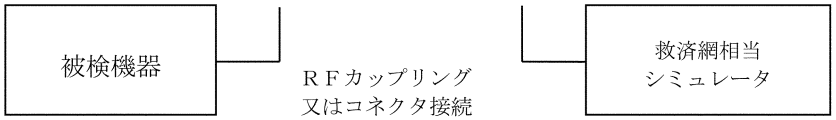

(三)　測定手順は、以下のとおりとする。
(1)　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。
(2)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。
(3)　被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。
(4)　救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のＳＩＰ番号（403）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。
(5)　被検機器が具体的な緊急通報の接続先にＩＭＳＩの情報を含んだ発信を行い接続することを確認する。

6　救済網に接続した状態で、規制状態であっても緊急通報を行う機能

㈠　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。

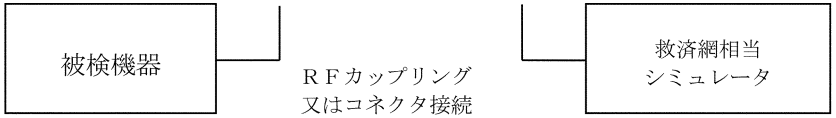

㈢　測定手順は、以下のとおりとする。

(1)　被検機器に挿入されたＵＳＩＭ内のＡＣを確認する。ただし、被検機器がＵＳＩＭを持たない場合には被検機器に登録されているＡＣを確認する。

(2)　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

(3)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

(4)　(1)によって確認したＡＣより高いクラスのＡＣに対する救済網に係る規制情報（ＡＣＢ（Access Class Barring）及びＳＳＡＣ（Service Specific Access Control）に関するもの）を、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。

(5)　被検機器が発信しないことを確認する。

(6)　被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。

(7)　救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のＳＩＰ番号（403）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。

(8)　被検機器が具体的な緊急通報の接続先に接続することを確認する。

7　救済網に接続した状態で発信電話番号通知設定又は非通知設定で緊急通報を行う機能

㈠　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。

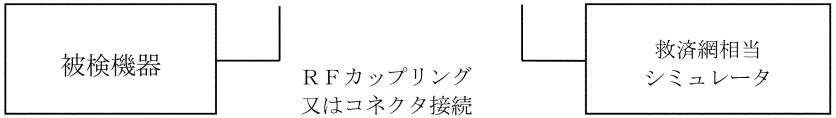

㈢　測定手順は、以下のとおりとする。

(1)　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

(2)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

(3)　被検機器から184又は186を電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加して緊急通報を発信する操作を行う。

(4)　救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のＳＩＰ番号（380）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。

(5)　被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。

(6)　救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のＳＩＰ番号（403）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。

(7)　被検機器が具体的な緊急通報の接続先に接続することを確認する。

8　救済網における重要通信の確保

(一)　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

(二)　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。

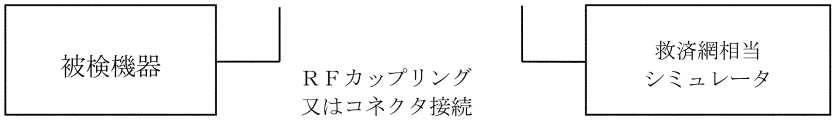

(三)　測定手順は、以下のとおりとする。

(1)　被検機器に挿入されたＵＳＩＭ内のＡＣを確認する。ただし、被検機器がＵＳＩＭを持たない場合には被検機器に登録されているＡＣを確認する。

(2)　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

(3)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

(4)　(1)によって確認したＡＣより高いクラスのＡＣに対する救済網に係るＡＣＢに関する規制情報を、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。

(5)　被検機器が発信しないことを確認する。

(6)　救済網に係るＡＣＢに関する規制情報を解除し、(1)によって確認したＡＣより高いクラスのＡＣに対する救済網に係るＳＳＡＣに関する規制情報を、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。

(7)　被検機器が音声信号を発信しないこと及びデータ信号を発信することを確認する。

(8)　救済網に係るＳＳＡＣに関する規制情報を解除し、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。

(9)　被検機器が発信することを確認する。

9　再送抑制

(一)　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

(二)　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。

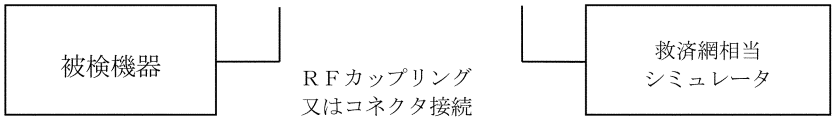

⑪　測定手順は、以下のとおりとする。 (1)　被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網での待受を求める信号を送出する。 (2)　救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号及び再送間隔を送出する。 (3)　被検機器が救済網相当シミュレータから指定された再送間隔の間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認する。 (4)　被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網での待受を求める信号を送出する。 (5)　救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号を再送間隔を含めずに送出する。 (6)　被検機器が、当該被検機器の持つ再送間隔の間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認する。 (7)　(4)から(6)までと同じ手順を４回繰り返して行う。 (8)　(7)の後、被検機器が12分間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認する。 (9)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続し、被検機器から救済網相当シミュレータへ位置登録の更新を求める信号を送出した場合について、(1)から(3)までと同様の手順で確認を行う。 (10)　被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網への接続を求める信号を送出する。 (11)　救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号及び再送間隔を送出する。 (12)　被検機器が救済網相当シミュレータから指定された再送間隔の経過後救済網での待受を求める信号を再送し、救済網相当シミュレータに接続することを確認する。	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第百七十五号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別表第五号　無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 ［第１～第３　略］ 第４　無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等 ［１～８　略］ ９　救済網に過大な負荷を与えないようにする機能 (1)　救済網（端末設備等規則第32条の24の２に規定する救済網をいう。(2)において同じ。）への接続は、基地局から報知される規制情報に従って行うこと。 (2)　救済網へ接続した際に救済網から拒否信号を受信したときは、当該拒否信号に付された再送間隔に指定された間隔をおいた後に接続を試みること。ただし、再送間隔の指定が無い場合は、12分以上の間隔をおいた後に接続を試みること。	**別表第五号**　無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 ［第１～第３　同左］ 第４　無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等 ［１～８　同左］ ［新設］

(3) 無線設備規則第49条の６の９第１項及び第５項に規定する陸上移動局の無線設備又は同条第１項及び第６項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備並びに複数の電気通信事業者のデジタルデータ伝送用設備（端末設備等規則第２条第２項第15号に規定するデジタルデータ伝送用設備をいう。以下(3)において同じ。）に接続する機能を有しない端末設備及び専ら試験を行うことを目的としてデジタルデータ伝送用設備に接続する端末設備（専ら本邦外において使用するものに限る。）にあっては、(1)及び(2)の規定を適用しない。

10　その他

端末設備等規則第22条第２号、第23条、第26条から第28条まで及び第32条の24の２第３号に規定する機能と同等の機能を備えること。ただし、９(3)に規定する端末設備にあっては、同号に規定する機能と同等の機能を備えることを要しない。

［第４の２～第７　略］

9　その他

端末設備等規則第22条第２号、第23条及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。

［第４の２～第７　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第八十七号別表第五号第４の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備であって、この告示の施行の日前に電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査（次項において「技術基準適合認定等」という。）を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出（次項において単に「技術基準適合自己確認の届出」という。）を行ったものの電気的条件等については、なお従前の例によることができる。

3　この告示の施行の日から令和九年九月三十日までに技術基準適合認定等を受け、又は技術基準適合自己確認の届出を行う端末設備又は自営電気通信設備（インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であってインターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの（事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令（令和七年総務省令第五十四号）附則第三条の規定により、技術的な困難性、利用者への影響その他の事情を勘案する必要があるものとして総務大臣の承認を受けたものを除く。）と構造上一体となっている端末設備又は自営電気通信設備及びモバイルルータ（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第二十五号に規定するモバイルルータをいう。）を除く。）の電気的条件等については、この告示による改正後の平成二十三年総務省告示第八十七号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第百七十六号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第百四十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年五月二十九日　　総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定（規則第三十六条において準用する場合を含む。）にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。			次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。		
一　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九若しくは第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波	［略］	規則第三十二条の二十四第一号	一　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九若しくは第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波	［同上］	規則第三十二条の二十四第一号
［略］		インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。	［同上］		インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。

数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備又は同令第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等			
二　無線設備規則第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備のうち、同条第一項及び第五項に規定する陸上移動局の無線設備又は同条第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等	規則第三十二条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない。	
三　無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等	［略］	［略］	
	規則第三十二条の二十四第一号	インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。	
	規則第三十二条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない。	
四　無線設備規則第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等	規則第三十二条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない。	

数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備又は同令第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等			
二　無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等	［同上］	［同上］	
	規則第三十二条の二十四第一号	インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。	

五　発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等	規則第三十二条の二十三	中欄に掲げる規定を適用しない。	
六　複数の電気通信事業者のインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等	規則第三十二条の二十四の二第二号、第四号及び第五号	中欄に掲げる規定を適用しない。	
七　専ら試験を行うことを目的としてインターネットプロトコル移動電話用設備に接続するインターネットプロトコル移動電話端末等（専ら本邦外において使用するものに限る。）	規則第三十二条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない。	
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

三　発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等	規則第三十二条の二十三	中欄に掲げる規定を適用しない。	

○総務省告示第百七十七号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十四の二（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの非常時事業者間ローミングに係る機能を次のように定め、令和七年十月一日から施行する。

令和七年五月二十九日　　総務大臣　村上誠一郎

第一　インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網に過大な負荷を与えないようにする機能

次に掲げる要件を満たすもの

一　救済網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する救済網をいう。以下同じ。）への接続は、基地局から報知される規制情報に従って行うこと。

二　救済網へ接続した際に救済網から拒否信号を受信したときは、当該拒否信号に付された再送間隔に指定された間隔をおいた後に接続を試みること。ただし、再送間隔の指定がない場合は、十二分以上の間隔をおいた後に接続を試みること。

三　インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの（以下「インターネットプロトコル移動電話端末等」という。）が救済網に接続し、緊急通報の発信に係る位置情報を送信した上で緊急通報を発信する場合は、緊急通報の通話が終了した際に直ちに救済網との接続を解除し、自網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する自網をいう。）への接続を試みること。

第二　インターネットプロトコル移動電話端末等の状態を救済網に通知する機能

インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網に接続し、緊急通報の発信に係る位置情報を送信した上で緊急通報を発信するときに、当該インターネットプロトコル移動電話端末等のＩＭＳＩ（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げるＩＭＳＩをいう。）を送信するもの

第三　インターネットプロトコル移動電話端末等が接続している救済網の名称を利用者が識別し、及び接続する救済網を選択することができるようにする機能

インターネットプロトコル移動電話端末等が映像面を有する場合は、接続先が救済網であること及び救済網を設置する電気通信事業者を識別可能な情報の表示を行い、並びにいずれの救済網に接続するか選択できるようにするもの。ただし、当該情報の表示が技術的に困難と認められる場合は、この限りでない。

第四　救済網のみを用いて通信を行う場合（利用者の認証を自網における設備を用いて行う場合を含む。）にあっては、救済網の基地局が発信する報知情報に基づいて緊急通報を発信できる機能

インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網に接続し緊急通報を発信する際に当該インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網から非常時事業者間ローミング（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する非常時事業者間ローミングをいう。）用に緊急通報を許可する信号を受信した場合は、緊急通報の発信に係る位置情報を送信した上で、緊急通報を発信するもの

第五　救済網を経由し自網を用いて通信を行う場合にあっては、付加的役務識別番号（電気通信番号規則別表第十一号に掲げる付加的役務識別番号をいい、発信元の電気通信番号又は位置情報の通知及び非通知に係るものに限る。以下同じ。）を同表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加されて行われた発信であっても緊急通報を発信できる機能

次に掲げる要件を満たすもの

一　インターネットプロトコル移動電話端末等が緊急通報（付加的役務識別番号を電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加したものに限る。）を発信した際に救済網への切替えを指示する信号を受信したときは、救済網へ接続先を切り替えて緊急通報を発信すること。

二　インターネットプロトコル移動電話端末等が、救済網に接続し緊急通報を発信する場合に、救済網から緊急通報の発信を拒否する信号を受信したときは、当該信号に基づき緊急通報を発信すること。

○総務省告示第百七十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定める。

なお、令和六年総務省告示第百六十六号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、令和七年六月二十日限り廃止する。

令和七年五月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

周波数の範囲（注１）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻（ふく）射電力（注２）	備　　考
72.54MHzから72.66MHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHzから73.65MHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
73.55MHzから73.75MHzまで	信越総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
142.48MHzから142.58MHzまで	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
143MHzから143.21MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上及びその上空での使用に限る。 静岡県の区域を除く。 空中線電力は、１W以下に限る（上空での使用の場合に限る。）。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
146.48MHzから146.58MHzまで	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
147MHzから147.21MHzまで	北海道総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 静岡県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
147.82MHzから147.86MHzまで	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 福岡県の区域を除く。
161.2MHzから161.275MHzまで	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
342.16875MHzから342.20225MHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 青森県及び秋田県の区域を除く。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
358.66875MHzから358.70225MHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 青森県及び秋田県の区域を除く。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。

368.24MHzから368.56MHzまで	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
386.24MHzから386.56MHzまで	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
393.6MHzから394.3MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
397.75MHzから398.5MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
411.935MHzから411.985MHzまで	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
412.15MHzから413.2875MHzまで	沖縄総合通信事務所管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
426.9MHzから427.5MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	関東総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和11年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和９年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。

428MHzから428.4MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	信越総合通信局管内	令和11年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和10年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 愛知県及び三重県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
450.175MHzから450.2375MHzまで	信越総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
2294MHzから2296MHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
5012MHzから5025MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	
	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	青森県及び福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
5100MHzから5140MHzまで	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
8400MHzから8500MHzまで	関東総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	茨城県土浦市及びつくば市、千葉県勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町、東京都町田市並びに神奈川県相模原市及び横浜市の区域を除く。

12.8GHzから12.95GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	関東総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	山口県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
15.5GHzから15.6GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	山口県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	福岡県、佐賀県及び長崎県の区域を除く。
28.2GHzから29.1GHzまで	北海道総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 秋田県秋田市及び南秋田郡大潟村の区域は屋内での使用に限る。
	関東総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 栃木県栃木市、千葉県白井市、東京都文京区本郷七丁目、江東区青海二丁目、江東区新木場二丁目、八王子市、府中市、調布市、小平市、日野市及び国分寺市並びに神奈川県横浜市鶴見区矢向一丁目、川崎市中原区及び厚木市の区域は屋内での使用に限る。
	信越総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 富山県高岡市及び南砺市の区域は屋内での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 愛知県名古屋市西区及び三重県津市の区域は屋内での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 鳥取県境港市の区域は屋内での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 徳島県徳島市並びに愛媛県松山市及び今治市の区域は屋内での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 宮崎県延岡市の区域は屋内での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
31.05GHzから31.2GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
32.05GHzから33.25GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
45.5GHzから47GHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
47.2GHzから49.8GHzまで	関東総合通信局管内	令和９年６月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
48.4GHzから48.7GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
49.3GHzから49.8GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	

51.35GHzから52.35GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから67GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから71GHzまで	関東総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が1000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	1500W以下	空中線電力は、１W以下に限る。
102GHzから1100GHzまで	北海道総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	関東総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 105GHzから109.5GHzまで及び111.8GHzから114.25GHzまでの周波数の使用可能地域は、群馬県吾妻郡（長野原町、嬬恋村及び草津町に限る。）並びに山梨県韮崎市及び北杜市の区域を除く。 空中線電力は、５W以下に限る。
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 105GHzから109.5GHzまで及び111.8GHzから114.25GHzまでの周波数の使用可能地域は、長野県岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、茅野市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡（長野町に限る。）、諏訪郡及び上伊那郡（辰野町、箕輪町及び南箕輪村に限る。）の区域を除く。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	東海総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	中国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	四国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。

（注１）　発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注２）　空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

（注３）　この周波数の使用は、陸上での使用に限るものとし、かつ、次に掲げる周波数を除く。
109.5GHzから111.8GHzまで、114.25GHzから116GHzまで、148.5GHzから151.5GHzまで、164GHzから167GHzまで、182GHzから185GHzまで、190GHzから191.8GHzまで、200GHzから209GHzまで、226GHzから231.5GHzまで及び250GHzから252GHzまでの周波数

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に免許を受けている四一二・八一二五MHzから四一三・一二八七五MHzまでの周波数の範囲の電波を使用する特定実験試験局が使用可能な周波数の範囲等については、この告示の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間が満了する日までは、この告示による廃止前の令和六年総務省告示第百六十六号の規定を適用する。

○法務省告示第九十四号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十九日　法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～三十一　略］	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～三十一　同上］

改正後	改正前
三十二　削除	三十二　本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて建設業務に従事する活動
［三十三～三十四　略］	［三十三～三十四　同上］
三十五　削除	三十五　本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第千百九十九号）にいう適正監理計画をいう。）又は企業単独型適正監理計画（同告示にいう企業単独型適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて造船業務に従事する活動
［三十六～五十五　略］	［三十六～五十五　同上］
五十六　令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会（ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ二〇二七）の関係者であって、公益社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会（令和三年十一月十五日に一般社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会という名称で設立された法人をいう。）が適当と認めるものが、当該博覧会に係る事業に従事する活動	［号を加える。］
五十七　前号に掲げる活動を指定されて在留する者の配偶者又は子として行う日常的な活動	［号を加える。］
［別表第一～別表第十七　略］	［別表第一～別表第十七　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第九十五号

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件（平成二十二年法務省告示第六百二十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十九日

法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　削除	五　特定活動告示第三十二号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、国土交通大臣が認定した特定監理団体（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう特定監理団体をいう。）の職員
六　削除	六　特定活動告示第三十五号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、国土交通大臣が認定した特定監理団体（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第千百九十九号）にいう特定監理団体をいう。）の職員
［七～十二　略］	［七～十二　同上］
十三　特定活動告示第五十六号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、公益社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会（令和三年十一月十五日に一般社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会という名称で設立された法人をいう。以下「園芸博覧会協会」という。）の職員又は令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会（ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ　二〇二七）の関係者であって、園芸博覧会協会が適当と認めるもの	［号を加える。］
十四　特定活動告示第五十七号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、特定活動告示第五十六号に掲げる活動を行おうとする者又は当該者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となっている者	［号を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○出入国在留管理庁告示第一号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第一項の規定に基づき希望者登録の特例を定める件の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十九日　出入国在留管理庁長官　丸山　秀治

出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第一項の規定に基づき希望者登録の特例を定める件（平成二十八年法務省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式

（表）　日本国政府法務省

自動化ゲート利用希望者登録申請書
（グローバル・エントリー・プログラム登録者専用）

出入国在留管理局長　殿

写　真

出入国管理及び難民認定法第９条第８項の規定に基づき、次のとおり自動化ゲート利用希望者登録を申請します。

1　国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　性　別　男・女

5　住居地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　旅券

番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発行年月日＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

有効期限＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

7　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電子メールアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏）

以下の質問に回答してください。

1　グローバル・エントリー・プログラムの登録に基づき、アメリカ合衆国国土安全保障省税関・国境取締局から付与されている「ＰＡＳＳＩＤ」を記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　あなたは、これまでに日本国又は日本国以外の国の法令に反して、懲役、拘禁刑、禁錮若しくは罰金又はこれらに相当する刑に処せられたことはありますか（執行猶予も含みます）。

・□ はい　　・□ いいえ

3　あなたは、日本から退去強制されたこと、日本から出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことはありますか。

・□ はい　　・□ いいえ

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人の署名／申請書作成年月日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　年　月　日

附　則

（施行期日）

1　この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に行われているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による申請は、この告示による改正後の様式による申請とみなす。

3　この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

その他告示

○財務省告示第百四十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年五月二十九日

財務大臣　加藤　勝信

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第144回	78,870,000円	78,838,598円
〃	第145回	336,200,000円	336,066,084円
〃	第146回	240,210,000円	240,114,322円
〃	第147回	234,730,000円	234,636,516円
〃	第148回	555,180,000円	554,958,848円
〃	第149回	215,340,000円	215,254,236円
〃	第150回	274,140,000円	274,030,816円
〃	第151回	383,570,000円	383,417,232円
〃	第152回	323,670,000円	323,541,076円
〃	第153回	299,550,000円	299,430,680円
〃	第154回	234,270,000円	234,176,686円
〃	第155回	420,240,000円	420,072,602円
〃	第156回	172,690,000円	172,621,234円
〃	第157回	306,500,000円	306,377,926円
〃	第158回	511,380,000円	511,176,314円
〃	第159回	219,610,000円	219,522,540円
〃	第160回	128,410,000円	128,358,873円
〃	第161回	192,400,000円	192,262,056円
〃	第162回	278,250,000円	277,828,744円
〃	第163回	138,780,000円	138,724,734円
〃	第164回	128,890,000円	128,838,690円
〃	第165回	238,810,000円	238,714,890円
〃	第166回	940,570,000円	939,370,942円
〃	第167回	20,000円	19,969円
〃	第168回	3,000,000円	2,993,474円
〃	第169回	220,000円	219,404円
〃	第170回	33,000,000円	32,927,167円
〃	第171回	6,200,000円	6,191,254円
〃	第172回	97,200,000円	97,044,288円
〃	第173回	15,520,000円	15,498,667円
〃	第177回	10,000,000円	9,992,702円
〃	第178回	122,100,000円	122,091,270円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第110回	3,100,000円	3,098,768円
〃	第111回	40,010,000円	39,994,068円
〃	第112回	61,910,000円	61,885,342円
〃	第113回	59,400,000円	59,376,340円
〃	第114回	149,920,000円	149,860,292円
〃	第115回	112,260,000円	112,215,292円
〃	第116回	84,190,000円	84,156,472円
〃	第117回	165,630,000円	165,564,038円
〃	第118回	251,800,000円	251,699,704円
〃	第119回	218,900,000円	218,812,814円
〃	第120回	124,960,000円	124,910,236円
〃	第121回	176,060,000円	175,989,868円
〃	第122回	158,340,000円	158,276,932円
〃	第123回	224,310,000円	224,220,654円

〃	第124回	243,020,000円	242,923,206円
〃	第125回	317,190,000円	317,063,654円
〃	第126回	345,580,000円	345,442,344円
〃	第127回	100,290,000円	100,250,060円
〃	第128回	199,710,000円	199,630,450円
〃	第129回	440,310,000円	440,134,616円
〃	第130回	341,250,000円	341,114,074円
〃	第131回	403,120,000円	402,959,414円
〃	第132回	303,560,000円	303,439,084円
〃	第133回	197,280,000円	197,201,412円
〃	第134回	179,400,000円	179,328,548円
〃	第135回	151,270,000円	151,209,760円
〃	第136回	106,070,000円	106,027,758円
〃	第137回	169,940,000円	169,872,320円
〃	第138回	238,820,000円	238,724,878円
〃	第139回	127,680,000円	127,629,144円
〃	第140回	83,120,000円	83,086,900円
〃	第141回	275,400,000円	275,246,446円
〃	第142回	1,242,610,000円	1,240,827,880円
〃	第143回	953,080,000円	951,940,938円
〃	第144回	1,657,330,000円	1,654,953,036円
〃	第145回	753,480,000円	752,639,538円
〃	第146回	437,330,000円	437,016,434円
〃	第147回	390,580,000円	390,393,294円
〃	第148回	228,050,000円	227,959,162円
〃	第149回	1,289,330,000円	1,287,891,822円

〃	第150回	1,046,560,000円	1,044,809,245円
〃	第151回	1,200,720,000円	1,197,562,700円
〃	第152回	1,987,070,000円	1,980,419,924円
〃	第153回	1,509,250,000円	1,506,243,526円
〃	第154回	1,302,060,000円	1,300,192,564円
〃	第155回	1,978,090,000円	1,974,149,544円
〃	第156回	3,929,130,000円	3,918,798,175円
〃	第157回	44,000,000円	43,864,262円
〃	第158回	10,000,000円	9,965,501円
〃	第159回	3,200,000円	3,187,728円
〃	第161回	7,200,000円	7,186,194円
〃	第162回	6,200,000円	6,186,460円
〃	第163回	15,500,000円	15,469,666円
〃	第164回	4,000,000円	3,991,716円
〃	第165回	3,000,000円	2,994,165円
〃	第167回	20,000,000円	19,982,932円
〃	第168回	150,030,000円	150,016,737円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第62回	30,560,000円	30,417,548円
〃	第63回	94,060,000円	93,629,050円
〃	第64回	196,100,000円	195,224,966円
〃	第65回	51,410,000円	51,184,699円
〃	第66回	128,690,000円	128,149,575円
〃	第67回	41,030,000円	40,864,905円
〃	第68回	66,030,000円	65,722,207円
〃	第69回	112,830,000円	112,313,054円
〃	第70回	42,560,000円	42,370,104円

〃	第71回	179,360,000円	178,573,943円
〃	第72回	260,480,000円	259,367,005円
〃	第73回	158,280,000円	157,643,092円
〃	第74回	79,350,000円	78,980,119円
〃	第75回	41,180,000円	40,991,340円
〃	第76回	89,260,000円	88,861,716円
〃	第77回	53,830,000円	53,594,095円
〃	第78回	120,430,000円	119,932,398円
〃	第79回	93,600,000円	93,223,360円
〃	第80回	74,140,000円	73,794,407円
〃	第81回	393,670,000円	391,866,293円
〃	第82回	197,400,000円	196,519,167円
〃	第83回	613,110,000円	610,422,994円
〃	第84回	91,940,000円	91,551,096円
〃	第85回	100,640,000円	100,235,044円
〃	第86回	129,340,000円	128,737,088円
〃	第87回	110,250,000円	109,744,877円
〃	第88回	183,890,000円	183,069,450円
〃	第89回	53,880,000円	53,643,877円
〃	第90回	176,710,000円	175,982,584円
〃	第91回	222,790,000円	221,893,503円
〃	第92回	148,420,000円	147,728,151円
〃	第93回	301,720,000円	300,337,585円
〃	第94回	161,750,000円	161,028,241円
〃	第95回	167,960,000円	167,223,918円
〃	第96回	221,910,000円	221,006,085円
〃	第97回	257,150,000円	256,115,245円
〃	第98回	367,040,000円	365,329,048円
〃	第99回	358,100,000円	356,459,267円
〃	第100回	170,140,000円	169,380,803円
〃	第101回	435,920,000円	434,009,557円
〃	第102回	289,870,000円	288,653,005円
〃	第103回	343,340,000円	341,958,431円
〃	第104回	253,470,000円	252,288,459円
〃	第105回	324,870,000円	323,381,526円
〃	第106回	204,140,000円	203,229,089円
〃	第107回	514,550,000円	512,294,948円
〃	第108回	622,450,000円	619,850,976円
〃	第109回	311,740,000円	310,485,574円
〃	第110回	314,010,000円	312,546,249円
〃	第111回	435,840,000円	433,843,071円
〃	第112回	409,570,000円	407,742,399円
〃	第113回	540,250,000円	537,882,306円
〃	第114回	581,750,000円	579,316,722円
〃	第115回	513,260,000円	511,194,646円
〃	第116回	728,540,000円	725,143,908円
〃	第117回	726,330,000円	723,002,108円
〃	第118回	529,770,000円	527,406,038円
〃	第119回	691,170,000円	688,140,883円
〃	第120回	1,076,110,000円	1,071,578,845円
〃	第121回	98,780,000円	98,382,512円
〃	第122回	37,760,000円	37,583,989円
〃	第123回	62,860,000円	62,572,001円

〃	第124回	74,220,000円	73,888,826円
〃	第125回	155,950,000円	155,266,558円
〃	第126回	528,280,000円	526,067,756円
〃	第127回	644,060,000円	641,468,308円
〃	第128回	389,130,000円	387,316,082円
〃	第129回	464,370,000円	462,242,361円
〃	第130回	503,100,000円	500,855,026円
〃	第131回	304,550,000円	303,215,315円
〃	第132回	525,330,000円	523,118,726円
〃	第133回	463,760,000円	461,893,854円
〃	第134回	487,730,000円	485,456,446円
〃	第135回	306,320,000円	304,916,526円
〃	第136回	377,350,000円	375,666,184円
〃	第137回	400,600,000円	398,844,358円
〃	第138回	340,300,000円	338,926,176円
〃	第139回	313,980,000円	312,716,567円
〃	第140回	550,910,000円	548,341,940円
〃	第141回	644,480,000円	641,527,142円
〃	第142回	966,450,000円	962,137,437円
〃	第143回	770,560,000円	767,182,979円
〃	第144回	1,212,270,000円	1,207,203,807円
〃	第145回	1,091,790,000円	1,087,396,647円
〃	第146回	970,290,000円	965,767,013円
〃	第147回	852,160,000円	848,255,585円
〃	第148回	994,580,000円	990,141,951円
〃	第149回	796,630,000円	793,138,739円
〃	第150回	1,116,410,000円	1,111,762,679円
〃	第151回	1,333,670,000円	1,328,303,299円
〃	第152回	785,860,000円	782,196,727円
〃	第153回	900,290,000円	896,165,067円
〃	第154回	1,536,160,000円	1,529,305,257円
〃	第155回	1,144,760,000円	1,139,743,032円
〃	第156回	1,352,510,000円	1,346,816,309円
〃	第157回	819,990,000円	816,690,388円
〃	第158回	732,630,000円	729,214,868円
〃	第159回	1,225,520,000円	1,219,904,920円
〃	第160回	636,180,000円	633,341,231円
〃	第161回	1,610,660,000円	1,603,601,140円
〃	第162回	1,275,440,000円	1,270,133,322円
〃	第163回	1,472,600,000円	1,466,674,287円
〃	第164回	1,720,110,000円	1,712,091,697円
〃	第165回	1,472,080,000円	1,465,335,234円
〃	第166回	1,273,960,000円	1,268,275,267円
〃	第167回	2,164,670,000円	2,155,183,125円
〃	第168回	2,639,810,000円	2,628,451,116円
〃	第170回	10,000,000円	9,956,705円
〃	第171回	30,200,000円	30,062,762円
〃	第172回	2,500,000円	2,489,686円
〃	第173回	39,200,000円	39,063,985円
〃	第174回	6,200,000円	6,181,391円
〃	第175回	10,500,000円	10,475,766円
〃	第179回	40,000,000円	39,959,979円
〃	第180回	149,770,000円	149,759,482円
合　　計		90,379,290,000円	90,084,991,036円

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第３６０号
千葉県柏市布施854番地の１
債務者　有限会社ピッツア・マミーサ
代表者取締役　丹野　　篤
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大津　郁雄
４　破産債権の届出期間　令和７年６月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月18日午後１時50分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３１９５号
東京都中央区日本橋室町１丁目６番３号
債務者　株式会社武井商店
代表者代表取締役　木下　　仁
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾島　絵美
４　破産債権の届出期間　令和７年６月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９０号
千葉県松戸市稔台７丁目２番地の22
債務者　有限会社シンコー建設
代表者代表取締役　河野　克則
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鍋倉　征成
４　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後１時50分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３３９号
千葉県柏市末広町６番４号
債務者　株式会社レイコーポレーション
代表者代表取締役　浅野　恵文
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小見山　大
４　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午前10時30分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１０８号
愛知県豊川市豊川町伊呂通21番地の５
債務者　有限会社カネナカこうじ店
代表者代表取締役　佐津川哲之
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊地令比等
４　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第３６９号
東京都台東区台東１丁目14番14―408号
債務者　有限会社光正社
代表者取締役　黒瀬　　正
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　尚道
４　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月18日午後１時20分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１号
山梨県甲府市長松寺町13番45号
債務者　有限会社有和
代表者代表取締役　有泉　和徳
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木暮　利壱
４　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月11日午後１時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第６１０号
名古屋市中村区靖国町２丁目81番地
債務者　株式会社アンフアンテ
代表者代表取締役　古家　雅美
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　星野　真二
４　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月31日午前10時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第９０２号
名古屋市名東区植園町３丁目21番地１
債務者　株式会社オクティール
代表者代表取締役　岡田　拓也
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮崎　　亮
４　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１２号
岩手県宮古市保久田２番20号
債務者　有限会社西野屋
代表者代表取締役　西野　仁博
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　良啓
４　破産債権の届出期間　令和７年６月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後２時
盛岡地方裁判所宮古支部

令和７年（フ）第４３号
岐阜県大垣市貝曽根町614番地５
債務者　岐阜アセットマネジメント株式会社
代表者代表取締役　大西　純司
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小島　浩一
４　破産債権の届出期間　令和７年７月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後２時
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第２７７号
北九州市若松区二島１丁目２番26―505号
債務者　株式会社九北
代表者代表取締役　池内　　健
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村里　　淳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月30日午後３時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第５１５号
仙台市若林区大和町２丁目１番20号
債務者　ＡＵＢＥ株式会社
代表者代表取締役　千葉　雄樹
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　檜山　公彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月４日午前10時40分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第７７７号
愛知県一宮市北小渕字大日143番地
債務者　株式会社サンフラワー
代表者代表取締役　新井　　誠
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉本　将樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月５日午後１時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３０４号
神戸市中央区播磨町49番地
債務者　株式会社シークルー
代表者代表取締役　山本　貴史
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向山　大輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月５日午前10時30分
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３０５号
兵庫県三田市藍本1001番地１
債務者　株式会社キャリアフロー
代表者代表取締役　山本　貴史
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向山　大輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月５日午前10時30分
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６３号
兵庫県姫路市夢前町置本452番地１
債務者　西和電気株式会社
代表者代表取締役　西川　和宏
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　直也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午前10時30分
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１５１号
兵庫県姫路市御立西６丁目８番４号
債務者　株式会社ライズ
代表者代表取締役　西川　和宏
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　直也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午前10時30分
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第４１９号
さいたま市見沼区大字深作220番地５
債務者　株式会社Ｔ＆Ｓ
代表者代表取締役　小鷹　誠之
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武藤　洋善
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午前11時20分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６号
山梨県富士吉田市上吉田東２丁目７番13号
債務者　タナベ電器株式会社
代表者代表取締役　田邉　知英
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡村　光男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月26日午後１時30分
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和７年（フ）第７４号
山形市松山２丁目10番22号
債務者　ホレルビットエンジニアリング株式会社
代表者代表取締役　笹　　剛弘
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　半田　　稔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午前11時５分
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２１２号
兵庫県加古川市別府町西町22番地
債務者　株式会社スオウ
代表者代表取締役　出川　正一
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊井　公策
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午後１時20分
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第４３２号
広島県廿日市市上の浜１丁目２番８号
債務者　濱本水産株式会社
代表者代表取締役　濱本恵津生
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　埋橋　和人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第５２１号
埼玉県上尾市小敷谷736―５
債務者　有限会社サトー
代表者代表取締役　佐藤　達也
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三輪　貴幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午前10時10分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１８８７号
大阪市北区中津２丁目８番Ａ―328号
債務者　タイガー合同会社
代表者代表社員　内田　真紀
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　祐樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後２時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５７号
鹿児島県鹿児島市真砂本町11番14号
債務者　株式会社凜
代表者代表清算人　寺師　光俊
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中園　貞宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午前10時
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第５５号
宮城県遠田郡美里町南小牛田字町屋敷93番地１
債務者　株式会社グローリーグループ
代表者代表取締役　星　　正行
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木康晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後２時
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第５６号
宮城県栗原市築館字上高森49番地10
債務者　株式会社グローリー
代表者代表取締役　星　　正行
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木康晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後２時10分
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第７７号
岐阜市コモンヒルズ北山3645番地43
債務者　コモン建設株式会社
代表者代表清算人　森内　　清
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平田　伸男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月５日午前10時20分
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１３号
兵庫県洲本市新村50番地
債務者　川添建設株式会社
代表者代表取締役　川添　文宏
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永澤　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午前11時30分
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和７年（フ）第１号
香川県丸亀市川西町北493番地４
債務者　株式会社天力
代表者代表取締役　寺村　　章
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田岡　直博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午前10時
高松地方裁判所丸亀支部

令和７年（フ）第８５号
茨城県久慈郡大子町袋田169番地の３
債務者　株式会社滝川館
代表者代表取締役　阿久津博史
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植崎　明夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月16日午前11時30分
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第５６０号
京都府城陽市寺田垣内後64番地の４
債務者　株式会社大阪じゅうべい
代表者代表取締役　山本　正博
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月17日午後１時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第５６１号
京都府城陽市寺田垣内後64番地の４
債務者　株式会社ＯＪフードサービス
代表者代表取締役　山本　正博
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月17日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１４９号
静岡県三島市日の出町６番74号
債務者　有限会社中山生花店
代表者代表取締役　中山　清次
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本喜三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月18日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第１８９８号
大阪市福島区野田１丁目１番86号
債務者　株式会社カネ勝商店
代表者代表取締役　東野　克彦
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福塚　圭恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月25日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６８号
兵庫県伊丹市東野４丁目11番地の41
債務者　有限会社ジャストグリーン
代表者取締役　遠地　保明
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木優雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月25日午前10時
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第１２２号
福岡県久留米市東合川町182番地の７
債務者　コックス株式会社
代表者代表取締役　廣瀬　栄一
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高峰　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月25日午後２時
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第１２５４号
大阪府大東市三箇４丁目10番33号　スプリングメドーズ303号
債務者　和田　晋弥
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月29日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第１３５号
香川県木田郡三木町大字氷上3929番地１
債務者　横山　明典
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬伏　優子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第５３４号
仙台市宮城野区小田原２丁目６番33号　小田原イースタンコーポ306
債務者　千葉　雄樹
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜山　公彦
4　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月４日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第３２号
秋田県北秋田市脇神字藤株囲ノ内57番地
債務者　相澤　正寿
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　伸一
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午後３時45分
6　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和７年（フ）第２号
京都府京都市右京区西院三蔵町43番地２　ヤサカ西大路　306、前住所山梨県甲府市青葉町５番16号
債務者　有泉　和徳
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木暮　利壱
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１３号
千葉県市川市曽谷５丁目31番２号　ふじハイム102号、旧住所岩手県宮古市保久田２番20号
債務者　西野　仁博
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　良啓
4　破産債権の届出期間　令和７年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後２時10分
6　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和７年（フ）第２２号
福井県敦賀市砂流38号５番地の14（櫛林）
債務者　橋本　　侃
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　征樹
4　破産債権の届出期間　令和７年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和７年（フ）第７８０号
愛知県江南市古知野町北屋敷215番地
債務者　山田　泰弘
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柚原　　肇
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２５０号
神奈川県伊勢原市桜台２丁目27番18号
債務者　平田　航輝
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺井　崇裕
4　破産債権の届出期間　令和７年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第２６５号
埼玉県越谷市増森２丁目183番地２
債務者　名倉　透雄
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富田　陽平
4　破産債権の届出期間　令和７年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午後２時20分
6　免責意見申述期間　令和７年８月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１０９号
愛知県新城市日吉字上貝津37番地
債務者　佐津川哲之
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地令比等
4　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第１１０号
愛知県新城市日吉字上貝津37番地
債務者　佐津川文美代
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地令比等
4　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第４５号
青森県五所川原市大字金山字竹崎314―３、住民票上の住所青森県五所川原市大字石岡字藤巻13番地31
債務者　伊丸岡和希
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木洋輔
4　破産債権の届出期間　令和７年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和７年（フ）第４４号
岐阜市日光町２丁目13番地４、住民票上の住所岐阜県大垣市貝曽根町614番地５　（前住所）岐阜市大福町９丁目30番地
債務者　大西　純司
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　浩一
4　破産債権の届出期間　令和７年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第８１４号
愛知県あま市篠田長堀56番地　ｅｓｔ．あまⅣ、住民票上の住所愛知県海部郡大治町大字堀之内字北二反畑632番地の１　チサンマンション新大治204号
債務者　森　　眞文
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　優太
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月９日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７８７号
東京都東大和市桜が丘２丁目215番地の12グランステイツ玉川上水103号
債務者　野崎　康弘
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　芳彦
4　破産債権の届出期間　令和７年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午前11時45分
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２５３号
静岡市葵区新伝馬３丁目11番11号　つぐみ新伝馬
債務者　榊原　昌雄
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　英樹
4　破産債権の届出期間　令和７年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月15日午前11時50分
6　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２２４３号
東京都西東京市柳沢５丁目３番20号ノーブル205号
債務者　伊藤　尚幸
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　　望
4　破産債権の届出期間　令和７年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月16日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第７２９号
東京都国分寺市東戸倉１丁目１番地12
債務者　井口　徳子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　由子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月16日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第７７８号
東京都立川市柴崎町１丁目14番５号柴崎町１丁目アパート１―304号
債務者　安田身江子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月17日午前11時45分
6　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１１０号
千葉県流山市西初石２丁目930番地　クレフィール流山202
債務者　澤村　聡一
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　亮佑
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月23日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２３５号
千葉県松戸市高塚新田156番地の２　ディアコート信合
債務者　和家　一弘
法定代理人成年後見人　特定非営利活動法人早稲田成年後見サポートセンター
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國分　玲名
4　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第６０号
栃木県小山市神鳥谷881番地１　エンベリーザＢ207号
債務者　巻島　愛梨
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　真
4　破産債権の届出期間　令和７年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月29日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月28日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第５５３号
横浜市南区井土ケ谷下町215番地の１　井土ヶ谷東団地１号棟1403号室
債務者　荒谷　愛子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦ひとみ
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月７日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２９号
三重県松阪市西黒部町1067番地３
債務者　西口　一司
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　敏秀
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月６日まで
津地方裁判所松阪支部

令和７年（フ）第５５９号
埼玉県久喜市小右衛門814番地４
債務者　小島　行雄
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　元
4　破産債権の届出期間　令和７年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月25日午後２時10分
6　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２５２号
千葉県松戸市千駄堀811番地の15
債務者　田中由理子
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関野　裕介
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月13日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２６４号
千葉県我孫子市新木3175番地の１、前住所千葉県我孫子市岡発戸845番地の２
債務者　小川　隆史
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗屋　威史
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３６１号
千葉県柏市新富町１丁目13番１号
債務者　丹野　篤
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　郁雄
4　破産債権の届出期間　令和７年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月18日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和７年８月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３７０号
千葉県柏市逆井１丁目８番７―104号
債務者　黒瀬　正
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　尚道
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月18日午後１時20分
6　免責意見申述期間　令和７年８月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第８３０号
川崎市宮前区東有馬５丁目39番17号　ドエル有馬　Ａ―102
債務者　大崎　恭平
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　訓幸
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月20日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３１９６号
東京都三鷹市大沢２丁目９―13
債務者　木下　仁
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　絵美
4　破産債権の届出期間　令和７年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２４２号
川崎市麻生区片平１丁目13番２号　ラレーテ新百合　201、申立時の住所川崎市多摩区登戸新町369　パークサイド登戸　３―Ｃ
債務者　新倉　快人
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋奈津子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月27日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和７年８月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３４０号
茨城県守谷市みずき野７丁目９番地３
債務者　浅野　恵文
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小見山　大
4　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２８１号
千葉県柏市松葉町１丁目13番地１　６棟３号
債務者　木島　弘揮
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋上　正樹
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月８日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和７年９月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２９１号
千葉県松戸市秋山85番地の19
債務者　河野　克則
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋倉　征成
4　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月８日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和７年９月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１５０号
静岡県御殿場市神山951番地の４
債務者　中山美津雄
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本喜三郎
4　破産債権の届出期間　令和７年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年９月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第７６号
群馬県伊勢崎市境美原20番地６　グランシャリオＢ202
債務者　北原　修
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大南　至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月31日午後３時
5　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（フ）第３３４号
新潟市秋葉区荻島２丁目15番12号
債務者　田辺　宏美
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川伸樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５３号
鹿児島県阿久根市塩鶴町２丁目51番地　市営鶴見タウンＣ棟101号
債務者　宮崎　公弘
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮路　真行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月18日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和７年（フ）第２７号
岩手県奥州市水沢字高屋敷36番地３
債務者　前田　久治
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　文郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和６年（フ）第９１５号
宮城県名取市飯野坂５丁目４番20号
債務者　畑井田一斗
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田野崎太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月４日午前10時55分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第３７８号
仙台市青葉区木町通２丁目１番55―502号
債務者　津野　貢汰
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　縄田　優人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第４６６号
仙台市太白区袋原５丁目14番１―302号
債務者　大野　　智
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細矢　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第４８９号
仙台市泉区住吉台西１丁目８番地の12
債務者　中鉢　直彦
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　　大貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第５２７号
仙台市青葉区国見３丁目５番26号　フロンティア国見Ⅱ―103
債務者　遠藤　紀秋
1　決定年月日時　令和７年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町屋　和憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第６８５号
埼玉県川口市芝１丁目26番２―510号　Ｔ’ｓ　ｇａｒｄｅｎ蕨Ⅱ
債務者　長谷川瑠美
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月28日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第３１号
滋賀県東近江市中小路町668番地　グランデフィオーレ　202号室、前住所滋賀県彦根市川瀬馬場町960番地１（101号）
債務者　北川　辰治
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（フ）第３９８号
広島市安佐北区安佐町大字飯室10921番地313
債務者　甲田　雅基
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下西　祥平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月28日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３７号
愛媛県西条市小松町南川甲177番地１
債務者　白石　京子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
松山地方裁判所西条支部

令和７年（フ）第６７号
山梨県北杜市長坂町白井沢3025番地10
債務者　福井　敦子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　厚博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第９３号
山梨県甲府市住吉３丁目18番17号の３
債務者　土肥奈緒美
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　清明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第９号
山梨県富士吉田市上吉田東２丁目７番14号
債務者　田邉　知英
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　光男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和７年（フ）第５８号
滋賀県東近江市八日市東本町５番29号
債務者　まごころ弁当東近江店こと　加藤　文浩
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見當　正晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（フ）第４５号
山形県西村山郡河北町谷地己115番地３
債務者　武田　幸太
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５７号
代替住所Ａ（旧住所　新潟市西蒲区打越丙1679―１、新潟市南区東笠巻新田1114―６穂波ハイツ101）
債務者　代替氏名Ａ（旧姓渡邉紗耶）
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅原　　謙
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午前10時20分
５　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１６８号
京都市北区上賀茂狭間町23番地２
債務者　渡邉美早帆
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水野　彰子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月23日午前10時
５　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第６９号
兵庫県伊丹市東野４丁目11番地の41
債務者　遠地　保明
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木優雅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月25日午前10時
５　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第１６５号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田96番地
債務者　小西　春菜
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永井　一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前10時40分
５　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１８９号
兵庫県加古川市野口町古大内547―２、住民票上の住所兵庫県加古川市野口町野口271番地の13
債務者　石川　　朗
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　政希
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月12日午後１時10分
５　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第２７８号
北九州市若松区東二島４丁目８番20号、前住所北九州市若松区二島１丁目２番26―505号
債務者　池内　　健
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村里　　淳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月30日午後３時
５　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第７１号
宮城県栗原市築館字上高森49番地10
債務者　星　　正行
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木康晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後２時20分
５　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和６年（フ）第２３６１号
愛知県東海市名和町東田13番地の２　コーポ東田202号、従前の住所愛知県東海市荒尾町岩ノ脇43番地の１
債務者　島田　重治
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　智史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月31日午前11時
５　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第６５０号
大阪府泉大津市助松団地２番54―104号、前住所大阪府泉大津市東雲町９番54―407号
債務者　松谷　富夫
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　修大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２３２号
大阪府泉南市樽井８丁目10―25　クロスロード106号室、住民票上の住所奈良県大和高田市中三倉堂１丁目５番２号
債務者　山崎　高貴
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福塚　圭恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２３９号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番40―406号、前住所大阪府和泉市小田町632番地の19
債務者　西山倖太郎
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　唐崎　浩司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午後２時
５　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２９６号
神戸市中央区港島１丁目１番地の７　ポルトアーレミオＫＯＢＥ257号、従前の住所東京都葛飾区堀切４丁目51番１号　プランタンＨＯＲＩＫＩＲＩ　206
債務者　津村　陽子
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大野　彰子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月６日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３０６号
兵庫県三田市藍本1001番地１
債務者　山本　貴史
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向山　大輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月５日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７８号
兵庫県伊丹市桜ケ丘４丁目１番20号
債務者　金城　伸栄
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸越　照吉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月11日午前10時15分
５　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第７２３号
札幌市東区北23条東18丁目４番７―101号
債務者　前川ともえ（旧姓西脇）
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川翔太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月25日午後１時45分
５　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１１０号
福島県本宮市高木字井戸上11番地16
債務者　山田　秀樹
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川　啓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午前11時
５　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第６４号
兵庫県姫路市打越674番地２
債務者　西川　和宏
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　直也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第２１３号
神戸市垂水区神陵台９丁目14番５号
債務者　出川　正一
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　公策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第４５号
広島県尾道市因島三庄町甲3349番地３
債務者　楢原　勝文
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内奈保子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月25日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和７年（フ）第２９号
福岡県田川郡福智町伊方2753番地　町営古門団地５棟502号
債務者　菊池　銀介
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和７年（フ）第７７８号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地233　レインボー東白土305号
債務者　新井　　誠
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　将樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月５日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１０３号
熊本市中央区大江６丁目27番５号　プラージュ桜公園205号室、転入前住所熊本市東区長嶺東５丁目29番26―204号
債務者　高濱　正子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　康正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第１０１号
茨城県ひたちなか市大字武田576番地　ラ・フレーズ204号
債務者　山口明日美
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第９０号
茨城県水戸市渡里町2900番地の１　レジデンス入江207号
債務者　栗山　義徳
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙倉　久宗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第１９１号
熊本県上益城郡甲佐町大字大町334番地　Ｋ―ＳＴＹＬＥ　Ｂ棟
債務者　井芹　　舞
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩下　芳乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月24日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第７６０号
札幌市東区北丘珠３条１丁目23番３号　ハイツ丘珠５号
債務者　簗田喜代一
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河田　裕行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第８９号
茨城県ひたちなか市大平１丁目18番36号　ボヌール202号
債務者　山口　遼祐
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月２日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第９１号
茨城県久慈郡大子町大字袋田649番地１
債務者　阿久津みと里
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植崎　明夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第９７号
茨城県水戸市南町１丁目１番７―1401号　ライオンズシティ水戸
債務者　阿久津博史
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植崎　明夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第２３７号
神奈川県小田原市飯泉1313番地の３　柴野ハイツ201
債務者　佐野　由香（旧姓萩原）
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦加代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月５日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第３９９号
名古屋市北区平安１丁目２番51号
債務者　今中　照喜
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高井　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月12日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第６０５号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字福田100番地ジュネス福田Ｄ棟102号、従前の住所愛知県額田郡幸田町大字芦谷字福田100番地（Ｄ―103）
債務者　福田　　大
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　朱里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月12日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和７年７月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第８１号
横浜市港北区日吉本町６丁目６番15号　モンテベルデⅡ　101号室
債務者　比嘉　健太
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　義忠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１８４号
北九州市若松区高須南３丁目１番１―404号
債務者　小山田直子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　正朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月19日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年８月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２３４号
北九州市小倉北区明和町１番28―901号、前住所北九州市小倉北区中島１丁目３番４号
債務者　Ｓｏｎｒｉｓａこと　吉田　博喜
1　決定年月日時　令和７年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞子　幸人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第４２０号
さいたま市大宮区三橋４丁目368―１―３フェリオハウスＣ、住民票上の住所さいたま市見沼区大字深作220番地５
債務者　小鷹　誠之
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　洋善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第４９２号
さいたま市桜区栄和５―18―１　ブランシュ202号室、住民票上の住所東京都立川市上砂町２丁目27番地の45
債務者　伊藤　優希
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角谷　史織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午後４時
5　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第５５８号
埼玉県川口市大字道合41番地の17、旧住所埼玉県川口市大字木曽呂728番地の１　第５パレスイン203号
債務者　市塲　清隆
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲里　建良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６８号
愛知県豊橋市横須賀町三月田15番地１、住民票上の住所愛知県新城市竹ノ輪字山口39番地１
債務者　田中　睦規
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松陽太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年８月12日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第３１５号
北九州市八幡西区本城４丁目６番13号（101号）
債務者　正岡　美南（旧姓中村）
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邊　匡彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第３８８号
札幌市東区北35条東１丁目５番17―406号
債務者　守屋　直樹
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６７４号
名古屋市名東区つつじが丘201番地　市営猪子石荘28棟207号
債務者　伊藤　久乃
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柵木　　萌
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１９号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳1616番地
債務者　渡邉　祐二
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野真依子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月27日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年８月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第５２２号
埼玉県上尾市大字小敷谷736番地５
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　貴幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６４９号
埼玉県和光市新倉２丁目26番９号　サンウィロー和光106
債務者　大野　真一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木規雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後３時
5　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２０４号
静岡県島田市高島町２番２号　メナージュ太田　201号室
債務者　森　　健次
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見原　範彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月19日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４３号
大阪市平野区瓜破２丁目２番３―310号、前住所大阪市淀川区西中島１丁目11番23―802号
債務者　ｐｏｌｉｓｈ　Ｈｅａｒｔｓこと　石原　琉華（旧名裕之）
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雅信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４８号
大阪府茨木市南耳原２丁目11番15号　ウエストＶ　203号
債務者　市川　　誠
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　一仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４９号
大阪府茨木市南耳原２丁目11番15号　ウエストＶ　203号
債務者　市川　華菜
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　一仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９６７号
大阪市住吉区長峡町２番20号　ロイヤル住吉大社　201号
債務者　柿本由利子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉野まりこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５７号
熊本県菊池郡菊陽町沖野４丁目14番８号
債務者　伊藤　文夫
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳本　一馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月19日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第２０１号
静岡県牧之原市細江2327番地４
債務者　河原崎直樹
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　茂吏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年８月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２９号
北海道滝川市緑町６丁目２番31号　大橋マンション３号室
債務者　柴岡　慶一
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和６年（フ）第２６１９号
大阪府門真市北岸和田２丁目８番７―108号
債務者　沖本鉄筋工業ことＫＡＺＵリホームこと　沖本　和久
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堤　　茂豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２３９号
静岡市駿河区下川原３丁目29番２号　パークサイド露島102号
債務者　吉永　豊子
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　俊裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１４７５号
大阪市中央区谷町３丁目１番24―706号、事業所所在地神戸市中央区野崎通６丁目２―21野崎住宅100号室
債務者　のざき通り整体院こと　吉賀　秀臣
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末永　貴寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１４号
兵庫県洲本市新村50番地
債務者　川添　文宏
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永澤　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和６年（フ）第４３０号
奈良県天理市岩屋町1007番地２
債務者　東　　慎
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　恒平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
奈良地方裁判所破産係

令和６年（フ）第７３６号
熊本市西区二本木２丁目16番３―304号
債務者　春口　裕次
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月26日午後３時
5　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第５６号
鹿児島県霧島市国分野口西26番18号
債務者　寺師　光俊
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園　貞宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和７年８月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第１１２７号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目23番15号　Ｓｈａ　Ｍａｉｓｏｎ　Ｗｉｓｅ　102号
債務者　中澤　広幸
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　拓士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月11日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５号
熊本県菊池市野間口894―１　サンフラワーＡ202、住民票上の住所熊本県菊池市隈府915番地７
債務者　緒方　敬一
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　和哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和７年（フ）第１８９９号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番103―104号
債務者　東野　克彦
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福塚　圭恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１６１号
静岡県三島市徳倉３丁目23―16　スローライフ三島三島ガーデン211号室、住民票上の住所静岡県三島市谷田（夏梅木）1952番地の10グリーンヒル向山105（前住所）静岡県三島市日の出町６番74号
債務者　中山　清次
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本喜三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年９月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和７年（フ）第２０号
静岡県掛川市中宿146番地　ポレールＡ　103
債務者　山下　佐予
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月３日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和７年（フ）第４２０号
名古屋市南区港東通２丁目11番地の１　ジェプロ大江603号
債務者　古賀　聖英
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６１７号
名古屋市南区滝春町19番地の６　滝春荘803号
債務者　星野　美幸
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７０２号
名古屋市昭和区広路本町２丁目10番地　広路苑306号
債務者　佐藤　直子
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７０７号
名古屋市瑞穂区内浜町27番32号　ドール堀田Ⅲ　206号、従前の住所名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
債務者　東　　稔
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７２３号
名古屋市中区古渡町18番３号
債務者　村瀬美智子
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７４２号
名古屋市名東区つつじが丘201番地　市営猪子石荘12棟210号
債務者　井上　高広
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７８９号
名古屋市港区小賀須４丁目1013番地の２　ニューマリッチ川口205号
債務者　岡本　真由
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８１７号
名古屋市千種区池下１丁目３番３号　ユーロハイツ池下７Ｂ号、従前の住所愛知県名古屋市天白区八事山205番地の１　ホワイトマンション552号室
債務者　宮ケ丁美織
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８７８号
愛知県瀬戸市東長根町171番地　ドゥエリング長根　202
債務者　津坂　　清
法定代理人保佐人　杉本みさ紀
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１００８号
名古屋市瑞穂区津賀田町３丁目39番地　ＧＲＡＣＥ　ＴＳＵＫＡＤＡ　１Ｄ号
債務者　德岡　光明
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７１号
愛知県豊川市弥生町２丁目28番地　シンセリティＡ棟101号、従前の住所愛知県豊川市伊奈町縫殿53番地97　ドミール92　305号
債務者　武田　彩美（旧姓鶴岡）
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第１２４号
福岡県久留米市上津町1136番地３　北田団地１棟401号
債務者　重松　伸正
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第２２６号
北九州市八幡西区医生ケ丘１番１号　産業医科大学病院、住民票上の住所大分市下郡中央２丁目２番18号　ジュネス・セキ103
債務者　武井　　剛
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２５４号
北九州市八幡東区天神町２番１―704号
債務者　飯田　正美（旧姓吉浦）
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２８１号
福岡県遠賀郡水巻町吉田西３丁目22番15号、前住所福岡県遠賀郡水巻町吉田東３丁目３番29号
債務者　末宗　和雄
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２８９号
北九州市小倉北区赤坂３丁目４番９―305号
債務者　日野　隆子
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第３２０号
北九州市小倉南区徳力団地52番209号
債務者　辻　　晴美
１　決定年月日時　令和７年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第４７５号
さいたま市中央区本町西４丁目９番11―101号
債務者　佐久間香代子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第７１９号
埼玉県南埼玉郡宮代町字西原366番地23
債務者　長田　健一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第７６７号
さいたま市見沼区大字蓮沼1675番地７
債務者　大澤　嘉禮
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第５７５号
さいたま市浦和区大東３丁目24番３号　三宝ハイツ　103
債務者　宇津木和也
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６４１号
埼玉県川口市芝５丁目３番16号　末広荘102号
債務者　山田輝美江
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６５８号
さいたま市大宮区桜木町４丁目900番地１　桜木サンワビル301、旧住所千葉県東金市田間３丁目52番地３
債務者　渡邊　鷹大
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第７４６号
さいたま市北区日進町２丁目1090番地２　日進パレス103
債務者　中里　和子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１７８号
埼玉県越谷市千間台西６丁目27番地１　グリーンハイツ山口101
債務者　浜野　弓美
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２１９号
埼玉県越谷市東越谷６丁目205番地20　グリーンハイツ小林203
債務者　山田　直彦
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２７１号
埼玉県春日部市粕壁6918番地３　県営八木崎団地２―304
債務者　坂巻　麻優
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２７９号
埼玉県三郷市鷹野１丁目268番地、旧住所埼玉県三郷市鷹野５丁目177番地１
債務者　中田　彩夏（旧姓濱島）
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第３２０号
埼玉県越谷市相模町３―217―１　埼友クリニック、住民票上の住所埼玉県越谷市元柳田町６番５号　ハイツ金子102号
債務者　横田　忠政
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１０号
千葉県香取市小見818番地２　グランドタウン小見11―Ｂ
債務者　阿部　俊介
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで　千葉地方裁判所佐原支部

令和７年（フ）第１１号
千葉県香取市小見818番地２　グランドタウン小見11―Ｂ
債務者　阿部理恵子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで　千葉地方裁判所佐原支部

令和７年（フ）第２４５号
愛知県西尾市吉良町吉田桑ノ木54番地７　メゾン　ド　シュエットⅡ202号室
債務者　宮里　　蓮
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和６年（フ）第６３９号
大阪府岸和田市磯上町１丁目２番５号　いづみマンション10号
債務者　斎藤　悦子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第９３号
大阪府岸和田市加守町１丁目５番２―410号
債務者　岩﨑　　準
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第１１７号
大阪府和泉市緑ケ丘２―12―12、住民票上の住所大阪府和泉市内田町３丁目９番74号
債務者　Ｇｒａｎｔこと　法橋　奈美
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第１５０号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―706号
債務者　湊　多津子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第１５６号
大阪府岸和田市土生町６丁目13番29号
債務者　小山　卓哉
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第１６９号
大阪府岸和田市加守町１丁目５番５―1502号
債務者　山口　陽子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第１９５号
大阪府和泉市唐国町２丁目５番26―503号
債務者　内山　　勇
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２０３号
大阪府岸和田市額原町592番地　ビレッジハウス額原３号棟403号
債務者　濵田　美香
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２０６号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１　泉佐野長滝住宅６―202、前住所大阪府泉佐野市長滝2357番地の１　泉佐野長滝住宅３―407
債務者　山崎　奈美
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２１１号
大阪府泉南市樽井５丁目40番６―502号
債務者　菱田　　智
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２２３号
大阪府和泉市府中町１丁目８番３号　和泉ショッピングセンター311
債務者　岩﨑　昌宏
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２３０号
大阪府岸和田市額原町84番地の16　エフォールヒロ１―Ｆ号
債務者　浅香　正人
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２３５号
大阪府岸和田市三田町687番地の18
債務者　焼肉鶴こと　桝田　昌太
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２３６号
大阪府岸和田市三田町687番地の18
債務者　焼肉鶴こと　桝田ゆかり
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第３２３号
札幌市東区北33条東12丁目２番17号　ノースマンション3312―302号
債務者　小西　恵子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４５９号
札幌市東区北23条東12丁目４番28号　明園ビル205号
債務者　位田　　聖（旧姓川合）
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第５０７号
札幌市白石区南郷通７丁目南３番３号　エルミタージュ南郷306号
債務者　近野　玲子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第５０８号
札幌市白石区南郷通７丁目南３番３号　エルミタージュ南郷306号
債務者　近野　唯斗
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第５５０号
札幌市中央区南29条西11丁目５番26号　ローヤルハイツ南29条201号
債務者　川辺美千乃
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第５７２号
北海道石狩市親船東２条１丁目17番地
債務者　川村すばる
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６１８号
札幌市西区発寒４条５丁目３番18号
債務者　原田　高志
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６２６号
北海道恵庭市島松寿町２丁目33番地１　（市営住宅34号）
債務者　木村　肇智
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６４２号
北海道千歳市旭ケ丘３丁目２番４号　ユイットメゾン101号
債務者　田中　健二
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６６５号
札幌市西区八軒２条東１丁目３番15号　カーサチェリベⅡ－Ｅ１号
債務者　中山　綾子（旧姓山田）
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６７０号
札幌市白石区本通11丁目南１番22号　ビックバーンズマンション本通102号
債務者　山下　範泰
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６８２号
札幌市西区山の手４条10丁目２番30―215号
債務者　山﨑　　綾（旧姓成田）
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７４０号
札幌市北区新川４条13丁目７番15―103号
債務者　中井　昭一
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２２号
山形県東田川郡庄内町余目字猿田78番地５　和光町町営住宅　305号室
債務者　高橋　里花
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第２９号
山形県酒田市光ケ丘２丁目24番７号、住民票上の住所山形県飽海郡遊佐町比子字白木78番地
債務者　本間　博文
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第１０３号
群馬県前橋市山王町１丁目５番地２　マーベラス山王Ｃ　202号室、住民票上の住所群馬県佐波郡玉村町大字樋越99番地９
債務者　金子　新吾
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第２号
群馬県利根郡みなかみ町下牧360番地１
債務者　齋藤　優衣
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和７年（フ）第９２号
群馬県高崎市上佐野町821番地１
債務者　都築　智美
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第９３号
群馬県高崎市箕郷町柏木沢1706番地２
債務者　狩野　竜也
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第１０６号
群馬県安中市高別当83番地１　めぞん・いちりやま101号
債務者　小沼　寿之
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第１０８号
群馬県高崎市高関町187番地14
債務者　赤坂　久枝（旧姓仲野）
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第６７号
千葉県旭市三川4105番地５　１棟304号
債務者　山岸　裕子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第４９７号
東京都羽村市富士見平２丁目９番地羽村団地17―102
債務者　峰岸　和夫
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第７０３号
東京都府中市武蔵台２丁目24番地都営１―204
債務者　中野　俊秀
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１５２号
静岡県駿東郡長泉町下土狩350番地の１　大沼ニューハイツ１棟106号
債務者　粟野　文康（旧姓杉山）
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第１０号
京都府舞鶴市字行永1555番地11、前住所京都府舞鶴市字行永1090番地の27
債務者　内野　友美
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和７年（フ）第１４１号
堺市堺区榎元町６丁３番25号（202号）
債務者　藤井　勝己
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２１３号
堺市南区高倉台４丁15番３号
債務者　増田　佳子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２７０号
堺市北区金岡町2111番地１　セジュール金岡103号
債務者　山本　大輔
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２８５号
大阪府藤井寺市野中１丁目230番地の１
債務者　池田　栄子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２８６号
大阪府藤井寺市野中１丁目230番地の１
債務者　池田　政一
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２８７号
大阪府藤井寺市野中１丁目230番地の１
債務者　池田　則秋
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２９６号
堺市南区桃山台２丁８番５―204号
債務者　伊坂　直子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３１２号
堺市西区浜寺船尾町西５丁590番地１　ハイツ加藤102号
債務者　奥村小百合
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３４５号
堺市南区高倉台４丁３番６―105号
債務者　伊賀　尚美
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３５１号
堺市南区晴美台１丁29番10―101号
債務者　奥　　紘志
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３１号
福岡県大牟田市東新町１丁目５番地４　カルミアハウス403号、前住所福岡県大牟田市大字草木122番地１　三和ビル　506号
債務者　入江　修一
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和７年（フ）第３２号
福岡県大牟田市鳥塚町14番地13
債務者　荻島　員裕
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和７年（フ）第４号
北海道中川郡幕別町札内北栄町40番地の７
ＴＡＰＩＡ号室
債務者　小嶋　伸治
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第５号
北海道中川郡幕別町札内北栄町40番地の７
ＴＡＰＩＡ号室
債務者　小嶋あけみ
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第５４号
北海道帯広市東３条南19丁目２番地２　北海コーポ206号室
債務者　神成さおり
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第１１０号
盛岡市松尾町５番13―307号、前住所盛岡市山王町11番３号　ポルトボナー206号
債務者　鈴木　健二
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第１１８号
岩手県滝沢市巣子1184番地３　13号
債務者　吉岡　幹夫
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第３７号
群馬県みどり市笠懸町阿左美2586番地１　石原住宅
債務者　大森　友子
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第４５６号
東京都町田市真光寺町105番地５
債務者　野崎　具彦
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第５３７号
東京都小金井市関野町１丁目１番11号　ニュー香代201
債務者　武田　悠也
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第６４０号
東京都あきる野市草花2755番地７
債務者　森下　由佳
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第７０８号
東京都国分寺市泉町２丁目７番１―403号泉町二丁目アパート
債務者　梅津奈保美
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１３７号
香川県高松市木太町3024番地１
債務者　佐藤　幸江
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１４１号
香川県高松市亀水町1041番地
債務者　髙橋真由美
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１４２号
香川県高松市伏石町1600番地１　アゼール三条307号室
債務者　髙橋　麗華
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第４７１号
仙台市若林区今泉字小在家７番地の１
債務者　板橋　義則
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第４０号
宮城県石巻市相野谷字六本木229番地１　市営飯野川六本木住宅（４Ｆ）206号
債務者　田村　祐治
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和７年（フ）第７５号
秋田市新屋北浜町20番９号
債務者　浅利菜津美
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第９９号
茨城県鉾田市鉾田1569番地８
債務者　根崎さゆり
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第１０３号
茨城県水戸市渡里町2779番地の２
債務者　清水　広治
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第１０３号
茨城県つくばみらい市西ノ台16番地16
債務者　松崎　妃奈
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第２６５号
川崎市川崎区小田２丁目18番５号　メゾン第13むさし　102
債務者　澤田　公子（旧姓斎藤）
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第２６７号
川崎市高津区千年950番地　東コーポ　103
債務者　中島きくゑ
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第２７３号
川崎市宮前区野川本町１丁目16番33号　セゾンハイツ　201
債務者　大隅　広美
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３０３号
川崎市川崎区日進町24番地15　ビバース日進町　902
債務者　泉　まり子
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第１４６号
岐阜県（以下　秘匿）、旧住所愛知県刈谷市荒井町２丁目３番地13　サンライズ荒井202号
債務者　牧野　和美（旧姓高尾）
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１１５号
静岡市駿河区丸子3031番地の１　ソシアル森102号
債務者　大城　直樹
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２１２号
静岡市清水区三保279番地の５　パレオ201号室
債務者　鈴木　美和
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２５２号
静岡市清水区三保1291番地の１　シャルム205、旧住所静岡市清水区駒越北町７番24号レオパレスＤｅａｒＦｒｉｅｎｄｓ208
債務者　中原　　命
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６号
静岡県下田市中716番地の２　中村アパート221号室
債務者　山田　東一
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
静岡地方裁判所下田支部

令和７年（フ）第７号
静岡県下田市中716番地の２　中村アパート221号室
債務者　山田真佐美
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
静岡地方裁判所下田支部

令和７年（フ）第２７号
兵庫県加古川市野口町水足216番地　ファミール101号、従前の住所兵庫県加古川市野口町水足216番地　ファミール201号
債務者　奥井　純子
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１５７号
兵庫県相生市若狭野町入野1028番地
債務者　松浦由美子
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１６１号
兵庫県姫路市伊伝居479番地１
債務者　岡本世津美
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第２０９号
兵庫県姫路市広畑区正門通４丁目10番地14　301
債務者　三苫　誠治
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第２１７号
兵庫県姫路市広畑区東夢前台４丁目66番地
債務者　スマホなおし太郎こと　貝森　義忠
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第２２２号
兵庫県赤穂市中広1576番地55　市営住宅千鳥団地３―609
債務者　粟井　純二
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１０９号
奈良市西登美ヶ丘２丁目Ｆ９番408号
債務者　酒井　　諒
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２２３号
岡山市北区下中野1224番地３　マユリカ３101号、旧住所岡山市南区新保1155番地13グランドア301
債務者　三宅　　猛
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２３１号
岡山市北区今４丁目８番10号　クイーンコーポ406
債務者　升田　天珠
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２４９号
岡山市中区乙多見100番地３　㈱ＲＩＴＡ、旧住所岡山市北区上中野１丁目４番11号
債務者　藤井　恵輔
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３８号
広島県尾道市向島町12番地１
債務者　葛西ますみ
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和６年（フ）第３８４号
沖縄県那覇市字安里414番地16　ブルックサイド安里605
債務者　玉城奈緒子
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第４２６号
沖縄県浦添市勢理客３丁目２番21―301号　垣花荘
債務者　垣花　真紀
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第３７９号
横浜市神奈川区新子安１丁目10番19号　新子安センチュリー21　306号
債務者　坂口マリータこと　サカグチ　マリータ　レイエス（ＳＡＫＡＧＵＣＨＩ　ＭＡＲＩＴＡ　ＲＥＹＥＳ）
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７３４号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷990番地209　セイントピア茅ヶ崎11　202
債務者　宮本　　治
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８５３号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目29番31号　レグルスビワ　103
債務者　高橋　一男
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８９１号
神奈川県海老名市中新田３丁目５番23―208号
債務者　柳田とみ子
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８９５号
横浜市中区寿町４丁目13番地２　扇荘別館311
債務者　伊庭よし江
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１８５号
新潟市中央区女池西２丁目３番２号
債務者　竹内　　豊
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７８号
山梨県中央市下河東948番地　ハイツ中楯２号室
債務者　伊藤　　昭
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３号
岐阜県可児市今渡1596番地19　ララ・ポートⅡ―102
債務者　杉村　真弓
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和７年（フ）第７号
岐阜県可児市川合867番地２　フラワーシティ103
債務者　森　　緑
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和７年（フ）第１５号
岐阜県加茂郡坂祝町取組439番地１　はとぶき荘８号、前住所名古屋市中区新栄２丁目10番19号（新栄アーバンハイツ402号）
債務者　山崎　奈緒
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和７年（フ）第１７２号
静岡市葵区新通１丁目９番10号　クイン・コア201号
債務者　高橋　将之
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１０４号
大津市大将軍１丁目16番16号　ホワイトレーク瀬田205号
債務者　奥村　知夏
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１１７号
滋賀県草津市南笠東４丁目２番26―308号　アネーロ弐番館
債務者　松永　真吾
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１３５号
滋賀県栗東市綣４丁目４番13―101号　小田ハイツ、前住所滋賀県栗東市下戸山1540番地２
債務者　小松惠美子
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４０７号
京都市南区久世殿城町38番地　第二若葉荘202
債務者　北川　兼美
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４４９号
京都市右京区龍安寺塔ノ下町２番地の２
債務者　國村　伸子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４６３号
京都府宇治市宇治妙楽169番地　パーク・シティ宇治平等院前603号
債務者　河村　一輝
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４９９号
京都市下京区下之町７番地29　市営住宅62棟405号
債務者　芝山　亜紀
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第５４号
山口県下関市綾羅木新町４丁目１番７号　レオパレス丸の内　104号、前住所福岡県福岡市南区的場１丁目12番29―104号　ベル・エキップ大橋南
債務者　桑原　正典
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第５７号
山口県下関市小月本町２丁目４番１号　２号
債務者　松田　博美（旧姓上野）
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第１１２号
愛媛県東温市見奈良1243番地２、住民票上の住所香川県善通寺市大麻町156番地１
債務者　澤村　恵範
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１１４号
愛媛県松山市西長戸町15番地５
債務者　桐木　育枝
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２３号
愛媛県新居浜市本郷２丁目４番38号　ヴィラあさひ201号
債務者　山内　正志
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
松山地方裁判所西条支部

令和７年（フ）第３０号
愛媛県西条市樋之口398番地６　ひまわりハイツＮＯ．１　１階２号室
債務者　中井　　進
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
松山地方裁判所西条支部

令和７年（フ）第３５号
愛媛県西条市大町325番地32
債務者　鈴木　正広
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
松山地方裁判所西条支部

令和７年（フ）第１７１号
宮崎市大塚町竹原2085番地２　ＳＩ大塚203号、前住所福岡県宗像市赤間５丁目６番３―207号
債務者　押川　泰士
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１８１号
宮崎市学園木花台南２丁目22番地４
債務者　保島　真弓
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第９９号
福井県越前市千福町535番地　カーサ・ラ・ヴィータＮ―207
債務者　笹川　政弘
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１０９号
福井県鯖江市田所町第８号１番地３　セゾンド　フォレＩ．101、旧住所福井市高木中央１丁目3102番地　コーポホワイト３号室
債務者　牧田　竜穂
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第８８号
長野県塩尻市大字塩尻町208番地２
債務者　志村　昂哉
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第１２８５号
大阪市生野区勝山南３丁目12番17号　シャルマン勝山南　202
債務者　酒井　久視
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１３６７号
大阪府四條畷市南野２丁目７番14号
債務者　長坂ちなつ
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１６２８号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目８番19号　スマイルハウスⅡ　416号
債務者　吉岡　昭二
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７１３号
大阪府守口市大久保町３丁目21番20号
債務者　門田　　猛
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７４８号
大阪市西淀川区歌島１丁目21番17号
債務者　竹尾　　清
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７９０号
大阪府四條畷市岡山２丁目３番16号、前住所大阪府四條畷市岡山５丁目13番５号　ハーモニーハイツ忍ヶ丘103
債務者　瀬戸　孝一
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７９２号
大阪市淀川区新高１丁目15番34―205号
債務者　中島　竜輝
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８２４号
大阪府八尾市山本町南１丁目９番14―506号
債務者　藤川　順子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９１７号
大阪市西区九条２丁目13番20号　203、前住所大阪市大正区千島２丁目４番２―617号
債務者　佐久間絵梨
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９４１号
大阪府豊中市二葉町１丁目14番15―802号
債務者　堀口　直希
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９４２号
大阪府豊中市二葉町１丁目14番15―802号
債務者　堀口　直子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９５４号
大阪府守口市梶町３丁目25番５号
債務者　片岡　淳子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２００３号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅５－405号
債務者　奥村　俊雄（旧姓山田）
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２００４号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅５－405号
債務者　奥村　優花
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第８７号
兵庫県川西市東久代１丁目11番32号　206、前住所大阪府八尾市黒谷６丁目124番地の５
債務者　石谷　晃律
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第９３号
兵庫県伊丹市野間７丁目12番20―102号
債務者　山室　日和
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第１４号
大分県日田市三芳小渕町64番地２
債務者　小関由香里
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大分地方裁判所日田支部

令和７年（フ）第４４号
青森県五所川原市字蓮沼14番地　市営住宅10―８、旧住所青森県五所川原市中央１丁目９番地
債務者　山田　洋子
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和７年（フ）第３３号
岩手県花巻市上根子字渋田173番地
債務者　高橋　賢治
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（フ）第１６４号
千葉県柏市増尾３丁目７番４号
債務者　糠信ひより
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２７５号
千葉県柏市布施新町４丁目18番１号
債務者　七戸　麻代
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２９８号
千葉県我孫子市湖北台９丁目16番15号（106号）　レオパレスクレスト
債務者　野村　拓人
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３０５号
千葉県柏市根戸2012番地３　グリーンビレッジ北柏駅前206号
債務者　清野　悠歌
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３２８号
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3530番地の18
債務者　土屋　洋子
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１０１号
石川県河北郡津幡町字南中条６号22番地６
債務者　上乗みつき
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２３号
福井県敦賀市野坂44号43番地の３（沢）フォーブルＴ　Ｄ棟205、前住所福井県敦賀市神楽町２丁目５番14号
債務者　高畑　美優
1　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和７年（フ）第７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町清水14　シーサイドヴィレッジ清水、（申立時の住所兼住民票上の住所）島根県益田市常盤町２番34号ヤマトビル３Ｆ、（住民票上の前住所）広島県東広島市黒瀬町楢原633番地３モーデⅡ101号
債務者　山崎　幸太
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
松江地方裁判所益田支部

令和７年（フ）第６４号
徳島県名西郡石井町石井字白鳥337番地15白鳥荘202
債務者　有井　優子
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８号
徳島県海部郡牟岐町大字川長字山戸104番地５　町営住宅きやの団地　第６号
債務者　山根恵理花
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　徳島地方裁判所阿南支部

令和７年（フ）第１３７号
佐賀市与賀町４番３号　ドミール江島203号
債務者　新郷　英樹
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１０８号
福島県須賀川市和田字中地西１番地　市営５号
債務者　榊枝　博美
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

令和６年（フ）第１１７２号
神戸市垂水区南多聞台１丁目９番Ｂ―1309号
債務者　柏木　幸弘
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６６号
神戸市垂水区山手３丁目４番１号　富士マンション303号
債務者　芦田　雪絵
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２４４号
神戸市東灘区甲南町５丁目６番11―1601号、従前の住所神戸市東灘区西岡本５丁目２番27号　アマビリタアパートメント303号
債務者　谷村友香里
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２６６号
神戸市須磨区北落合１丁目４番48号　農住Ｅ―201号
債務者　高木　直美
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２７８号
神戸市東灘区向洋町中５丁目６番地の１104号
債務者　井上　礼子
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３６３号
神戸市垂水区千代が丘１丁目５番37号
債務者　山本　英人
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３８７号
神戸市須磨区竜が台３丁目６番地　市営竜が台住宅３―708号
債務者　宮坂　育代
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２８号
福岡県直方市大字上新入2585番地67　グランドシャトーＩ―102号
債務者　河野　　亮
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第２５号
佐賀県武雄市若木町大字川古5858番地１
債務者　樋渡　恵美
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第３１号
佐賀県西松浦郡有田町上山谷乙1075番地
債務者　福島　直記
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第３２号
佐賀県西松浦郡有田町上山谷乙1075番地
債務者　福島　晶子
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第３９号
佐賀県西松浦郡有田町黒川甲1784番地２
債務者　篠原　君江
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第４０号
佐賀県藤津郡太良町大字大浦己1147番地52
債務者　栗原利枝子
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第５６号
栃木県栃木市西方町本城468―４　ハーモニーほーむ西方、住民票上の住所栃木県下野市下古山2918番地
債務者　相馬安芸子（旧姓寺嶋）
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第９４３号
横浜市神奈川区六角橋２丁目25番19号　メゾンジュネス102号
債務者　高村　久美
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１７号
栃木県那須郡那須町大字高久乙586番地426
債務者　關根かをる
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和７年（フ）第１９号
栃木県那須塩原市東町11番７号　大島アパート６号
債務者　渋江　　亨
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和７年（フ）第２８２号
千葉県我孫子市布佐酉町70番地の６（102号）リビングＳ
債務者　豊島　勝彦
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２８５号
千葉県我孫子市台田３丁目８番20号
債務者　小林　理奈
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２９４号
千葉県柏市松ケ崎496番地16
債務者　髙田　幸治
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３１３号
千葉県我孫子市湖北台７丁目22番70―402号
債務者　佐久間　努
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３１４号
千葉県我孫子市湖北台７丁目22番70―402号
債務者　佐久間衣永（旧姓川野）
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３１８号
千葉県我孫子市南新木３丁目５番地の２（１―104号）　クレストＭ壱番館
債務者　楠　　麻里
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３３５号
千葉県柏市篠籠田132番地23
債務者　梶川　莉沙
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３５８号
千葉県柏市今谷上町48番地の２
債務者　佐々木博英
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３６３号
千葉県柏市篠籠田728番地12
債務者　伊藤　　明
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３６４号
千葉県流山市西初石４丁目112番地の110　グランディヴィラおおたかの森206
債務者　小野川沙希
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３６７号
千葉県松戸市新松戸７丁目191番地　新松戸第２市営住宅２―202
債務者　黒田　孝子
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３７７号
千葉県松戸市小金原８丁目23番地の９　レオパレスカームヒルズ204号
債務者　皆川　有貴
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３７９号
千葉県松戸市千駄堀1484番地の39　美輪コーポ102号
債務者　木下　真路
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第５８９号
神奈川県厚木市王子３丁目２番３―304号
債務者　小川　　進
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第１６１号
神奈川県平塚市東真土２丁目12番76号　二見ハイツ202
債務者　宮川　栄子
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第３６９号
広島市東区牛田中１丁目11番18号
債務者　北川　保雄
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３９７号
広島市中区堺町２丁目４番27―202号
債務者　野路　貴之
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２３１号
新潟県柏崎市西山町二田1624番地９ＷＡＤＯＵⅢ202、申立時の住所広島市西区東観音町21番16号
債務者　川部　　航
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３７７号
広島市東区尾長西１丁目６番１―402号
債務者　川野　雄康
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３９４号
広島市中区羽衣町16番40―701号
債務者　眞島　　祥
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３９５号
広島市安佐北区亀山西１丁目23番26号
債務者　山藤　明東
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１２３号
熊本県上益城郡山都町城平881番地１
債務者　大塚　貴功
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第２０９号
熊本県宇城市小川町西北小川459番地
債務者　上﨑結佳里
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３０４９号
東京都墨田区向島５丁目39―10―401
債務者　北川奈那子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１２８号
東京都杉並区方南１丁目47―３　岩間荘
債務者　松川　絢一
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１４６号
東京都世田谷区中町３丁目23―３―305
債務者　由利　拓弥
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１７５号
東京都北区滝野川３丁目34―２―203
債務者　塩野　文義
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１７９号
東京都中野区上鷺宮４丁目１―38―104
債務者　加藤美那子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２０６号
東京都足立区大谷田５丁目８―８―205
債務者　貝塚　くみ
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２２６号
東京都北区王子５丁目17―25―1003
債務者　清水　康広
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７３０号
大阪府四條畷市岡山東４丁目14番４号
債務者　川西　りな
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
5　免責審尋期日　令和７年９月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３０５０号
東京都世田谷区下馬６丁目15―５　ハイシティ学芸大学第２　303
債務者　砂山　祐介
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１２２号
東京都大田区大森東４丁目36―12　エストマノワールⅡ　203
債務者　植野　和哉
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２３１号
東京都練馬区東大泉６丁目５―９―201
債務者　稲垣　秀雄
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

令和７年（フ）第１０号
千葉県長生郡長生村一松戊3451番地102
破産者　熊澤　清文
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和７年（フ）第１２号
千葉県茂原市長清水106番地(長清水マンション206号)
破産者　猪俣　幸一
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和６年（フ）第４４７号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷３丁目３番21号、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目15番14号
破産者　芳野　則孝
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第３７３号
山梨県甲斐市下今井2399番地２
破産者　亡赤坂寛相続財産
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第１６５８号
札幌市清田区真栄１条１丁目18番３号
破産者　渋谷　朋宜
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第３号
山形県寒河江市大字慈恩寺1222番地
破産者　まるわ建機株式会社
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２４５号
山形県村山市大字富並1542番地
破産者　株式会社葉山の里
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１３号
福島県会津若松市中町２番54号
破産者　株式会社大生
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和７年（フ）第１９号
福島県耶麻郡猪苗代町字林崎461―３
破産者　株式会社ドットコム・リレーションズ
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和６年（フ）第１８７号
福島県いわき市内郷高坂町大町67番地ネモトハイツ102
破産者　三裕株式会社
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

令和５年（フ）第６１号
栃木県さくら市喜連川5547番地　喜連川社会復帰促進センター、住民票上の住所東京都日野市南平６丁目１番地の21
破産者　川﨑　健治
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和６年（フ）第１９７号
富山市稲荷元町１丁目８番１号
破産者　株式会社東洋カメラ
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

令和６年（フ）第６７号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津4224番地４
破産者　株式会社ＪＫＫ
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和６年（フ）第１４６号
静岡県沼津市沢田町10番５号
破産者　Ｎｉｃｋ　Ｎａｍｅ株式会社
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第３２８号
静岡県沼津市千本緑町１丁目23番地の２
破産者　有限会社魚栄
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第２０１８号
名古屋市中区丸の内３丁目５番33号
破産者　株式会社エープロジェクト
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第７４８号
京都市右京区嵯峨苅分町２―36
破産者　有限会社チサン
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第５２３４号
大阪市北区大淀中５丁目８番21号ＭＹ西梅田401号
破産者　株式会社岩原鉄工所
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５４６５号
大阪市淀川区西宮原１丁目７―36―701号
破産者　増田建設工業株式会社
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９号
大阪市東淀川区小松１丁目10番18号
破産者　株式会社スモールステップ
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第７４７号
兵庫県川西市加茂２丁目20番20号
破産者　合同会社エスアンドエフ
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１１４２号
大阪府富田林市喜志新家町１丁目３番10号
破産者　古林　龍也
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第７号
堺市堺区新町１番７号ＳＡＫＡＩ東ビル102号
破産者　株式会社ｔｒａｄｅ　ＫＫＮ
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第８号
和歌山県御坊市湯川町財部516番地18
破産者　株式会社ＦＬＡＰ
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

令和６年（フ）第１９１号
福岡県久留米市北野町今山1027番地１
破産者　株式会社ちいろば
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和６年（フ）第２５８号
熊本市東区下南部２丁目15―11
破産者　有限会社リビング・ウイル・サポート
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第２９号
岩手県花巻市大迫町大迫第８地割14番地７
破産者　有限会社伊藤技建
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（フ）第１３号
福島県大沼郡金山町大字川口字新町565番地８
破産者　株式会社恒和
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和６年（フ）第１２０６号
東京都町田市南町田１丁目25番18号グリーンイーストタウンＢ104
破産者　菊地　耕平
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第１９７０号
東京都小平市仲町228番地の３エスポワール小平202号、前住所東京都小平市仲町273番地の14サンモール小平203号
破産者　大川麻衣子
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２０５号
東京都八王子市大和田町４丁目５番４号グローイングシティ大和田312号
破産者　天野　正明
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第４３２号
新潟市西区坂井706番地１
破産者　有限会社ＢＡＸ’ＴＡＧＥ
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２８９号
金沢市畝田西２丁目145番地２
破産者　エアーサービス工業株式会社
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第８５号
三重県多気郡大台町新田576番地７
破産者　有限会社カドヤ
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

令和５年（フ）第３３号
京都府舞鶴市字浜445番地
破産者　有限会社　藤原食品
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和５年（フ）第１２６０号
大阪市北区中津６丁目４番５号
破産者　株式会社大阪フェルナンデス
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５１７４号
大阪府箕面市森町中３丁目16番７号
破産者　株式会社Ｎｅｘｔ　ｌｅｖｅｌ
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１９５号
大阪市中央区安土町２丁目３番13号
破産者　ニュートン・エナジーズ株式会社
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３１０号
大阪市都島区片町１丁目７番19号
破産者　株式会社ナニワやきいも本舗
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５１０号
埼玉県和光市南１丁目11番17号
破産者　株式会社エアーテック
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和６年（フ）第４５１号
茨城県笠間市笠間1115番地１、開始決定時の住所茨城県笠間市平町1729番地９　プラシード105
破産者　今井　雄也
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和６年（フ）第４５７号
茨城県常陸太田市春友町420番地の２
破産者　坂本　伸雄
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和６年（フ）第８９３号
北九州市八幡東区枝光５丁目10番１―201号
破産者　遠藤　千春
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第６２号
北九州市八幡西区鉄竜１丁目１番49―811号
破産者　小坂　直也
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第７３号
福岡県遠賀郡岡垣町中央台１丁目12番２―104号　グラン岡垣Ⅱ、前住所福岡県遠賀郡芦屋町正門町５番36号　優花ハイツ303号
破産者　松岡　利博
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第８８号
福岡県遠賀郡水巻町緑ケ丘１丁目６番７号、前住所福岡県遠賀郡水巻町猪熊６丁目６番31号
破産者　野原こずえ
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第１４８号
栃木県下野市下古山２丁目６番地１　柏崎コーポＢ―202、開始決定時の住所栃木県下野市文教２丁目２番地11
破産者　市川明英こと　崔　明英
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和６年（フ）第２９６号
山梨県甲府市中小河原１丁目１番２号　雨宮住宅３号室、前住所山梨県南アルプス市小笠原2103番地
破産者　矢崎　満
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３８４号
山梨県甲府市愛宕町388番地21　メゾネットＩ＆Ｃ　１―Ｂ号室
破産者　依田　幸浩
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３号
山梨県北杜市高根町上黒澤258番地１　１号棟
破産者　堀井　渉
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第８８号
岐阜県可児市今渡876番地１　パークハイツ住吉Ｂ―103
破産者　安藤　和久
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和６年（フ）第９５号
岐阜県加茂郡白川町黒川1258番地９
破産者　薪小屋むつみこと　藤井　寛次
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和６年（フ）第３０７１号
名古屋市南区鶴里町１丁目77番地　コート鶴里303号
破産者　渡邊　良弘
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第８８３号
北九州市戸畑区牧山新町１番27―905号
破産者　森下　誠
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２０号
代替住所Ａ（旧住所　福岡県田川市大字位登868番地８）
破産者　早田　卓也
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第５５号
北九州市小倉北区赤坂４丁目18番20号
破産者　宇野　啓介
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第７０号
北九州市戸畑区千防１丁目２番３号
破産者　徳永　竜一
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第７３２号
熊本市東区月出２丁目５番38号　レオパレスムーンライズＦＴハウス201
破産者　西野　圭介
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第７６３号
熊本市南区上ノ郷２丁目11番１―504号　市営団地２Ｃ―１
破産者　野間　勝彦
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３１号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1008番地１
破産者　柿本　隆太
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第４２０号
沖縄県豊見城市字翁長103番地　ハピネスゆき102号
破産者　上原　　涼
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第４５６号
沖縄県那覇市古波蔵１丁目29番13号
破産者　鈴木　正浩
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第２０８６号
札幌市手稲区稲穂２条６丁目14番30―405号
破産者　七條　尚史
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２３６４号
札幌市手稲区曙３条１丁目２番17号
破産者　小鹿　靖人
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２８２号
秋田県潟上市天王字長沼138番地11　オータムハイツ　107
破産者　鈴木　英樹
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第９９号
山形県上山市三本松1313番地　佐藤アパート101号、前住所山形県上山市葉山４番21号
破産者　佐藤　博子
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１５１号
山形市篭田１丁目２番28―303号　インペリアル篭田
破産者　羽田　　豪
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１９０号
山形市馬見ケ崎１丁目13番17―205号　ＳＯ―ＨＯＵＳＥ　ｍａｍｉｇａｓａｋｉ、前住所東京都墨田区錦糸４丁目10番４―901号
破産者　樋口　和朗
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１３５号
福島県いわき市鹿島町下蔵持字沢目11番地の１　ネオコーポ鹿島Ａ105
破産者　吉田　邦行
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和６年（フ）第１８８号
福島県いわき市内郷高坂町大町67番地　ネモトハイツ102
破産者　横山　裕恭
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和６年（フ）第２０９号
茨城県土浦市荒川沖東２丁目25番４―403号　アライマンション
破産者　井坂　亜代
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和６年（フ）第２３５号
茨城県かすみがうら市宍倉6147番地15
破産者　川原場直樹
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第３号
群馬県利根郡みなかみ町下牧360番地１
破産者　齋藤　潤一
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和６年（フ）第１８７号
富山市稲荷元町１丁目８番１号
破産者　松田　真一
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３６７号
山梨県西八代郡市川三郷町山保4748番地20
破産者　橘田　淳志
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第７号
長野市大豆島西沖４番地９　シャルマンＢ、旧住所長野市差出南３丁目５番26号　ベルコートＢ棟
破産者　関澤　一也
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和５年（フ）第４３２号
静岡県沼津市下香貫大久保2457番地の４
破産者　鈴木　章夫
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第１４７号
静岡県伊豆の国市奈古谷2215番地の43
破産者　松本　弘亮
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第３２９号
静岡県沼津市千本緑町１丁目23番地の２
破産者　佐野　英幸
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第３８号
静岡県裾野市深良1327番地の１　志村ハイツ202
破産者　伊藤　直子
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第８１３号
名古屋市名東区猪子石２丁目1001番地シャーウッド明徳公園206号、開始決定時の住所名古屋市守山区大字中志段味字東原2514番地
破産者　橋本　行正
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第８１４号
名古屋市名東区猪子石２丁目1001番地シャーウッド明徳公園206号、開始決定時の住所名古屋市守山区大字中志段味字東原2514番地
破産者　橋本　貴代
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２９１３号
名古屋市緑区浦里４丁目64番地　県営鳴海住宅Ｈ棟410号、従前の住所名古屋市緑区浦里４丁目65番地　県営鳴海住宅２街区２棟309号
破産者　居崎　文彦
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２１号
名古屋市千種区今池４丁目11番18号　フェリシダ千種604号
破産者　真柄　瞬一
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６５号
名古屋市南区弥生町102番地の５　ＩＳＯ弥生Ｃ棟
破産者　境田　雄介
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２２０７号
大阪府八尾市萱振町４丁目49番地の６
破産者　武智　克詩
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３０１５号
堺市西区上198番地７、住民票上の住所大阪市中央区森ノ宮中央２丁目６番18―1206号
破産者　岡城　弘明
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３０７８号
大阪府豊中市豊南町西５丁目２番50号
破産者　玉置　寛子
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３１７８号
大阪市東淀川区大桐４丁目４番67―Ｅ304号
破産者　藤木　直美
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３２５１号
大阪府豊中市服部豊町２丁目23番５―602号
破産者　岸本　廣子
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３３８４号
大阪市住吉区千躰２丁目８番１号　203号
破産者　佐竹　輝彦
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３５３９号
大阪市住之江区新北島４丁目１番２―316号
破産者　安田　聡司
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３７４２号
大阪市住吉区我孫子東３丁目８番２―508号
破産者　畑中　智行
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３７８３号
大阪府門真市江端町２番25号
破産者　村野　公治
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３７９２号
大阪市西区九条南２丁目16番26号　201
破産者　苅谷　洋介
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４０８８号
大阪府枚方市香里園桜木町18番２―303号
破産者　村上　恵梨
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４２３７号
代替住所Ａ（住民票上の住所：大阪市此花区酉島５丁目２番６号）
破産者　横田　圭祐
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４２６８号
大阪市西成区岸里東２丁目３番30―505号、事業所所在地大阪市西成区千本北１―10―21
破産者　とっとりこと　柳生　一夫
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４３６３号
大阪府八尾市相生町１丁目６番４号
破産者　中井　　理
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５２３５号
大阪市北区大淀中５丁目８番21号　ＭＹ西梅田　401号室
破産者　岩原　博行
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５６１２号
大阪府箕面市船場西２丁目23番７―719号
破産者　坂上　　豊
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５７３９号
大阪市大正区小林西１丁目１番15号　中西マンション　302号
破産者　岸　　恵
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５７７２号
大阪市此花区高見１丁目７番14―513号
破産者　大須賀　浩
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５８７８号
大阪市旭区森小路１丁目14番23号　プリマカーサ旭　310
破産者　井上　　彩
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５９６２号
大阪市浪速区桜川４丁目12番19号
破産者　岸上　晃大
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１１４号
大阪市生野区舎利寺３丁目14番14―503号
破産者　三軒家電機こと　増地　民夫
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１７７号
大阪市淀川区十三元今里２丁目５―７、住民票上の住所大阪市淀川区十三元今里１丁目８番３―405号
破産者　山下　美香
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第７４８号
大阪府富田林市伏山３丁目18番９号
破産者　藤川　眞一
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第８３９号
代替住所Ａ（旧住所　大阪府東大阪市日下町６丁目10番38号　若竹荘４号）
破産者　増田　智子（旧姓金岡）
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第９８４号
大阪府羽曳野市郡戸500番地の11
破産者　和田興業こと　和田　尚輝
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１０２５号
堺市南区御池台５丁２番６号　延命荘、前住所堺市堺区三宝町３丁164番地　木本文化住宅Ｆ８号
破産者　大川　和男
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第８号
堺市堺区新町１番７号　ＳＡＫＡＩ東ビル302号、開始決定時の住所堺市堺区東湊町５丁309―１―302、住民票上の住所堺市西区津久野町２丁38番１号　Ａ号
破産者　車谷　直樹
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２８号
堺市西区浜寺石津町東５丁１番40―103号、前住所大阪府和泉市池田下町3379番地の35
破産者　大枝　　愛
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第７０号
堺市南区茶山台２丁３番２―109号
破産者　川戸　昭宏
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第２５２号
兵庫県宝塚市伊子志３丁目16番56号
破産者　山本　克己
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和６年（フ）第２５９号
兵庫県宝塚市口谷西３丁目18番１号　レイアフォレストⅣ301、前住所兵庫県宝塚市口谷西３丁目26番１号
破産者　楓　あすか（旧姓菜野）
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和６年（フ）第２７０号
兵庫県伊丹市野間７丁目５番21号
破産者　まるかわこと　山本　　満
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和６年（フ）第９号
和歌山県和歌山市納定35番地31　ヴィレッタコート宮北Ｃ、前住所和歌山県御坊市湯川町財部516番地18
破産者　梅本　英次
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

令和６年（フ）第５３号
福岡県大牟田市神田町202番地
破産者　池上　謙二
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和６年（フ）第６３８号
北九州市小倉南区徳力団地102番201号、前住所北九州市小倉南区横代北町２丁目４番27号
破産者　音羽　大介
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１９号
北九州市小倉南区中曽根２丁目３番31―101号、前住所北九州市小倉南区中貫２丁目９番14号
破産者　ｍｅｄｉｃａｌ　ｓｌｉｍこと　右田智恵美
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第４２号
北九州市八幡東区荒手２丁目３番23号
破産者　後藤　智美
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第６６号
北九州市若松区大字畠田919番地２（グランチェスタ鴨生田Ⅲ105号）
破産者　江見　明子
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第２５９号
熊本県菊池市泗水町南田島1597番地４
破産者　坂田　和也
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第１５３号
北海道苫小牧市柳町４丁目10番７号
破産者　小林　孝美
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和６年（フ）第１５９号
北海道苫小牧市美原町１丁目18番７号
破産者　吉田　文子（旧姓磯辺）
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和６年（フ）第３０号
岩手県花巻市大迫町大迫第８地割14番地７
破産者　伊藤　敏明
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（フ）第３号
新潟県燕市佐渡853番地２
破産者　宮野　重和
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和６年（フ）第３１１号
金沢市木曳野１丁目14番地
破産者　東　　律子
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３５８号
金沢市上安原１丁目60番地２　リビングタウン金沢Ｅ　102号、従前の住所富山県南砺市院林141番地７
破産者　西　　萌華（旧姓河合）
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４号
石川県河北郡津幡町字横浜は88番地３　エクセルハイツ横浜Ⅲ　202号、従前の住所石川県白山市美里町10番地
破産者　堂下　政明
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３８８号
大津市美空町１番12―501号
破産者　吉松　順二
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１８４９号
大阪市東淀川区東淡路１丁目５番１―314号
破産者　ＢＰＭこと　中島　伸欣
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２４５１号
大阪府大東市北新町６番401号
破産者　三宅　規子
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２７９６号
大阪府豊能郡能勢町天王72番地の１、開始決定時大阪市此花区高見３丁目18番３号
破産者　村田　泰幸
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３３９２号
大阪市東淀川区大道南２丁目16番21号　ノルデンハイム大道　503号
破産者　尾本　優紀（旧姓田中）
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４３２６号
大阪府豊中市夕日丘２丁目15番22号　105号
破産者　井上浩太郎
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４８１４号
大阪府寝屋川市池田１丁目12番４号（33号）
破産者　谷山城敏こと　ＫＡＮＧ　ＳＵＫ　ＢＵＭ　康　　錫範
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５０９８号
大阪府東大阪市布市町１丁目６番32号
破産者　林　　信一
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５４９９号
大阪市東成区神路１丁目11番15号　ハイツ大和　201号
破産者　西山　利広
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０２８号
大阪府摂津市新在家１丁目２番６号
破産者　角田麻由美
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１９４号
大阪府守口市長池町８番４―603号、前住所大阪府守口市大宮通１丁目３番５―607号
破産者　定兼　千明
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２８４号
大阪府茨木市鮎川５丁目４番４号　メゾンルミエール　205号
破産者　岩本　佑太
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３１１号
大阪市城東区鴫野西２丁目２番８―701号、前住所大阪市都島区東野田町１丁目３番８号コンソラーレ東野田　903号
破産者　西岡　　武
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和５年（フ）第５６４号
兵庫県加古川市加古川町西河原17番地の１加古川西鉄筋13―101号、従前の住所兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口690番地の50
破産者　近藤　康夫
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和５年（フ）第５６５号
兵庫県加古川市加古川町西河原17番地の１加古川西鉄筋13―101号、従前の住所兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口690番地の50
破産者　近藤　洋子
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第９４号
兵庫県姫路市山吹１丁目３番28号
破産者　河口　和樹
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第２号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井329番地１
破産者　向井　三士
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

令和６年（フ）第１０５５号
広島市南区大州５丁目１番17―204号　東洋コーポラス、開始決定時の住所広島市東区矢賀２丁目１番40―1802号
破産者　矢野由美子
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第３１５号
愛媛県伊予市下吾川1973番地13　コスモ新川101号
破産者　武智　直美
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５３号
北九州市八幡西区西鳴水２丁目２番30―912号
破産者　樋田　惟人
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第２５４号
佐賀県伊万里市黒川町小黒川386番地１、前住所佐賀市田代２丁目11番14号　佐賀市中折町１番１号
破産者　高田　紅音
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３０３号
佐賀県鳥栖市東町３丁目912番地45　フィールズイーストⅠ203、前住所佐賀県鳥栖市藤木町10番地47　Ｅ．ＰＯＰＵＬＡＲⅡ905
破産者　廣川　亜季
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

令和７年（再イ）第７号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1968番地68
再生債務者　佐藤　元暉
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（再イ）第４６号
千葉県我孫子市湖北台７丁目17番62―503号
再生債務者　田中淳一郎
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月18日から令和７年７月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（再イ）第８０号
大阪市東住吉区杭全５丁目８番18号
再生債務者　勝森　　勇
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月18日から令和７年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第２４号
神戸市北区上津台１丁目７番25号
再生債務者　野田　実加
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月18日から令和７年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和７年（再イ）第３５号
神戸市垂水区千代が丘２丁目３番９―１号
再生債務者　谷岡　尚通
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月18日から令和７年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和７年（再イ）第４４号
兵庫県加古川市加古川町中津33番地の11
再生債務者　竜中　淳志
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（再イ）第４７号
兵庫県加古川市西神吉町岸164番地の14
再生債務者　吉田　勇人
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（再イ）第７号
福岡県豊前市大字皆毛362番地１
再生債務者　熊本　克浩
1　決定年月日時　令和７年５月14日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月18日から令和７年６月25日まで
福岡地方裁判所行橋支部再生係

令和６年（再イ）第４９号
沖縄県浦添市当山２丁目40番６―５号　仲村渠アパート　301
再生債務者　黒島　　琴
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（再イ）第１３号
茨城県守谷市本町842番地の15
再生債務者　海老原史明
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月26日から令和７年７月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和７年（再イ）第５号
群馬県伊勢崎市富塚町206番地３
再生債務者　佐藤　祐介
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月26日から令和７年７月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（再イ）第２０号
埼玉県行田市城西３丁目13番20号　ＪＯＹハウス城西３―Ｇ
再生債務者　尾上　立樹
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月26日から令和７年７月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（再イ）第１３２号
東京都世田谷区成城６―13―９―101
再生債務者　吉田　玲子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月26日から令和７年７月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１４４号
東京都江東区新大橋２―15―３―302
再生債務者　横山　良太
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月26日から令和７年７月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１５２号
東京都練馬区大泉町２―14―９
再生債務者　佐藤志保子
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月26日から令和７年７月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１７６号
東京都杉並区方南１―１―６　レジディア笹塚Ⅲ　1301
再生債務者　荒井　浩治
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月26日から令和７年７月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第６号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘46番36号
再生債務者　末広セサル
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月26日から令和７年７月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第２１号
大阪府泉佐野市葵町２丁目８番５号
再生債務者　新川　宜幸
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月19日から令和７年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和６年（再イ）第８２号
広島県東広島市西条町寺家7239番地９
再生債務者　東丸　新吾
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月19日から令和７年７月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第２５号
北九州市小倉南区葛原４丁目14番47号
再生債務者　田尾　大地
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月19日から令和７年６月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（再イ）第３８号
北九州市八幡西区八枝５丁目６番18号（103）
再生債務者　有田　勝則
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月19日から令和７年６月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（再イ）第１７号
佐賀県神埼市神埼町志波屋1880番地７
再生債務者　田代　修一
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月26日から令和７年７月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（再イ）第３８号
東京都町田市小山町1737番地28
再生債務者　宮穂　真大
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月13日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月27日から令和７年７月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（再イ）第１号
横浜市神奈川区七島町14番地
再生債務者　本田　茂義
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月13日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月27日から令和７年７月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第７号
福井県敦賀市木崎３号18番地の５
再生債務者　田邊　裕之
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月13日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月20日から令和７年７月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部再生係

令和７年（再イ）第５号
三重県伊賀市西明寺3230番地の１　メゾン上野H202
再生債務者　宮本　卓治
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月13日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月20日から令和７年７月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和７年（再イ）第１３号
高知市長浜5321番地10
再生債務者　松田　　伸
１　決定年月日時　令和７年５月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月13日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月20日から令和７年７月４日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和７年（再イ）第１８号
宮崎市大工１丁目６番10号　グリッターコート603号
再生債務者　野田　隆介
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後１時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月13日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月27日から令和７年７月７日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和７年（再イ）第２０号
千葉県流山市駒木508番地の104
再生債務者　菊地　裕二
１　決議に付する再生計画案　令和７年５月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月10日まで
令和７年５月13日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（再イ）第１１６号
千葉県我孫子市湖北台10丁目４番20号
再生債務者　小林　昌平
１　決議に付する再生計画案　令和７年５月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月11日まで
令和７年５月14日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（再イ）第１１号
福井市灯明寺町第３号１番地14
再生債務者　前田　明希
１　決議に付する再生計画案　令和７年５月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月11日まで
令和７年５月14日　　福井地方裁判所

令和６年（再イ）第２３８号
札幌市中央区南13条西11丁目３番７―703号
再生債務者　橋本　貴之
１　決議に付する再生計画案　令和７年４月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月12日まで
令和７年５月15日
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（再イ）第２４１号
札幌市豊平区西岡１条７丁目３番10号
再生債務者　髙橋　大介
1　決議に付する再生計画案　令和７年４月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月12日まで
令和７年５月15日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第２４号
札幌市北区麻生町２丁目５番５号　ベレーザ麻生303号
再生債務者　佐藤　直樹
1　決議に付する再生計画案　令和７年４月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月12日まで
令和７年５月15日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１号
北海道日高郡新ひだか町静内山手町２丁目６番７号
再生債務者　本庄　真美
1　決議に付する再生計画案　令和７年４月22日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月12日まで
令和７年５月15日
札幌地方裁判所浦河支部再生係

令和７年（再イ）第７号
千葉県柏市手賀の杜１丁目22番地１
再生債務者　佐藤　隆
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月12日まで
令和７年５月15日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（再イ）第４号
長野県飯田市上郷黒田3318番地39
再生債務者　西村　昇治
1　決議に付する再生計画案　令和７年４月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月12日まで
令和７年５月15日　長野地方裁判所飯田支部

令和６年（再イ）第４４号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字北郷45番地
再生債務者　友利　巧
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月12日まで
令和７年５月15日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（再イ）第５４号
愛知県一宮市伝法寺５丁目12番地１　プリンス伝法寺303号
再生債務者　池田　桜代
1　決議に付する再生計画案　令和７年４月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月12日まで
令和７年５月15日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（再イ）第４６９号
大阪市浪速区芦原２丁目４番５号　メゾンＫ201号
再生債務者　山本　誠
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月12日まで
令和７年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（再イ）第５６１号
大阪府池田市旭丘２丁目４番28号
再生債務者　岸　正義
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月12日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月12日まで
令和７年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第５４号
大阪市福島区吉野５丁目５番29―1408号
再生債務者　神吉　芽依
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月12日まで
令和７年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第１２号
堺市美原区太井539番地10
再生債務者　杉谷　裕史
1　決議に付する再生計画案　令和７年４月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月12日まで
令和７年５月15日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和７年（再イ）第１号
和歌山県日高郡美浜町大字和田838番地の５
再生債務者　阪本　憲一
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月12日まで
令和７年５月15日
和歌山地方裁判所御坊支部

令和６年（再イ）第２５５号
札幌市中央区南17条西８丁目２番30―310号
再生債務者　瀬﨑　千鶴
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月13日まで
令和７年５月16日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１８号
札幌市白石区菊水８条１丁目５番１―211号
再生債務者　瀧屋　智之
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月13日まで
令和７年５月16日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第２号
北海道夕張郡長沼町東７線北４番地マオイタウンＢ棟
再生債務者　大野　聡美
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月13日まで
令和７年５月16日
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和７年（再イ）第７号
北海道河東郡音更町共栄台西12丁目９番地47ラヴィングＢ棟東側号室
再生債務者　堀池　恒
1　決議に付する再生計画案　令和７年４月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月13日まで
令和７年５月16日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和７年（再イ）第９号
福井市上北野１丁目26番２号
再生債務者　山元　孝博
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月13日まで
令和７年５月16日　福井地方裁判所

令和７年（再イ）第２号
滋賀県東近江市宮川町691番地226
再生債務者　アウターウォール片山こと　片山　剛
1　決議に付する再生計画案　令和７年４月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月19日まで
令和７年５月15日　大津地方裁判所彦根支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和６年（再イ）第１６号
岐阜県加茂郡川辺町比久見1059番地６
再生債務者　各務　裕二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日　岐阜地方裁判所御嵩支部

令和６年（再イ）第３１号
群馬県高崎市あら町２番地２　コアシティあら町６―Ｃ号
再生債務者　後藤　大介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日　前橋地方裁判所高崎支部

令和５年（再イ）第１７号
岐阜県美濃加茂市下米田町今734番地１
再生債務者　播磨コウジこと　ＨＡＲＩＭＡ　ＦＡＢＩＯ　ＫＯＵＪＩ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日　岐阜地方裁判所御嵩支部

令和６年（再イ）第２８号
群馬県藤岡市藤岡910番地１　第一ハイツ203号室
再生債務者　町田　和之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日　前橋地方裁判所高崎支部

令和６年（再イ）第１０４号
千葉市花見川区幕張町４丁目693番地５
再生債務者　塚根　紳介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（再イ）第１８９号
大阪府枚方市尊延寺５丁目10番15―２号
再生債務者　大西　陸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（再イ）第２２９号
横浜市青葉区みたけ台21番地12　エスポワール202
再生債務者　恩田　俊樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和６年（再イ）第２５０号
横浜市神奈川区片倉１丁目２番20―104号
再生債務者　上田　孝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和６年（再イ）第１２６号
北九州市門司区松原１丁目11番21―301号、前住所福岡県福津市福間駅東１丁目１番８―1003号
再生債務者　白水　勇馬
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（再イ）第１号
千葉県君津市外箕輪２丁目17番７号
再生債務者　阿部　信司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
千葉地方裁判所木更津支部

令和６年（再イ）第１４９号
横浜市西区楠町13番地３　グリフォーネ横浜・西口408号
再生債務者　風間　伶介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和６年（再イ）第５１号
埼玉県東松山市本町１丁目４番20号
再生債務者　笛木　亨
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和６年（再イ）第７９号
静岡県藤枝市大新島538番地の２
再生債務者　松田裕紀子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（再イ）第４２号
愛知県豊橋市賀茂町字城前18番地
再生債務者　富山　伸吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月13日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和６年（再イ）第２７号
広島県福山市新市町大字相方2588番地（旧住所）大阪府枚方市南楠葉１丁目３番４―203号
再生債務者　大力レアンドロこと　ＤＡＩＲＩＫＩ　ＳＣＨＡＴＺＭＡＮＮ　ＬＥＡＮＤＲＯ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和６年（再イ）第８０号
熊本市北区龍田弓削１丁目31番１号
再生債務者　横田　雄一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（再イ）第４３号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8126番地
再生債務者　播本　誠二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和６年（再イ）第２０号
鹿児島県姶良市東餅田1229番地10
再生債務者　中脇　孝史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和６年（再イ）第４５号
愛知県豊橋市西岩田４丁目７番地25
再生債務者　ザマ　バーボサ　リンカーンこと　ＺＡＭＡ　ＢＡＲＢＯＳＡ　ＬＩＮＣＯＬＮ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和６年（再イ）第３５号
福岡県久留米市大善寺南１丁目26番17―107号
再生債務者　隈　　省一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和６年（再イ）第５８号
埼玉県三郷市鷹野１丁目100番地10
再生債務者　佐々木隆弥
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和６年（再イ）第８１号
埼玉県越谷市蒲生茜町19番地５　ソライエアイル越谷蒲生804号
再生債務者　齋藤　友則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和７年（再イ）第３号
福井市市波町第30号11番地
再生債務者　竹下美樹男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日　　福井地方裁判所

令和７年（再イ）第２号
香川県高松市香南町由佐731番地10
再生債務者　多田　政申
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和６年（再イ）第１２号
香川県三豊市詫間町詫間２番地24
再生債務者　大畑　光規
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
高松地方裁判所観音寺支部

令和６年（再イ）第１３号
香川県三豊市三野町下高瀬1678番地13
再生債務者　中村　昌生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
高松地方裁判所観音寺支部

令和６年（再イ）第１２５号
北九州市八幡西区光貞台１丁目３番25―1103号
再生債務者　町田栄一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（再イ）第４２９号
東京都港区南麻布４－２―18―203（開始決定時の住所）東京都港区南麻布３―18―14―301
再生債務者　髙橋　順子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第４９１号
愛知県名古屋市緑区鳴海町字長田７－６
再生債務者　佐藤　孝慈
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第４９２号
東京都杉並区桃井２―16―13―205
再生債務者　友岡　賢一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第４９４号
東京都豊島区池袋３―40―６―202
再生債務者　皆川　　岳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第５０３号
東京都江東区南砂２―４―24―701
再生債務者　堀田　峻平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第３９９号
大阪市港区田中１丁目12番６号
再生債務者　ハマサキパーキングこと　濵﨑真由美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（再イ）第１２２号
堺市東区高松211番地１（602号）
再生債務者　中神　法子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和７年（再イ）第６号
兵庫県姫路市飾磨区細江2668番地
再生債務者　土井　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日　神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（再イ）第２３６号
北海道千歳市北信濃885番地の１　自衛隊長都宿舎10号棟207号
再生債務者　髙岡　良平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（再イ）第１０７号
千葉県流山市加５丁目1112番地の４
再生債務者　木村　校二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（再イ）第１４５号
東京都昭島市郷地町１丁目22番２号
再生債務者　五十嵐章夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（再イ）第４４号
三重県鈴鹿市矢橋３丁目10番２号　エマーブル矢橋106
再生債務者　大室　貴裕
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日　津地方裁判所再生係

令和７年（再イ）第５号
三重県四日市市小古曽東３丁目３番41号M’ｓ　ｃｏｕｒｔⅡ106号
再生債務者　井上　翔斗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日　津地方裁判所四日市支部

令和６年（再イ）第５６７号
大阪市平野区瓜破西１丁目７番32号
再生債務者　久保　敦史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（再イ）第３９号
大阪府泉南市信達市場37番地の71（前住所）
堺市中区深井沢町3410番地　シンセリティ堺401号
再生債務者　中薗　貴之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和６年（再イ）第４１号
福岡県うきは市浮羽町妹川3484番地
再生債務者　佐藤　久美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和６年（再イ）第１０号
福岡県大川市大字榎津257番地２
再生債務者　劉　美由起
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

令和６年（再イ）第２３９号
札幌市白石区菊水８条３丁目２番33―203号
再生債務者　加納こず江
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（再イ）第４８８号
東京都練馬区北町６―24―202
再生債務者　伊藤　勝征
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第９３号
静岡市清水区西久保215番地の13
再生債務者　平田　和史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第２号
静岡市駿河区石田２丁目17番10号　ハイムグリーンヒルＢ棟101号
再生債務者　寺田　智弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第３号
静岡県沼津市我入道稲荷町369番地の２
再生債務者　加藤　昭洋
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（再イ）第５９５号
大阪府八尾市萱振町１丁目７番地の１　グランシャリオ萱振Ａ―101号
再生債務者　小野寺英利
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第９号
岡山市南区並木町１丁目１番16号
再生債務者　原　　英明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（再イ）第３９号
高知市二葉町９番22号
再生債務者　中西　　肇
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和７年（再イ）第９号
北九州市小倉北区片野４丁目１番８―805号
再生債務者　西山　昂宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（再イ）第１９号
鹿児島県霧島市国分中央２丁目２番29―105号　ハイアット21中央
再生債務者　中島　知樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月16日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

公示送達

マーカス・カズンズ・ジュニア氏が本会より送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程第11条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した令和７年５月29日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会2025年外懲第１号事案の審査開始通知書

令和７年５月29日　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60歳～90歳位の男性、身長170センチメートル、体格は普通、白髪、赤色ジャケット、青色半袖ポロシャツ、黒色パンツを着用

上記の者は、令和６年７月28日午前11時54分頃、さいたま市見沼区大字御蔵119番地３の住宅の一室にて発見されたもので、死亡日は、令和６年３月下旬と推定される。

遺体は火葬に付し、さいたま市思い出の里市営霊園内「やすらぎの墓」に安置した。

お心当たりのある方は、さいたま市見沼区役所福祉課までお申し出ください。

令和７年５月29日

埼玉県　さいたま市長　清水　勇人

行旅死亡人

1．本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳代ないし60歳代の男性、残存身長約138cm、着衣は紺色ボクサーパンツ（サイズ不明、ＶＥＲＳＡＣＥ製）、所持品なし

上記の者は、令和７年２月11日午前11時32分頃、石川県白山市倉部町の海岸にて白骨化した状態で発見されました。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しています。

2．本籍・住所・氏名・年齢不詳の女性、推定身長が脛骨及び腓骨実測値から日本人として吉野式で導いた場合154.4cmの一部白骨化した左下腿、着衣は黒色ブーツと黒地にピンク色のパラ模様が入った靴下、所持品なし

上記の者は、令和７年２月16日午後０時頃、石川県白山市倉部町の海岸にて発見されました。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しています。

上記の１または２に心当たりの方は当市健康福祉部生活支援課まで申し出てください。

令和７年５月29日

石川県　白山市長　田村　敏和

行旅死亡人

本籍・住所不詳、氏名不詳、推定年齢50歳以上の男性、身長約170センチメートル、体格中肉、歯牙は左下３・５番のみ残存しており、いずれも前面下方がくさび型に削られている。灰色ジャンパー、黒色作業服上衣、紫色長袖ポロシャツ、紺色長袖Ｔシャツ、灰色半袖Ｔシャツ、黒色長ズボン、紫色トランクス、黒色靴下、黒色靴、茶色二つ折り財布（現金614円等在中）、黒色ハンカチ、鍵１本、漢方薬（リュウケイジュツカントウ）２袋。錠剤１個。

上記の者は、令和７年２月20日午前８時49分頃、福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目６番１号から北方約10メートル先の海上で発見されました。推定死亡年月日は令和７年２月19日頃、死因は溺死。身柄の引取者が見つからないため、遺体は火葬に付し、遺骨は当市において保管しています。心当たりの方は、当市小倉北区役所保護第二課まで申し出てください。

令和７年５月29日

福岡県　北九州市長　武内　和久

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年四月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

札幌市北区屯田五条八丁目三番二号

合同会社ＧＬＯＶＥ

清算人　出口　有里

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

札幌市豊平区羊ケ丘一番地

一般社団法人コンサドーレ北海道スポーツクラブ　代表清算人　岩崎　亮輔

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

北海道江別市上江別四七〇番地

ＮＳ北海製線株式会社

代表清算人　竹内　淳

解散公告

当社は、令和七年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

岩手県盛岡市下田字仲平六九番地一三一

株式会社ユートピア生出

代表清算人　櫻　聖四郎

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

岩手県盛岡市上堂三丁目二番一号

有限会社ヒカリ商店

清算人　加藤　秀久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

福島県いわき市泉町滝尻字神力前二三番地

有限会社三共

清算人　草野　侃

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

福島県南相馬市原町区高見町一丁目一〇四番地　福島石膏株式会社

代表清算人　櫻井　貫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

茨城県日立市十王町友部一六二四番地の五

有限会社斉藤工業所

清算人　斉藤　政博

解散公告

当社は、令和七年四月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

茨城県牛久市田宮町四六六番地一五六

高峰建設株式会社

代表清算人　小澤　強

解散公告

当法人は、令和七年四月三十日開催の会員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

埼玉県吉川市きよみ野二丁目一三番地二

特定非営利活動法人シビルサポートネットワーク

清算人　辻田　満

解散公告

当社は、令和七年五月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

埼玉県入間市宮寺三四五番地六

有限会社坂井工業

清算人　児玉　広美

解散公告

当社は、令和七年一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

埼玉県朝霞市幸町一丁目一二―八

株式会社逸品レール

代表清算人　キンイクホウ

解散公告

当社は、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号

シルスフィア会計事務所内

合同会社Ｓｏｎａｒ　Ｇｒｏｕｐ２

清算人　洪　辰圭

解散公告

当社は、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号

シルスフィア会計事務所内

合同会社ＳＰＣ　Ｔｏｋｙｏ

清算人　洪　辰圭

解散公告

当社は、令和七年五月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都台東区浅草四丁目二番五号ブランドール浅草一〇一

株式会社ＢＬＵＥ

代表清算人　中原　徹

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

ソーラーマタイホールディングス一般社団法人

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和七年五月二十八日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内　ソーラーマタイ合同会社

清算人　出澤　貴人

解散公告

当法人は、令和七年三月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都品川区旗の台三丁目七番一二号

特定非営利活動法人日本箸道協会

清算人　牟田　実

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都渋谷区神泉町二二番三―七〇一号

ＥＰＬ株式会社

代表清算人　下地　啓太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都目黒区柿の木坂二丁目四番一二―一〇一号

ｇｒａｂ株式会社

代表清算人　乾　晋也

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都豊島区東池袋三丁目八番五―五〇七号

三益株式会社

代表清算人　林　学霖

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都豊島区東池袋一丁目三三番三号

株式会社ＪＡＥ

代表清算人　平井　真之

解散公告

当社は、令和七年四月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都渋谷区笹塚一丁目六四番八号Ｄａｉｗａ笹塚ビル七階　株式会社Ｒｕｂａｈ４

代表清算人　竹節　浩二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都品川区小山六丁目二一番五号エクセル５―一〇五号

合同会社ミラクル８

清算人　和田　信幸

解散公告

当社は、令和七年五月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都中野区本町二丁目一―八ＹＳＧａｒｄｅｎ四Ｆ　株式会社ＣＨＥＲＩＭＯ

代表清算人　岡本　健人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都足立区竹の塚一丁目二五番一七号

株式会社丸竹商事

代表清算人　濡髪　本治

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都渋谷区松濤二丁目一六番一六号六〇二

特定非営利活動法人日本アジア経験交流会

清算人　大澤　康宏

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都渋谷区東一丁目二番二〇号一四一一号室

ブラックバッジグループ株式会社

代表清算人　吉田　浩士

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都豊島区目白一丁目三番一七号C九〇一

合同会社エムカ

清算人　松木　賢宏

解散公告

当社は、令和七年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都八王子市めじろ台一丁目二七番地の六

有限会社野菜家族

清算人　山田こずえ

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都港区芝二丁目二八番八号芝二丁目ビル

株式会社シーンズ

代表清算人　松井　初男

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都足立区加平三丁目一二番一号

株式会社アズシステム

代表清算人　山崎由紀子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都港区赤坂七丁目六番一五号

合同会社トレック・ヴィーナス

清算人　下田　興一

解散公告

当社は、令和七年四月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都杉並区上高井戸二丁目二番七号

株式会社ピーツーモバイルエージェンシー

代表清算人　内海　克巳

解散公告

当社は、令和七年五月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都三鷹市下連雀三―四三―二一―一一〇一

株式会社SPジャパン

代表清算人　相良　尚子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都港区港南二丁目一六番二号

B―ON株式会社

代表清算人　白木　秀司

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都港区白金二丁目五番二〇―一六〇三号

GUY株式会社

代表清算人　金井　雄二

解散公告

当社は、令和七年四月三十日付会社法第三一九条第一項の規定による書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号新宿野村ビル三二階

MCo Advisors株式会社

代表清算人　コジリアン・マイケル・ジェームス

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都墨田区横川四丁目三番九号

株式会社友村国際

代表清算人　黄　韻憲

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都墨田区両国二丁目二番二号ライオンズマンション八〇三号室

株式会社今村国際

代表清算人　陳　育明

解散公告

当社は、令和七年三月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都板橋区徳丸一丁目一七番二XO財託第三ビル三〇九号

VN合同会社

清算人　塗　友春

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都墨田区向島二丁目二二―六ダイアパレス隅田公園一〇三

合同会社Ｔｏｋｙｏ　Ｂｒａｉｎ　Ｓｔｕｄｉｏ

清算人　冨田　大揮

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都品川区西品川一丁目一番一号住友不動産大崎ガーデンタワー九階トンネル東京

株式会社ＮＡＤＤＩＣ　ＪＡＰＡＮ

代表清算人　金　基一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

横浜市鶴見区東寺尾北台一五番二一号

有限会社アウグストゥス

清算人　赤池　修

解散公告

当社は、令和七年五月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

神奈川県鎌倉市台一丁目一五番八号

有限会社エヌ・ワイ・ファクトリー

清算人　横山　宣幸

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

山梨県笛吹市一宮町下矢作三九九番地一

株式会社日本友和

代表清算人　村田由美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

石川県金沢市広岡三丁目二番四一号

有限会社つねしろ

清算人　荒川　恒一

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

長野県茅野市中大塩二二番地三五

特定非営利活動法人ＣＬＩＰ　ｉｎすわ

清算人　後藤　耕雄

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

岐阜県岐阜市月丘町二丁目三一番地

有限会社沢田米店

清算人　澤田　豊彦

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

岐阜県郡上市美並町白山四五番地六

有限会社ＦＡかみいちば

清算人　長尾　延孝

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

静岡市駿河区丸子六七七四番地

特定非営利活動法人和っしょい・夢街道

清算人　磯野眞理子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

愛知県豊田市稲武町横川渡四番地の一

熊谷建設株式会社

代表清算人　熊谷　英美

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

三重県津市高茶屋二丁目五四番一八号

合同会社エアリー

清算人　磯和　章治

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

京都府八幡市男山泉一二番地七

特定非営利活動法人パーキンソン病支援センター

清算人　寺松由美子

解散公告

当法人は、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

京都府福知山市篠尾新町二丁目二一番地

特定非営利活動法人Ｅ　ｇｒｏｗｓ

清算人　西井　宏明

解散公告

当社は、令和七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

京都市中京区西ノ京東月光町八番二号レスポアール三条朱雀五〇五号

有限会社エリーシステム

清算人　池上　亨

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

大阪府東大阪市小阪本町二丁目三番三三号

株式会社谷川石材總本店

代表清算人　谷川　一清

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

大阪市中央区船場中央二丁目一番四号船場センタービル四号館地下一階Ｂ一〇八ＲＯＹＡＬＯＦＦＩＣＥ内　天璣株式会社

代表清算人　利　美兒

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

大阪府豊中市穂積一丁目一番一七号

株式会社井村工務店

代表清算人　井村　浩三

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年四月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

兵庫県宝塚市米谷一丁目二二番七号

ニシカワ化成株式会社

代表清算人　西川　裕美

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

兵庫県三木市志染町青山五丁目一〇番地の一八

有限会社海渡しょう

清算人　海渡　正雄

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

奈良市橋本町三―一

株式会社ＧＬＯＣＡＬ　ＭＥＲＣＨＡＮＴ

代表清算人　辻本　大輔

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

和歌山県日高郡印南町大字島田二一七一番地の二

有限会社辻井

清算人　辻井　和吉

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

岡山県備前市東片上五〇番地の一

備前交通株式会社

代表清算人　寺尾　俊郎

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

岡山県小田郡矢掛町矢掛一九七三番地

有限会社山陽新聞矢掛販売所

清算人　武井　康雄

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

広島県尾道市吉和町五一二三番地四

株式会社つなぐ

代表清算人　安井　由技

解散公告

当社は、令和七年五月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

広島市安佐南区山本七丁目八番一三号

合同会社ファースト．Ｃ

代表清算人　早田　功

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

広島市南区段原南一丁目一九番六号

有限会社花福

清算人　仁井内大崇

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

広島市南区旭二丁目一七番七号

株式会社淳風塾

代表清算人　根葉　啓子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

山口県下関市彦島塩浜町一丁目六番一一号

有限会社ファミリーマートますだ

清算人　桝田　一美

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

香川県高松市兵庫町一番地一七

有限会社山根商店

清算人　山根　照雄

第５期決算公告

令和７年５月29日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階

WEBHELP JAPAN株式会社

代表取締役　ジェーン・キャサリン・フォガティ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	257,559
	固定資産	9,799
	合計	267,358
負債及び純資産の部	流動負債	49,098
	賞与引当金	10,237
	株主資本	218,260
	資本金	1,000
	利益剰余金	217,260
	その他利益剰余金	217,260
	（うち当期純利益）	（145,795）
	合計	267,358

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

福岡県久留米市大石町二六五番地八

ライトデザインワークス株式会社

代表清算人　陣内　孝広

解散公告

当社は、令和七年五月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

福岡市東区奈多三丁目二番五号

九州サンアイ商事有限会社

清算人　濵﨑　将幸

解散公告

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

佐賀県西松浦郡有田町丸尾二六七一

一般社団法人岳乃百姓一揆

代表清算人　池田　徳幸

解散公告

当社は、令和七年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

熊本県宇城市小川町南小川三三五番地

株式会社手野運送

代表清算人　武藤　哲裕

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

大分県竹田市大字入田三四九五番地

有限会社伊藤

清算人　伊藤　公明

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

鹿児島市上本町三番一八号

有限会社熊本屋

清算人　南　芙美子

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

沖縄県那覇市牧志二丁目一六番四六号タカラマンション一Ｆ

有限会社ギャルリーウィウィ

清算人　普久原朝健

解散公告

当組合は、総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

沖縄県那覇市小禄五丁目一三番一号

沖縄県空室対策事業協同組合

清算人　佐平八十男

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和七年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内に申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

青森県八戸市南郷大字島守字熊堂二〇

清算法人八戸平原土地改良区

清算人代表　郷州　公典

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

埼玉県久喜市西大輪一九二四番地一七

医療法人敏行会

清算人　朝比奈義仁

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年九月一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都江戸川区南篠崎町二丁目一〇番一一号一階

医療法人社団健英会

清算人　木俣　吉博

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年四月二十四日に世田谷区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号三菱地所レジデンス株式会社建替事業部内

ニューウェルハイツ自由が丘マンション建替組合

代表清算人　菊地　敏文

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

相模原市南区相模大野四丁目五番五号ロ

ビーシティ相模大野五番街五号棟二〇一号

医療法人ロビーファイブレディースクリニック

清算人　佐藤　千史

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

三重県桑名市大字芳ケ崎一二五八番地の一

医療法人社団水谷歯科クリニック

清算人　髙野　哲也

第18期決算公告　令和７年５月29日

東京都千代田区麹町２－５－１
半蔵門PREX　South　２F
Welocalize Japan株式会社

代表取締役
オブライエン・ダニエル・パトリック

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	603,056
	固定資産	10,851
	資産合計	613,907
負債及び純資産の部	流動負債	240,450
	株主資本	373,456
	資本金	47,882
	資本剰余金	27,882
	資本準備金	27,882
	利益剰余金	297,691
	その他利益剰余金	297,691
	（うち当期純利益）	(82,346)
	負債・純資産合計	613,907

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年二月二十九日開催の臨時社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和六年十月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

鳥取県倉吉市伊木二〇一番地六
医療法人松田医院
清算人　松田　光郎

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

鳥取県米子市両三柳字大沢一五―一〇七番地
医療法人ワイエイオーラルヘルスセンター
清算人　髙野　哲也

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

岡山県都窪郡早島町早島二三〇六番地の四
医療法人はやしま歯科
清算人　廣瀬　正剛

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月三十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

沖縄県那覇市安里二丁目九番八号サンステーションビル一階　医療法人せせらぎ
清算人　又吉　亮二

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月十二日、福島地方裁判所会津若松支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

福島県喜多方市上三宮町上三宮字籬山六〇七番地　宗教法人神習教三島講社
清算人　弁護士　一ノ瀬美枝
連絡先　福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道夕張郡由仁町三川旭町二四二番地、最後の住所北海道夕張郡由仁町三川旭町一二六番地の一　被相続人　亡　横澤　裕之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

北海道岩見沢市一条西五丁目四番地二ライズビル二階弁護士法人小寺・松田法律事務所　相続財産清算人　弁護士　小野田充宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市大町六丁目一一七番地、最後の住所秋田市楢山本町七番三〇号イデアルヴィ一〇二号　被相続人　亡　長澤　輝昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

秋田市山王六丁目一番一三号山王プレスビル六F
相続財産清算人　司法書士　菊池　将

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区日進町三丁目一〇三番地四、最後の住所埼玉県さいたま市北区日進町一丁目八五番地一マンハイム大宮八一四　被相続人　亡　木幡　充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町一―五六ｋｓ，氷川の杜四〇一号うららか法律事務所
相続財産清算人　弁護士　森　美奈子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市南八幡一丁目二九四番地、最後の住所千葉市稲毛区作草部一丁目一六番三一号　被相続人　亡　小林美智代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号北野京葉ビル八階真田・中間・谷中綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中間　一裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市若葉区千城台北三丁目三番、最後の住所千葉市若葉区千城台北三丁目三番七号　被相続人　亡　山口　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号北野京葉ビル四階　せんのは法律事務所
相続財産清算人　弁護士　芳野　靖規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区松ケ丘町七二番地、最後の住所千葉市中央区青葉町一二六九番地青葉の森公園通り八―一〇一号　被相続人　亡　松田　哲彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目五番一号千葉中央トーセイビル九階　藤井・滝沢綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　朝倉　賢大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市浪館前田三丁目二七番、最後の住所東京都大田区西蒲田五丁目一八番一二号桜ガーデン一〇五　被相続人　亡　田中　早苗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

事務所東京都渋谷区恵比寿四丁目五番二八号恵比寿ガーデン七〇六号恵比寿ガーデン法律事務所
相続財産清算人　弁護士　鳥居　孝充

第72期決算公告

令和７年５月29日

北海道江別市工栄町５番地19
ニチラク機械株式会社
代表取締役社長　畑本　均

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,399,202
	固定資産	737,420
	合計	4,136,622
負債及び純資産の部	流動負債	1,722,799
	固定負債	118,881
	株主資本	2,294,942
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,244,942
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,232,442
	（うち当期純利益）	（111,383）
	合計	4,136,622

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市みたけ六丁目一二一番地一三、最後の住所東京都青梅市今井三丁目二四番地の八　被相続人　亡　下家　敬雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都立川市曙町一丁目三〇番二一号立川井上ビルＢ一の一弁護士法人ＥＮＩＳＨＩ

相続財産清算人　弁護士　中島　正俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市久比里二丁目三七二番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目三番二号　被相続人　亡　湖幡　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号　アベーテ吉祥寺三〇三　吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　橋積　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区新井四丁目四八番地、最後の住所東京都千代田区神田淡路町二丁目八番地一かんだ連雀　被相続人　亡　久布白　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

事務所東京都千代田区丸の内二―六―一丸の内パークビルディング　森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

相続財産清算人　弁護士　濱　史子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区足立一丁目三三番、最後の住所東京都足立区足立一丁目三三番五号　被相続人　亡　牧野　カヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａ　みつば総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　布目　隆一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市下粟津町い六番地四、最後の住所川崎市麻生区百合丘二丁目一九番地八鈴木ハイツ一〇一　被相続人　亡　溝口　遼

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

川崎市川崎区砂子一丁目一〇番地二ソシオ砂子ビル三〇三、選任時の住所川崎市川崎区砂子一丁目五番地四市川ビル３Ｄ　川崎相続遺言法律事務所

相続財産清算人　弁護士　勝本　広太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市星井町一丁目二一六番地、最後の住所富山市八尾町福島一一一番地一　被相続人　亡　高川　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

富山市布瀬町南二―一〇―一四　二―Ａ

相続財産清算人　弁護士　川島　泰士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県南砺市広安一九八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　姉﨑　覚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

富山県砺波市宮沢町一番五一号　アイビジョン二―Ａ

相続財産清算人　弁護士　蓑　健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市吉永八五九番地、最後の住所静岡県静岡市葵区東草深町四番一七―一〇三号　被相続人　亡　伊藤　澄江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

静岡市葵区伝馬町九―一一原科ビル二Ａ号室　相続財産清算人　弁護士　浅野　智裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区相生町三八番地、最後の住所静岡市清水区大沢町一番一四号　被相続人　亡　中澤　甫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

静岡市葵区伝馬町九―七塚本ビル五階Ａ

弁護士法人ＨＯＰＥ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　田中　俊平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区平安一丁目一一番、最後の住所名古屋市北区大曽根四丁目一六番一二号イナガキビル四〇一号　被相続人　亡　日下　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をしてください。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

名古屋市中区丸の内二丁目一九番二五号ＭＳ桜通七階　弁護士法人片岡法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高木　誠之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県尾張旭市霞ケ丘町北三一七番地、最後の住所愛知県尾張旭市霞ケ丘町北二二〇番地二　被相続人　亡　吉川　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をしてください。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号名古屋丸の内ビル七階　せせらぎ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市邑地町三八九番地一、最後の住所京都市南区西九条藤ノ木町四一番地　被相続人　亡　木戸　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

京都市中京区御池通間之町東入高宮町二〇六御池ビル三階Ｋ・Ｇフォート法律事務所

相続財産清算人　弁護士　浅野　康史

第 73 期 決 算 公 告

2025年５月29日　茨城県古河市下大野1818

龍田化学株式会社

取締役社長　谷口　博之

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	2,694,697	流動負債	1,751,923
固定資産	2,840,939	固定負債	593,173
有形固定資産	2,574,782	（うち引当金）	(518,734)
無形固定資産	42	株主資本	3,186,324
投資その他の資産	266,115	資本金	300,600
		利益剰余金	2,885,724
		利益準備金	75,150
		その他利益剰余金	2,810,574
		（うち当期純利益）	(29,395)
		評価・換算差額等	4,216
		その他有価証券評価差額金	4,216
資産合計	5,535,637	負債・純資産合計	5,535,637

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市横沼町一丁目二番、最後の住所大阪府東大阪市横沼町一丁目一番二二号　被相続人　亡　小向　儀紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

大阪市中央区北浜二丁目三番九号　入商八木ビル六階

相続財産清算人　弁護士　張　泰敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区青木町一番地一三、最後の住所神戸市中央区栄町通五丁目一番一七―六〇一号　被相続人　亡　桐淵眞佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

兵庫県神戸市中央区京町八三番地三宮センチュリービル八階弁護士法人神戸京橋法律事務所

相続財産清算人　弁護士　村田　吾郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市東灘区魚崎北町一丁目六番、最後の住所兵庫県宝塚市川面五丁目三番二二―五〇二号　被相続人　亡　吉田惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号Ｃ―３ビル六階　開心法律事務所

相続財産清算人　弁護士　細川　敦史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区本多聞二丁目一二番、最後の住所神戸市垂水区西脇一丁目二番二四号フレグランス西脇Ａ―一〇一号　被相続人　亡　後藤みづゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

神戸市中央区西町三五番地　三井神戸ビル二階　新神戸法律事務所

相続財産清算人　弁護士　種谷有希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市大垣町一〇八六番地最後の住所島根県松江市鹿島町北講武八八五番地六　特別養護老人ホームあとむ苑　被相続人　亡　清水八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

島根県松江市東朝日町二〇九番地三　門脇法律事務所

相続財産清算人　門脇　直輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市落合町福地二〇〇二番地、最後の住所岡山県高梁市高倉町飯部三三四四番地一高倉荘　被相続人　亡　松尾　勝惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

事務所岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル八階

相続財産清算人　弁護士　奥野　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県観音寺市村黒町一七三番地、最後の住所香川県丸亀市金倉町三九一番地三　被相続人　亡　小山　優三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

香川県善通寺市善通寺町一丁目一番一号

相続財産清算人　弁護士　髙丸　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉市古毛二六六七番地、最後の住所福岡県朝倉市古毛二六六七番地一　被相続人　亡　林　順一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

福岡県福岡市中央区大名二丁目一二番一五号赤坂セブンビル四階

相続財産清算人　弁護士　宮下　和彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙三六三番地、最後の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲三八五五番地　被相続人　亡　中道　明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十九日

佐賀県武雄市武雄町大字富岡七七七九番地

相続財産清算人　弁護士　中尾　中

第８期決算公告

令和７年５月29日

宮城県仙台市青葉区本町三丁目５番22号

株式会社仙台政府刊行物センター

代表取締役　武田　康二

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,661
	固定資産	6,780
	合計	39,441
負債及び純資産の部	流動負債	29,567
	株主資本	9,873
	資本金	10,000
	利益剰余金	△127
	その他利益剰余金	△127
	（うち当期純利益）	(1,990)
	合計	39,441

第40期決算公告　2025年５月22日

岩手県盛岡市青山二丁目20番５号

岩手ノーミ株式会社

代表取締役　斉藤　仁

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,147,766
	固定資産	150,251
	資産合計	1,298,017
負債及び純資産の部	流動負債	348,744
	固定負債	54,955
	株主資本	894,317
	資本金	30,000
	利益剰余金	864,317
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	856,817
	（うち当期純利益）	(213,645)
	負債・純資産合計	1,298,017

第11期決算公告　令和７年３月27日

北海道北広島市栄町１丁目52番

株式会社ＳＱＵＥＥＺＥ

代表取締役　舘林　真一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,519
	固定資産	257
	資産合計	2,776
負債及び純資産の部	流動負債	1,005
	固定負債	893
	株主資本	877
	資本金	100
	資本剰余金	368
	資本準備金	368
	利益剰余金	409
	その他利益剰余金	409
	（うち当期純利益）	(301)
	新株予約権	1
	負債・純資産合計	2,776

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　高知県高知市南元町字西助吾郎畑四四番一
二　供託所　高知地方法務局
三　供託番号　令和七年度金第九五号
四　供託金額　七三三、四一五円
五　裁判所　高知地方裁判所
六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件
七　事件番号　令和六年（チ）第四号

令和七年五月二十九日
高知県高知市小津町五番八号
所有者不明土地管理人　西村　美香

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　清水　拓也
住所　秋田県大仙市南外字下木直六二番地
生年月日　昭和六十一年四月三十日
二　供託所　秋田地方法務局大曲支局
三　供託番号　令和七年度金第一七号
四　供託金額　一、七〇三、七八八円
五　裁判所　秋田家庭裁判所大曲支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第八〇〇三号

令和七年五月二十九日
秋田県大仙市大曲上栄町一三番七一号
不在者財産管理人　伊藤　裕明

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　相葉　文夫
住所　東京都足立区小台二丁目一一番八号
生年月日　昭和七年九月十二日
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和七年度金第四九二九号
四　供託金額　八、三六八、二〇四円
五　裁判所　東京家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第七一〇九六号

令和七年五月二十九日
東京都千代田区平河町一丁目七番二〇号Ｃ
〇１平河町ビル六階ヴェリタス法律事務所
不在者財産管理人　弁護士　廣川　英史

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　木原今朝春
従来の住所　長野県須坂市大字沼目四七三番地の一
生年月日　昭和二十二年三月二十九日
二　供託所　長野地方法務局
三　供託番号　令和七年度金第七十八号
四　供託金額　九五三、一七一円
五　裁判所　長野家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第七〇六二号

令和七年五月二十九日
長野市稲田二丁目五六番二四号深雪ビル一階
不在者財産管理人　司法書士　宮川　洋一

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　園田由美子
住所　大分県国東市国見町赤根八九六番地
生年月日　昭和六年七月十一日
二　供託所　大分地方法務局中津支局
三　供託番号　令和七年度金第十六号
四　供託金額　二、六七四、三一五円
五　裁判所　大分家庭裁判所中津支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第四三七号

令和七年五月二十九日
福岡県築上郡吉富町大字幸子四八三番地二
不在者財産管理人　矢頭　和敏

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　慶留間　ミヨキケイケアロハ
従来の住所　沖縄県糸満市字喜屋武一三二一番地
生年月日　昭和三十六年九月二十五日
二　供託所　那覇地方法務局
三　供託番号　令和七年度金第一八八号
四　供託金額　二、四六八、九五〇円
五　裁判所　那覇家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第八〇四二号

令和七年五月二十九日
沖縄県南城市大里字仲間一〇七九番地二
フラッツＭ三―Ｂ
不在者財産管理人　前村　武生

第 34 期 決 算 公 告

令和７年５月19日
埼玉県深谷市岡1900―１
埼玉ヤマト株式会社
代表取締役　池田　巌

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	300,535
	固定資産	29,364
	資産合計	329,899
負債及び純資産の部	流動負債	123,149
	固定負債	179,691
	株主資本	27,059
	資本金	90,000
	利益剰余金	△62,941
	その他利益剰余金	△62,941
	（うち当期純利益）	(8,984)
	負債・純資産合計	329,899

第 70 期 決 算 公 告

令和７年５月28日
埼玉県坂戸市千代田５丁目６番12号
理研化機工業株式会社
代表取締役　平木　健介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,543,775
	固定資産	792,724
	合計	7,336,499
負債及び純資産の部	流動負債	2,546,778
	固定負債	325,780
	株主資本	4,463,941
	資本金	182,000
	利益剰余金	4,299,673
	利益準備金	44,700
	その他利益剰余金	4,254,973
	（うち当期純利益）	(253,174)
	自己株式	△17,732
	合計	7,336,499

第 5 期 決 算 公 告

令和７年５月29日
栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島1447―１
株式会社尚仁沢ビバレッジ
代表取締役社長　菊池　俊成

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	120,962
	固定資産	508,736
	合計	629,698
負債及び純資産の部	流動負債	186,037
	固定負債	281,045
	株主資本	162,616
	資本金	90,000
	利益剰余金	72,616
	その他利益剰余金	72,616
	（うち当期純利益）	(70,231)
	合計	629,698

第 77 期 決 算 公 告

令和７年５月29日
千葉県千葉市美浜区新港17番地
カイハツ化学株式会社
代表取締役　月岡　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,056
	固定資産	7,199
	合計	39,256
負債及び純資産の部	流動負債	400
	株主資本	38,855
	資本金	10,000
	資本剰余金	8
	資本準備金	8
	利益剰余金	28,847
	その他利益剰余金	28,847
	（うち当期純損失）	(97)
	合計	39,256

第 36 期 決 算 公 告

令和７年５月28日
千葉県船橋市本町１丁目４番８号
株式会社船橋都市サービス
代表取締役　岩渕　敏幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	241,310
	固定資産	1,312,113
	繰延資産	887
	合計	1,554,310
負債及び純資産の部	流動負債	75,716
	固定負債	355,282
	株主資本	1,123,312
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,023,312
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	998,312
	（うち当期純利益）	(12,454)
	合計	1,554,310

第 55 期 決 算 公 告

令和７年５月29日
千葉県千葉市美浜区新港17番地
小島屋食品株式会社
代表取締役社長　中村　佳史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	68,564
	固定資産	764
	合計	69,328
負債及び純資産の部	流動負債	27,181
	固定負債	397
	株主資本	41,750
	資本金	23,400
	利益剰余金	18,350
	利益準備金	5,146
	その他利益剰余金	13,204
	（うち当期純利益）	(18)
	合計	69,328

第 27 期 決 算 公 告

令和７年５月29日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンベーカリー株式会社
代表取締役　谷口　弘恵

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	598,661
	固定資産	377,930
	合計	976,591
負債及び純資産の部	流動負債	6,005,271
	固定負債	359,085
	株主資本	△5,387,765
	資本金	100,000
	資本剰余金	37,916
	利益剰余金	△5,525,681
	(利益準備金)	(3,480)
	(その他利益剰余金)	(△5,529,161)
	(うち当期純損失)	(719,957)
	合計	976,591

第 36 期 決 算 公 告

令和７年５月29日
千葉県柏市大津ヶ丘二丁目８番５号
株式会社スパイラル
代表取締役社長　菊池　俊成

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	170,745
	固定資産	511
	合計	171,257
負債及び純資産の部	流動負債	16,667
	株主資本	154,589
	資本金	90,000
	利益剰余金	64,589
	その他利益剰余金	64,589
	(うち当期純損失)	(92)
	合計	171,257

第 36 期決算公告

令和７年５月28日
千葉県船橋市西浦１－１－１
大洋ケミカル株式会社
代表取締役社長　岡野　哲彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	159,455
	固定資産	94,132
	資産合計	253,587
負債及び純資産の部	流動負債	23,002
	賞与引当金	7,780
	固定負債	31,309
	退職給与引当金	31,309
	株主資本	199,276
	資本金	50,000
	利益剰余金	149,276
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	148,276
	(うち当期純利益)	(10,378)
	負債・純資産合計	253,587

第 10 期 決 算 公 告

令和７年５月29日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー18階
スターアジア投資顧問株式会社
代表取締役　加藤　篤志

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	499,855
	固定資産	65,991
	合計	565,847
負債及び純資産の部	流動負債	63,064
	固定負債	1,067
	株主資本	501,715
	資本金	100,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	401,715
	その他利益剰余金	401,715
	(うち当期純利益)	(156,118)
	合計	565,847

第４期決算公告

令和７年５月16日
東京都墨田区立川三丁目18番14号
株式会社竹徳ホールディングス
代表取締役　鈴木　康彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,375
	固定資産	7,302
	資産合計	9,677
負債及び純資産の部	流動負債	2,324
	固定負債	5,360
	株主資本	1,993
	資本金	70
	資本剰余金	1,828
	その他資本剰余金	1,828
	利益剰余金	94
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	92
	(うち当期純利益)	(31)
	負債・純資産合計	9,677

第 74 期決算公告

令和７年５月16日
東京都墨田区立川三丁目18番14号
株式会社 竹 徳
代表取締役　鈴木　康彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	11,019
	固定資産	1,917
	繰延資産	13
	合計	12,949
負債及び純資産の部	流動負債	4,401
	固定負債	5,172
	株主資本	3,376
	資本金	36
	利益剰余金	3,340
	利益準備金	9
	その他利益剰余金	3,331
	(うち当期純利益)	(395)
	合計	12,949

第 12 期決算公告

令和７年５月29日
東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー20Ｆ
ワークデイ株式会社
代表取締役　カエ・トレイシー・アリマ

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	635,667
	固定資産	395,244
	資産合計	1,030,911
負債及び純資産の部	流動負債	391,246
	固定負債	30,036
	退職給付引当金	30,036
	株主資本	609,629
	資本金	13,500
	利益剰余金	596,129
	その他利益剰余金	596,129
	(うち当期純利益)	(138,487)
	負債・純資産合計	1,030,911

第 15 期決算公告

令和７年５月29日
東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー20Ｆ
アダプティブ・インサイツ株式会社
代表取締役　カエ・トレイシー・アリマ

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	168,023
	固定資産	5,461
	資産合計	173,484
負債及び純資産の部	流動負債	141,151
	株主資本	32,333
	資本金	1,000
	利益剰余金	31,333
	その他利益剰余金	31,333
	(うち当期純損失)	(110)
	負債・純資産合計	173,484

第 10 期決算公告

2025年５月29日
東京都港区芝公園四丁目２番８号
株式会社タワージャパン
代表取締役　樋口　政亀

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	173,035
	固定資産	2,945
	資産合計	175,981
負債及び純資産の部	流動負債	41,968
	(賞与引当金)	(7,653)
	固定負債	35,808
	(退職給付引当金)	(35,668)
	株主資本	98,204
	資本金	30,000
	利益剰余金	68,204
	利益準備金	6,600
	その他利益剰余金	61,604
	(うち当期純損失)	(15,392)
	負債・純資産合計	175,981

第 33 期決算公告

令和７年５月29日
東京都千代田区神田佐久間河岸78号地６
第二寿ビル２Ｆ
株式会社コスモアビリティ
代表取締役　塩澤　光憲

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	62,457
	固定資産	13,856
	資産合計	76,314
負債及び純資産の部	流動負債	20,141
	賞与引当金	4,869
	固定負債	540
	株主資本	55,632
	資本金	20,000
	利益剰余金	35,632
	その他利益剰余金	35,632
	(うち当期純損失)	(4,477)
	負債・純資産合計	76,314

第 10 期 決 算 公 告

令和７年５月29日
東京都港区北青山一丁目２番３号
青山ビルヂング７階
株式会社ナイアンティック
代表取締役　村井　説人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	627,244,925
	固定資産	1,062,201,929
	資産合計	1,689,446,854
負債及び純資産の部	流動負債	667,419,373
	有給休暇引当金	78,554,858
	固定負債	502,317,515
	株主資本	519,709,966
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	516,709,966
	その他利益剰余金	516,709,966
	(うち当期純利益)	(104,433,543)
	負債・純資産合計	1,689,446,854

第 10 期決算公告

令和７年５月29日
東京都港区赤坂二丁目12番７号
アパ投資顧問株式会社
代表取締役　桐原　　健

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	350,589
	固定資産	27,798
	合計	378,387
負債及び純資産の部	流動負債	55,771
	株主資本	322,615
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	222,615
	その他利益剰余金	222,615
	(うち当期純利益)	(58,212)
	合計	378,387

第２期決算公告　令和７年５月29日
東京都渋谷区代々木５丁目34番６号104
株式会社ムラクラ・アセットマネジメント
代表取締役　藤　健太郎
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,604
	繰延資産	165
	資産合計	**2,769**
負債及び純資産の部	流動負債	529
	負債合計	**529**
	株主資本	2,239
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2,760
	その他利益剰余金	△2,760
	（うち当期純損失）	(736)
	純資産合計	**2,239**
	負債・純資産合計	**2,769**

第34期決算公告　令和７年４月18日
東京都台東区根岸三丁目１番19号
ＹＳビル５階
株式会社テイクオフ
代表取締役　児玉　剛
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	153,589
	固定資産	25,997
	資産合計	**179,586**
負債及び純資産の部	流動負債	42,216
	内賞与引当金	904
	固定負債	0
	株主資本	137,370
	資本金	12,000
	利益剰余金	125,370
	その他利益剰余金	125,370
	（うち当期純利益）	(16,418)
	負債・純資産合計	**179,586**

第10期決算公告　令和７年５月29日
東京都港区芝浦三丁目14番６号
株式会社ピー・エス・インターナショナル
代表取締役　濱口　直太
貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	259,856,104
	固定資産	252,849,402
	資産合計	**512,705,506**
負債及び純資産の部	流動負債	439,172,715
	固定負債	227,490,398
	株主資本	△153,957,607
	資本金	70,000,000
	資本剰余金	335,005,000
	資本準備金	60,000,000
	その他資本剰余金	275,005,000
	利益剰余金	△558,962,607
	その他利益剰余金	△558,962,607
	（うち当期純損失）	(248,712,963)
	負債・純資産合計	**512,705,506**

第４期決算公告
令和７年５月29日
東京都港区六本木三丁目２番１号
株式会社ｔｒａｅｖｏ
代表取締役社長　鈴木　久夫
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	112,339
	固定資産	14,000
	資産合計	**126,340**
負債及び純資産の部	流動負債	16,628
	株主資本	109,712
	資本金	256,000
	資本剰余金	56,000
	資本準備金	56,000
	利益剰余金	△202,287
	その他利益剰余金	△202,287
	（うち当期純損失）	(47,634)
	負債・純資産合計	**126,340**

第38期決算公告　2025年５月28日
東京都台東区根岸２丁目19番18号
マルゼン工業株式会社
代表取締役社長　渡辺　恵一
貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,053,997
	固定資産	5,850,953
	合計	**10,904,950**
負債及び純資産の部	流動負債	3,478,239
	固定負債	4,565,258
	株主資本	2,861,452
	資本金	10,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	2,801,452
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	2,786,452
	（うち当期純利益）	(231,988)
	合計	**10,904,950**

第22期決算公告
2025年５月28日
東京都台東区根岸二丁目19番18号
株式会社フジサワ・マルゼン
代表取締役社長　渡辺　恵一
貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,167,772
	固定資産	136,178
	合計	**2,303,951**
負債及び純資産の部	流動負債	687,925
	固定負債	421,496
	株主資本	1,194,529
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,184,529
	その他利益剰余金	1,184,529
	（うち当期純利益）	(224,345)
	合計	**2,303,951**

第35期決算公告
令和７年５月28日
東京都新宿区揚場町２－１
大興ビジネス株式会社
代表取締役　菅原　敬治
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	380,652
	固定資産	26,565
	合計	**407,217**
負債及び純資産の部	流動負債	200,010
	固定負債	1,768
	株主資本	205,439
	資本金	20,000
	利益剰余金	185,439
	利益準備金	7,115
	その他利益剰余金	178,324
	（うち当期純利益）	(34,052)
	合計	**407,217**

第49期決算公告　2025年５月29日
東京都新宿区揚場町２番１号
大興テクノサービス株式会社
代表取締役　落合　由則
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	474,524
	固定資産	83,610
	合計	**558,134**
負債及び純資産の部	流動負債	185,414
	（賞与引当金）	(32,300)
	固定負債	156,914
	（退職給付引当金）	(148,644)
	株主資本	215,806
	資本金	20,000
	利益剰余金	195,806
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	190,806
	（うち当期純利益）	(36,782)
	合計	**558,134**

第42期決算公告　2025年５月28日
東京都文京区湯島３丁目37番４号
株式会社エム・アイ・シー
代表取締役　石黒　雅之
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	110,920
	固定資産	13,412
	資産合計	**124,332**
負債及び純資産の部	流動負債	28,172
	固定負債	4,756
	負債合計	**32,928**
	株主資本	91,403
	資本金	10,000
	利益剰余金	81,403
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	78,903
	（うち当期純利益）	(13,177)
	純資産合計	**91,403**
	負債・純資産合計	**124,332**

第14期決算公告　令和７年５月29日
東京都品川区西五反田六丁目２番７号
株式会社INSTINCT BROTHERS
代表取締役　永野　友喜
貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	260,038
	固定資産	117,845
	資産合計	**377,884**
負債及び純資産の部	流動負債	195,426
	株主資本	182,457
	資本金	5,000
	利益剰余金	177,457
	その他利益剰余金	177,457
	（うち当期純損失）	(270,940)
	負債・純資産合計	**377,884**

第56期決算公告　2025年５月29日
東京都中央区日本橋二丁目１番10号
株式会社日本環境ソリューション
代表取締役　高田　康行
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	325,416
	固定資産	39,326
	合計	**364,743**
負債及び純資産の部	流動負債	33,512
	（賞与引当金）	(1,008)
	固定負債	540
	株主資本	330,690
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,022
	資本準備金	3,022
	利益剰余金	317,668
	（利益準備金）	(2,750)
	（うち当期純利益）	(53,396)
	合計	**364,743**

第３期決算公告　令和７年５月29日
東京都文京区小石川一丁目１番１号
リテイルメディア株式会社
代表取締役　川口　陽平
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	264,861
	固定資産	437,687
	資産合計	**702,549**
負債及び純資産の部	流動負債	148,489
	固定負債	273,272
	株主資本	280,786
	資本金	100,000
	資本剰余金	120,533
	その他資本剰余金	120,533
	利益剰余金	60,253
	その他利益剰余金	60,253
	（うち当期純利益）	(60,253)
	負債・純資産合計	**702,549**

第６期決算公告

令和７年５月29日
東京都足立区千住一丁目４番１号
株式会社Ｂａｃｋ－ＵＰ
代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,022
	固定資産	1,367
	資産合計	74,390
負債及び純資産の部	流動負債	20,481
	株主資本	53,909
	資本金	1,000
	利益剰余金	52,909
	その他利益剰余金	52,909
	（うち当期純利益）	(△2,839)
	負債・純資産合計	74,390

第４期決算公告

令和７年５月29日
東京都品川区西五反田六丁目２番７号
株式会社INSTINCT RAS
代表取締役　永野　文博

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,252
	固定資産	1,877
	資産合計	44,130
負債及び純資産の部	流動負債	40,636
	固定負債	2,000
	株主資本	1,493
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,506
	その他利益剰余金	△1,506
	（うち当期純損失）	(6,705)
	負債・純資産合計	44,130

第27期決算公告

令和７年５月29日
東京都品川区西五反田六丁目２番７号
株式会社HIROKI GLOBAL
代表取締役　趙　倩

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	131,644
	固定資産	2,603
	資産合計	134,248
負債及び純資産の部	流動負債	37,224
	株主資本	97,024
	資本金	4,500
	利益剰余金	92,524
	その他利益剰余金	92,524
	（うち当期純利益）	(6,788)
	負債・純資産合計	134,248

第６期決算公告

令和７年５月29日
東京都足立区千住一丁目４番１号
株式会社Ｋｉｄｓ－ＵＰ
代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	988,848
	固定資産	311,798
	資産合計	1,300,647
負債及び純資産の部	流動負債	783,472
	株主資本	517,175
	資本金	10,000
	利益剰余金	507,175
	その他利益剰余金	507,175
	（うち当期純利益）	(231,015)
	負債・純資産合計	1,300,647

第４期決算公告

令和７年５月29日
東京都千代田区六番町10―２
ＫａｕＵＰ株式会社
代表取締役社長　宮下　進一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	294,950
	固定資産	104,347
	資産合計	399,298
負債及び純資産の部	流動負債	109,259
	固定負債	350,000
	株主資本	△59,961
	資本金	1,000
	利益剰余金	△60,961
	その他利益剰余金	△60,961
	（うち当期純損失）	(2,254)
	負債・純資産合計	399,298

第17期決算公告

令和７年５月29日
東京都足立区千住一丁目４番１号
株式会社Ｐ－ｕｐＣｈａｌｌｅｎｇｅ
代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,291
	資産合計	16,291
負債及び純資産の部	流動負債	16,380
	固定負債	46,642
	株主資本	△46,731
	資本金	9,900
	利益剰余金	△56,631
	その他利益剰余金	△56,631
	（うち当期純損失）	(1,200)
	負債・純資産合計	16,291

第14期決算公告

令和７年５月29日
東京都足立区千住一丁目４番１号
株式会社デライトアップ
代表取締役社長　中込　眞次

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	958,935
	固定資産	196,682
	資産合計	1,155,618
負債及び純資産の部	流動負債	943,081
	固定負債	258,009
	株主資本	△45,472
	資本金	9,000
	利益剰余金	△54,472
	その他利益剰余金	△54,472
	（うち当期純利益）	(17,818)
	負債・純資産合計	1,155,618

第43期決算公告

令和７年５月29日
東京都北区王子三丁目20番２号
株式会社Ｍｏｔｏ－ＵＰ
代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	513,703
	固定資産	154,737
	資産合計	668,440
負債及び純資産の部	流動負債	249,915
	固定負債	366,999
	株主資本	51,524
	資本金	8,000
	利益剰余金	43,524
	その他利益剰余金	43,524
	（うち当期純利益）	(21,796)
	負債・純資産合計	668,440

第15期決算公告

令和７年５月29日
東京都足立区千住一丁目４番１号
株式会社Ｍｏｇｕ－ＵＰ
代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	107,877
	固定資産	187,624
	資産合計	295,501
負債及び純資産の部	流動負債	112,449
	固定負債	595,200
	株主資本	△412,147
	資本金	1,000
	利益剰余金	△413,147
	その他利益剰余金	△413,147
	（うち当期純損失）	(63,945)
	負債・純資産合計	295,501

第５期決算公告

令和７年５月29日
東京都足立区千住一丁目４番１号
株式会社Ｐ－ＵＰ　Ｗｏｒｌｄ
代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,228,577
	固定資産	9,304,139
	資産合計	10,532,716
負債及び純資産の部	流動負債	1,459,927
	固定負債	2,931,608
	株主資本	6,141,181
	資本金	100,000
	資本剰余金	4,771,156
	その他資本剰余金	4,771,156
	利益剰余金	1,270,024
	その他利益剰余金	1,270,024
	（うち当期純利益）	(136,092)
	負債・純資産合計	10,532,716

第１期決算公告

令和７年５月29日
東京都足立区千住一丁目４番１号
株式会社ピーアップ直営
代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,785
	資産合計	25,785
負債及び純資産の部	流動負債	24,854
	株主資本	931
	資本金	1,000
	利益剰余金	△68
	その他利益剰余金	△68
	（うち当期純損失）	(68)
	負債・純資産合計	25,785

第27期決算公告

令和７年５月29日
東京都足立区千住一丁目４番１号
株式会社ピーアップ
代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,036,926
	固定資産	4,073,451
	資産合計	14,110,378
負債及び純資産の部	流動負債	6,423,088
	固定負債	772,148
	株主資本	6,915,140
	資本金	100,000
	資本剰余金	21,995
	その他資本剰余金	21,995
	利益剰余金	6,793,145
	利益準備金	64,022
	その他利益剰余金	6,729,122
	（うち当期純利益）	(88,777)
	負債・純資産合計	14,110,378

第21期決算公告　令和７年５月29日
東京都港区東新橋一丁目９番１号
あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社
代表取締役ＣＥＯ　田中　喜博
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	434,021
	固定資産	11,325
	資産合計	445,347
負債及び純資産の部	流動負債	129,501
	株主資本	315,845
	資本金	85,750
	資本剰余金	75,750
	資本準備金	75,750
	利益剰余金	154,345
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	151,845
	(うち当期純利益)	(104,423)
	負債・純資産合計	445,347

第40期決算公告　令和７年４月23日
東京都港区芝浦一丁目２番３号
エヌディック株式会社
代表取締役　樋口　雄三
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,078,942
	固定資産	1,960
	繰延資産	6,955
	資産合計	1,087,857
負債及び純資産の部	流動負債	57,712
	(賞与引当金)	(13,538)
	(役員賞与引当金)	(100)
	株主資本	1,030,145
	資本金	25,000
	利益剰余金	1,005,145
	利益準備金	4,460
	その他利益剰余金	1,000,685
	(うち当期純利益)	(87,301)
	負債・純資産合計	1,087,857

第３期決算公告
令和７年５月29日
東京都足立区千住一丁目４番１号
株式会社Ｐ－ＵＰ　ｎｅｏ
代表取締役社長　中込　正典
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	384,600
	固定資産	11,534
	資産合計	396,134
負債及び純資産の部	流動負債	116,511
	株主資本	279,623
	資本金	9,990
	資本剰余金	213,930
	その他資本剰余金	213,930
	利益剰余金	55,703
	その他利益剰余金	55,703
	(うち当期純利益)	(166,239)
	負債・純資産合計	396,134

第70期決算公告
令和７年５月29日
東京都中央区築地一丁目12番22号
三徳化学工業株式会社
代表取締役　下本　孝司
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,916,894
	固定資産	4,148,341
	合計	9,065,235
負債及び純資産の部	流動負債	988,485
	固定負債	1,961,648
	株主資本	6,110,002
	資本金	100,000
	利益剰余金	6,010,002
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	5,985,002
	(うち当期純利益)	(697,384)
	評価・換算差額等	5,100
	合計	9,065,235

第27期決算公告
令和７年５月29日
東京都中央区日本橋人形町一丁目１番11号
日庄ビル５階
株式会社アイ・ティ・エンジニアリング
代表取締役　溝口　勇介
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	39,034,528
	固定資産	48,061,792
	合計	87,096,320
負債及び純資産の部	流動負債	24,801,761
	(うち賞与引当金)	(1,500,000)
	固定負債	31,250,000
	株主資本	31,044,559
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	11,044,559
	その他利益剰余金	11,044,559
	(うち当期純利益)	(525,644)
	合計	87,096,320

第40期決算公告
2025年５月29日
東京都千代田区神田三崎町３丁目７番13号
株式会社トキモ
代表取締役　﨑山　三男
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	132,703
	固定資産	93,880
	合計	226,584
負債及び純資産の部	流動負債	26,708
	株主資本	199,875
	資本金	80,000
	利益剰余金	119,875
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	99,875
	(うち当期純利益)	(7,394)
	合計	226,584

第５期決算公告　令和７年５月29日
静岡県掛川市大渕9900－１
株式会社Artisans Production
代表取締役　永野　友喜
貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,375
	固定資産	25,068
	資産合計	68,443
負債及び純資産の部	流動負債	15,555
	株主資本	52,888
	資本金	9,000
	利益剰余金	43,888
	その他利益剰余金	43,888
	(うち当期純利益)	(12,918)
	負債・純資産合計	68,443

第４期決算公告
令和７年５月29日
東京都港区港南二丁目16番５号
GNS Japan株式会社
代表取締役　トビアス・フィシャワゼルス
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,266
	固定資産	1,833
	合計	7,099
負債及び純資産の部	流動負債	2,108
	株主資本	4,990
	資本金	50
	利益剰余金	4,940
	その他利益剰余金	4,940
	(うち当期純利益)	(2,796)
	合計	7,099

第２期決算公告　令和７年５月29日
東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
虎ノ門ヒルズ森タワー18階
ＩＭＰＡＸアセットマネジメント株式会社
代表取締役　岩佐　泰光
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	119,532
	固定資産	77,116
	合計	196,648
負債及び純資産の部	流動負債	47,847
	(賞与引当金)	(32,114)
	固定負債	33,357
	株主資本	111,803
	資本金	100,000
	利益剰余金	11,803
	その他利益剰余金	11,803
	(うち当期純利益)	(10,687)
	新株予約権	3,641
	合計	196,648

第53期決算公告　令和７年５月29日
京都府相楽郡精華町光台二丁目３番地１
サイレックス・テクノロジー株式会社
代表取締役社長　三浦　暢彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,861,881
	固定資産	923,384
	合計	4,785,266
負債及び純資産の部	流動負債	1,678,547
	固定負債	394,905
	株主資本	2,711,813
	資本金	350,000
	資本剰余金	3,365,494
	その他資本剰余金	3,365,494
	利益剰余金	△ 1,003,680
	利益準備金	11,590
	その他利益剰余金	△ 1,015,270
	(うち当期純利益)	(562,737)
	合計	4,785,266

第35期決算公告
令和７年５月29日
滋賀県草津市野路東二丁目２番５号
ダイキンパイピング株式会社
代表取締役　松村　泰孝
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	838,052
	固定資産	147,335
	合計	985,388
負債及び純資産の部	流動負債	502,427
	固定負債	117,660
	株主資本	365,300
	資本金	80,000
	利益剰余金	285,300
	利益準備金	9,099
	その他利益剰余金	276,201
	(うち当期純利益)	(47,763)
	合計	985,388

第52期決算公告
令和７年５月26日
愛知県みよし市莇生町川岸当33番地の３
カンペ自動車塗料サービス株式会社
代表取締役　岩橋　賢志
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	231,916
	固定資産	79,060
	合計	310,976
負債及び純資産の部	流動負債	75,814
	固定負債	6,582
	株主資本	228,580
	資本金	40,000
	利益剰余金	188,580
	利益準備金	11,010
	その他利益剰余金	177,570
	(うち当期純利益)	(14,599)
	合計	310,976

第４期決算公告

令和７年５月29日
大阪府中央区南船場四丁目12番８号
関西心斎橋ビル８階
ＴＹＰＩＣＡ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　後藤　将

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,884,160
	固定資産	74,646
	合計	2,958,806
負債及び純資産の部	流動負債	16,734
	株主資本	2,942,072
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,029,603
	資本準備金	3,029,603
	利益剰余金	△187,530
	その他利益剰余金	△187,530
	（うち当期純損失）	(22,837)
	合計	2,958,806

第１期決算公告

令和７年４月23日
大阪府吹田市千里山東三丁目10番１号
株式会社Ｄｉｎｃｕｌａ
代表取締役社長　松浦　裕

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,052
	固定資産	334
	資産合計	7,387
負債及び純資産の部	流動負債	404
	負債合計	404
	株主資本	6,982
	資本金	7,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△3,017
	その他利益剰余金	△3,017
	（うち当期純損失）	(3,017)
	純資産合計	6,982
	負債・純資産合計	7,387

第67期決算公告

令和７年４月23日
大阪市中央区備後町２丁目５番８号
ブリヂストンケービージー株式会社
代表取締役　瀬尾　雅映

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,876
	固定資産	483
	合計	4,360
負債及び純資産の部	流動負債	3,186
	固定負債	197
	株主資本	976
	資本金	50
	利益剰余金	997
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	984
	（うち当期純利益）	(138)
	自己株式	△70
	合計	4,360

第34期決算公告

令和７年５月29日
広島市中区胡町６番26号
福屋エージェンシー株式会社
代表取締役　木下　一雄

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,522,985
	固定資産	574,875
	合計	4,097,860
負債及び純資産の部	流動負債	3,932,675
	納税引当金	8,674
	固定負債	—
	株主資本	165,185
	資本金	50,000
	利益剰余金	115,185
	その他利益剰余金	115,185
	（うち当期純利益）	(31,755)
	合計	4,097,860

第62期決算公告

令和７年５月12日
神戸市東灘区住吉南町四丁目５番５号
白鶴不動産株式会社
代表取締役　田中　昌文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	59,031
	固定資産	155,131
	資産合計	214,162
負債及び純資産の部	流動負債	2,761
	固定負債	7,114
	株主資本	204,287
	資本金	10,000
	利益剰余金	194,287
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	191,787
	（うち当期純利益）	(5,861)
	負債・純資産合計	214,162

第66期決算公告

令和７年５月29日
大阪市中央区本町一丁目７番６号
メルボ紳士服工業株式会社
代表取締役　岡野　眞二

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	967,114
	固定資産	472,408
	合計	1,439,523
負債及び純資産の部	流動負債	975,434
	固定負債	154,529
	株主資本	309,558
	資本金	90,000
	利益剰余金	219,558
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	197,058
	（うち当期純損失）	(44,164)
	合計	1,439,523

第39期決算公告

2025年５月29日
北海道函館市豊川町22番13号
北ガスフレアスト函館南株式会社
代表取締役　西川　慶

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	462,552
	固定資産	48,710
	資産合計	511,262
負債及び純資産の部	流動負債	158,429
	（賞与引当金）	(9,958)
	固定負債	1,416
	退職給付引当金	1,416
	株主資本	351,417
	資本金	25,000
	利益剰余金	326,417
	その他利益剰余金	326,417
	（うち当期純利益）	(41,440)
	負債・純資産合計	511,262

第47期決算公告

2025年５月28日
福岡市中央区薬院二丁目５番７号
九州ノーミ株式会社
代表取締役　土斐崎八郎

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,649,774
	固定資産	59,015
	資産合計	1,708,790
負債及び純資産の部	流動負債	484,809
	固定負債	58,141
	株主資本	1,165,839
	資本金	30,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	1,125,839
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,118,339
	（うち当期純利益）	(219,465)
	負債・純資産合計	1,708,790

第29期決算公告

令和７年５月29日
広島市西区商工センター二丁目３番１号
イズミ・フード・サービス株式会社
代表取締役　廣瀬　伸作

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,616,241
	固定資産	1,129,274
	合計	3,745,516
負債及び純資産の部	流動負債	654,891
	固定負債	250,014
	株主資本	2,840,610
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,740,610
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	2,740,610
	（うち当期純利益）	(377,007)
	合計	3,745,516

第８期決算公告

令和７年５月29日
東京都新宿区西新宿六丁目18番１号
株式会社助太刀
代表取締役　我妻　陽一

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,460,416
	固定資産	117,485
	合計	1,577,901
負債及び純資産の部	流動負債	1,060,649
	固定負債	716,470
	株主資本	△199,217
	資本金	80,000
	利益剰余金	△279,217
	その他利益剰余金	△279,217
	（うち当期純損失）	(271,577)
	合計	1,577,901

第２期決算公告

令和７年５月29日
埼玉県所沢市東住吉７番８号
株式会社ベジパル
代表取締役　宮腰建一郎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,590
	固定資産	9,926
	合計	59,517
負債及び純資産の部	流動負債	6,901
	株主資本	52,615
	資本金	45,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△7,384
	その他利益剰余金	△7,384
	（うち当期純損失）	(6,495)
	合計	59,517

第56期決算公告

令和７年５月26日
岩手県盛岡市志家町６番１号
アイビーシー放送会館
株式会社アイ・ビー・シー開発センター
代表取締役社長　武田　敏哉

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	106,383
	固定資産	299
	合計	106,682
負債及び純資産の部	流動負債	67,236
	固定負債	56,309
	株主資本	△16,863
	資本金	10,000
	利益剰余金	△26,863
	その他利益剰余金	△26,863
	（うち当期純利益）	(3,152)
	合計	106,682

第34期決算公告　令和７年５月28日
神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目６番８号
株式会社アルファエンタープライズ
取締役　渡辺　勝俊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,934
	固定資産	—
	合計	22,934
負債及び純資産の部	流動負債	13,007
	株主資本	9,926
	資本金	0
	資本剰余金	12,499
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	9,999
	利益剰余金	△ 2,573
	その他利益剰余金	△ 2,573
	（うち当期純利益）	(17,164)
	合計	22,934

第39期決算公告　令和７年５月８日
東京都港区芝浦４丁目16番23号
株式会社コアード
代表取締役　東谷　正雄

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	980,023
	固定資産	41,391
	合計	1,021,414
負債及び純資産の部	流動負債	213,414
	賞与引当金	34,300
	固定負債	733
	役員退職慰労引当金	666
	株主資本	807,267
	資本金	20,000
	利益剰余金	787,267
	利益準備金	3,150
	その他利益剰余金	784,117
	（うち当期純利益）	(83,946)
	合計	1,021,414

第２期決算公告
令和７年５月29日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
株式会社ジザイエ
代表取締役　中川　純希

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	112,757
	固定資産	17,892
	合計	130,650
負債及び純資産の部	流動負債	73,235
	株主資本	57,415
	資本金	215,174
	資本剰余金	215,174
	資本準備金	215,174
	利益剰余金	△372,934
	その他利益剰余金	△372,934
	（うち当期純損失）	(272,449)
	合計	130,650

第73期決算公告　令和７年５月29日
長野市アークス13―５
株式会社信防エディックス
代表取締役　親里　圭

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	623,159,477
	固定資産	143,421,710
	合計	766,581,187
負債及び純資産の部	流動負債	151,366,664
	（うち賞与引当金）	(4,661,000)
	固定負債	9,015,177
	（うち退職給付引当金）	(8,015,177)
	株主資本	606,199,346
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	596,199,346
	その他利益剰余金	596,199,346
	（うち当期純利益）	(29,891,501)
	合計	766,581,187

第38期決算公告　令和７年５月29日
富山県富山市桜木町１番11号
スター総合建設株式会社
代表取締役社長　篠原　靖幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,863,744
	固定資産	321,783
	合計	3,185,527
負債及び純資産の部	流動負債	863,204
	株主資本	2,322,323
	資本金	30,000
	資本剰余金	150,000
	利益剰余金	2,142,323
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,134,823
	（うち当期純利益）	(258,258)
	合計	3,185,527

第12期決算公告
令和７年５月29日
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
株式会社ローソンストア100
代表取締役　小栗　知義

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,480
	固定資産	370
	合計	3,850
負債及び純資産の部	流動負債	3,310
	固定負債	664
	株主資本	△124
	資本金	99
	利益剰余金	△223
	その他利益剰余金	△223
	（うち当期純損失）	(229)
	合計	3,850

第20期決算公告
令和７年５月29日　東京都渋谷区桜丘町26番１号
GMO VenturePartners株式会社
代表取締役　杉山　一康

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,576,918	流動負債	558,644
固定資産	618,268	固定負債	13,824
		株主資本	1,580,074
		資本金	220,000
		資本剰余金	195,000
		資本準備金	195,000
		利益剰余金	1,165,074
		利益準備金	761
		その他利益剰余金	1,164,313
		（うち当期純利益）	(414,307)
		評価・換算差額等	42,642
		有価証券評価差額金	42,642
資産合計	2,195,186	負債・純資産合計	2,195,186

第65期決算公告
2025年５月29日
埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目15番13号
日信電設株式会社
代表取締役社長　武藤　徹

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,914	流動負債	2,495
固定資産	1,152	固定負債	477
		株主資本	3,002
		資本金	45
		利益剰余金	2,957
		利益準備金	11
		その他利益剰余金	2,945
		評価・換算差額等	91
		その他有価証券評価差額金	91
資産合計	6,067	負債・純資産合計	6,067

(注)　当期純利益は290百万円です。

第75期決算公告
令和７年５月29日　東京都文京区後楽１丁目４番14号
藤田商事株式会社
代表取締役社長　前渕　広之

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,358	流動負債	5,677
固定資産	603	固定負債	207
		株主資本	3,070
		資本金	99
		資本剰余金	478
		資本準備金	24
		その他資本剰余金	453
		利益剰余金	2,492
		その他利益剰余金	2,492
		（うち当期純利益）	(284)
		その他有価証券評価差額金	7
		繰延ヘッジ損益	△0
資産合計	8,962	負債・純資産合計	8,962

第20期決算公告
令和７年５月29日　東京都新宿区揚場町１―21
株式会社Ｇ―ｇｅｎ
代表取締役　羽柴　孝

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,336,252	流動負債	2,017,580
固定資産	62,121	賞与引当金	34,429
		受注損失引当金	53,837
		その他	1,929,314
		固定負債	533,400
		株主資本	△152,606
		資本金	50,000
		資本剰余金	645,020
		資本準備金	415,020
		その他資本剰余金	230,000
		利益剰余金	△847,626
		その他利益剰余金	△847,626
		（うち当期純利益）	(48,403)
資産合計	2,398,373	負債・純資産合計	2,398,373

第 28 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
株式会社日立ハイシステム21
代表取締役社長　佐竹　英夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,494	流動負債	4,405
固定資産	1,833	固定負債	2,409
		負債合計	**6,815**
		株主資本	4,512
		資本金	300
		資本剰余金	190
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	90
		利益剰余金	4,022
		利益準備金	97
		その他利益剰余金	3,925
		（うち当期純利益）	（2,356）
		純資産合計	**4,512**
資産合計	**11,328**	**負債・純資産合計**	**11,328**

第 28 期 決 算 公 告

2025年５月29日　東京都渋谷区渋谷三丁目29番８号
株式会社コープトレード・ジャパン
代表取締役　山田　英孝

貸借対照表の要旨（2025年３月20日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	307,511	流動負債	79,023
固定資産	16,411	賞与引当金	12,390
		その他	66,630
		固定負債	33,154
		退職給付引当金	33,154
		株主資本	212,507
		資本金	20,000
		利益剰余金	192,507
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	187,507
		（うち当期純利益）	（28,644）
		評価・換算差額等	△763
		繰延ヘッジ損益	△763
資産合計	**323,922**	**負債・純資産合計**	**323,922**

第 69 期 決 算 公 告

2025年５月22日　石川県野々市市本町６丁目20番１号
株式会社ヤクルト北陸
代表取締役　松井裕一郎

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,220,167	流動負債	975,901
固定資産	1,214,251	固定負債	135,769
繰延資産	165	株主資本	2,322,735
		資本金	50,000
		資本剰余金	211,729
		資本準備金	161,729
		その他資本剰余金	50,000
		利益剰余金	2,061,005
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	2,056,005
		（うち当期純利益）	（90,969）
		評価・換算差額等	178
		有価証券評価差額金	178
資産合計	**3,434,583**	**負債・純資産合計**	**3,434,583**

第 13 期 決 算 公 告

令和７年５月28日
神奈川県厚木市田村町８番９号
ファインテストエンジニアリング株式会社
代表取締役　鷹野　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	296,335	流動負債	139,164
固定資産	7,621	賞与引当金	7,413
無形固定資産	953	固定負債	3,821
投資その他の資産	6,667	退職給与引当金	3,821
		株主資本	160,970
		資本金	8,000
		資本剰余金	8,000
		資本準備金	8,000
		利益剰余金	144,970
		その他利益剰余金	144,970
		（うち当期純利益）	（65,224）
資産合計	**303,956**	**負債・純資産合計**	**303,956**

第 11 期 決 算 公 告

2025年５月29日　東京都港区赤坂五丁目３番１号
株式会社ビタブリッドジャパン
代表取締役　大塚　博史

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,732,307	流動負債	2,735,983
固定資産	339,781	ポイント引当金	5,786
		固定負債	310,453
		株主資本	1,968,851
		資本金	105,000
		資本剰余金	35,000
		資本準備金	35,000
		利益剰余金	3,647,711
		その他利益剰余金	3,647,711
		（うち当期純利益）	（459,729）
		自己株式	△1,818,860
		新株予約権	56,801
資産合計	**5,072,089**	**負債・純資産合計**	**5,072,089**

第 27 期 決 算 公 告

令和７年５月28日
愛知県豊田市御作町坂下918番地11
エフティテクノ株式会社
取締役社長　鷹野　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,851,708	流動負債	1,611,940
固定資産	1,400,305	賞与引当金	622,721
有形固定資産	701,963	固定負債	708,387
無形固定資産	21,238	退職給付引当金等	708,387
投資その他の資産	677,104	株主資本	1,931,685
		資本金	23,500
		資本剰余金	3,500
		資本準備金	3,500
		利益剰余金	1,904,685
		利益準備金	5,875
		その他利益剰余金	1,898,810
		（うち当期純利益）	（398,243）
資産合計	**4,252,013**	**負債・純資産合計**	**4,252,013**

第 1 期 決 算 公 告

2025年５月29日
大阪市淀川区西中島六丁目７番８号
保育第三者評価株式会社
代表取締役社長　灘　広樹

貸借対照表の要旨
（2025年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,000
	資産合計	**10,000**
負債及び純資産の部	流動負債	155
	株主資本	9,844
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△155
	その他利益剰余金	△155
	（うち当期純損失）	（155）
	負債・純資産合計	**10,000**

第 54 期 決 算 公 告

2025年５月29日
東京都品川区大崎一丁目11番２号
信越石英株式会社

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,447	流動負債	6,878
固定資産	21,422	固定負債	2,286
有形固定資産	17,031	**負債合計**	**9,165**
無形固定資産	50	株主資本	40,705
投資その他の資産	4,341	資本金	1,000
		利益剰余金	39,705
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	39,455
		純資産合計	**40,705**
資産合計	**49,870**	**負債・純資産合計**	**49,870**

損益計算書の要旨
（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	33,417
売上原価	22,424
売上総利益	10,993
販売費及び一般管理費	2,992
営業利益	8,000
営業外収益	2,468
営業外費用	23
経常利益	10,445
特別利益	15
税引前当期純利益	10,460
法人税、住民税及び事業税	2,954
法人税等調整額	△274
当期純利益	7,780

第 10 期 決 算 公 告

2025年５月29日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
三菱ＨＣキャピタルエナジー株式会社

貸借対照表の要旨（2025年１月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,159	流動負債	16,558
固定資産	111,934	賞与引当金	70
		役員賞与引当金	6
		固定負債	92,520
		負債合計	**109,078**
		株主資本	5,015
		資本金	150
		資本剰余金	403
		資本準備金	150
		その他資本剰余金	253
		利益剰余金	4,462
		その他利益剰余金	4,462
		純資産合計	**5,015**
資産合計	**114,094**	**負債・純資産合計**	**114,094**

損益計算書の要旨
（自　2024年２月１日　至　2025年１月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	11,371
売上原価	9,140
売上総利益	2,231
販売費及び一般管理費	1,432
営業利益	798
営業外収益	86
営業外費用	1,363
経常損失	479
税引前当期純損失	479
法人税、住民税及び事業税	605
法人税等調整額	△789
当期純損失	294

第８期決算公告

令和７年５月29日
大阪市中央区難波四丁目１番15号
近鉄難波ビルリジャース内
株式会社和のみや
代表取締役　赤木　清美

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（万円）
資産の部	流動資産	36,768
	固定資産	34,723
	合計	**71,491**
負債及び純資産の部	流動負債	28,948
	固定負債	39,761
	株主資本	2,782
	資本金	830
	利益剰余金	1,952
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	1,944
	（うち当期純利益）	（1,965）
	合計	**71,491**

第 8 期 決 算 公 告

令和７年５月29日　東京都港区赤坂九丁目１番７号
晋特定目的会社
取締役　山本　祐紀

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	5,251,308	流動負債	204,150
固定資産	5,251,308	固定負債	4,200,000
その他の資産	562,471	**負債合計**	**4,404,150**
流動資産	482,543	社員資本	1,409,629
固定資産	78,863	特定資本金	100
繰延資産	1,064	Ａ号優先資本金	1,700,000
		Ｂ号優先資本金	449,500
		Ｃ号優先資本金	220,000
		Ｄ号優先資本金	280,000
		剰余金	△1,239,970
		当期未処理損失	1,239,970
		純資産合計	**1,409,629**
資産合計	**5,813,780**	**負債・純資産合計**	**5,813,780**

損益計算書の要旨
（自　令和６年３月１日　至　令和７年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	225,009
営業費用	191,937
営業利益	33,072
営業外収益	5,743
営業外費用	84,242
経常損失	45,425
特別損失	200,000
税引前当期純損失	245,425
法人税、住民税及び事業税	988
当期純損失	246,414

第 11 期決算公告

令和７年５月29日
神戸市中央区北長狭通一丁目６番１号
株式会社八坐和
代表取締役　赤木　清美

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（万円）
資産の部	流動資産	70,015
	固定資産	72,761
	合計	**142,776**
負債及び純資産の部	流動負債	56,053
	固定負債	45,609
	株主資本	41,114
	資本金	830
	利益剰余金	40,284
	利益準備金	124
	その他利益剰余金	40,160
	（うち当期純利益）	（29,180）
	合計	**142,776**

第 4 期 決 算 公 告

令和４年３月31日
東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
SK Japan株式会社
（旧商号　SK telecom Japan株式会社）
代表取締役　尹　洪晟

貸借対照表の要旨（令和３年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	404,541	流動負債	33,345
固定資産	307,640	固定負債	58,179
		（内退職給付引当金）	（3,538）
		負債合計	**91,524**
		株主資本	620,657
		資本金	500,000
		資本剰余金	500,000
		資本準備金	500,000
		利益剰余金	△ 379,343
		その他利益剰余金	△ 379,343
		純資産合計	**620,657**
資産合計	**712,181**	**負債・純資産合計**	**712,181**

損益計算書の要旨
（自　令和３年１月１日　至　令和３年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	399,514
売上原価	354,256
売上総利益	45,258
販売費及び一般管理費	49,174
営業損失	3,916
営業外収益	4,936
営業外費用	89,201
経常損失	88,181
税引前当期純損失	88,181
法人税、住民税及び事業税	8,114
当期純損失	96,295

第 5 期 決 算 公 告

令和５年３月31日
東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
SK Japan株式会社
（旧商号　SK telecom Japan株式会社）
代表取締役　尹　洪晟

貸借対照表の要旨（令和４年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	386,124	流動負債	60,664
固定資産	280,508	固定負債	58,014
		（内退職給付引当金）	（6,350）
		負債合計	**118,678**
		株主資本	547,954
		資本金	500,000
		資本剰余金	500,000
		資本準備金	500,000
		利益剰余金	△ 452,046
		その他利益剰余金	△ 452,046
		純資産合計	**547,954**
資産合計	**666,632**	**負債・純資産合計**	**666,632**

損益計算書の要旨
（自　令和４年１月１日　至　令和４年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	432,219
売上原価	374,558
売上総利益	57,661
販売費及び一般管理費	14,140
営業利益	43,521
営業外収益	3,529
営業外費用	85,398
経常損失	38,348
税引前当期純損失	38,348
法人税、住民税及び事業税	34,355
当期純損失	72,703

第 72 期 決 算 公 告

令和７年５月28日
茨城県筑西市倉持422番地
光陽精機株式会社
代表取締役社長　鈴木　信吉

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,742,165
	固定資産	1,595,760
	資産合計	**5,337,925**
負債及び純資産の部	流動負債	440,809
	賞与引当金	73,881
	製品補償引当金	1,816
	その他	365,112
	固定負債	121,498
	役員退職慰労引当金	31,774
	その他	89,725
	負債合計	**562,308**
	株主資本	4,736,656
	資本金	40,000
	資本剰余金	45,727
	資本準備金	45,727
	利益剰余金	4,650,930
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	4,640,930
	（うち当期純利益）	（165,428）
	評価・換算差額等	38,960
	その他有価証券評価差額金	38,960
	純資産合計	**4,775,617**
	負債・純資産合計	**5,337,925**

第 52 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

千葉市美浜区新港28番地１

株式会社ネオテック

代表取締役社長　坂口　堅司

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科	目	金額
資産の部	流動資産	1,034,594
	固定資産	221,327
	有形固定資産	175,028
	無形固定資産	263
	投資その他の資産	46,035
	資産合計	**1,255,921**
負債及び純資産の部	流動負債	174,389
	賞与引当金	6,749
	その他	167,640
	固定負債	69,187
	退職給付引当金	19,688
	役員退職慰労引当金	48,263
	その他	1,235
	負債合計	**243,576**
	株主資本	1,012,345
	資本金	50,000
	利益剰余金	962,345
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	949,845
	（うち当期純利益）	(37,144)
	純資産合計	**1,012,345**
	負債・純資産合計	**1,255,921**

第 6 期 決 算 公 告

令和６年３月31日

東京都千代田区有楽町一丁目１番２号

SK Japan株式会社

（旧商号　SK telecom Japan株式会社）

代表取締役　尹　洪晟

貸借対照表の要旨（令和５年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	485,499	流動負債	102,693
固定資産	288,606	固定負債	60,388
		（内退職給付引当金）	(8,661)
		負債合計	**163,081**
		株主資本	611,024
		資本金	500,000
		資本剰余金	500,000
		資本準備金	500,000
		利益剰余金	△388,976
		その他利益剰余金	△388,976
		純資産合計	**611,024**
資産合計	**774,105**	**負債・純資産合計**	**774,105**

損益計算書の要旨

（自　令和５年１月１日　至　令和５年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	668,267
売上原価	529,126
売上総利益	139,141
販売費及び一般管理費	14,126
営業利益	125,015
営業外収益	336
営業外費用	14,437
経常利益	110,914
税引前当期純利益	110,914
法人税、住民税及び事業税	52,824
法人税等調整額	△4,980
当期純利益	63,070

第 7 期 決 算 公 告

令和７年３月31日

東京都千代田区有楽町一丁目１番２号

SK Japan株式会社

（旧商号　SK telecom Japan株式会社）

代表取締役　尹　洪晟

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	889,327	流動負債	100,049
固定資産	937,863	固定負債	243,857
		（内退職給付引当金）	(11,588)
		負債合計	**343,906**
		株主資本	1,483,284
		資本金	954,310
		資本剰余金	954,310
		資本準備金	954,310
		利益剰余金	△425,336
		その他利益剰余金	△425,336
		純資産合計	**1,483,284**
資産合計	**1,827,190**	**負債・純資産合計**	**1,827,190**

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	726,826
売上原価	687,620
売上総利益	39,206
販売費及び一般管理費	16,709
営業利益	22,497
営業外収益	37
営業外費用	950
経常利益	21,584
特別損失	250
税引前当期純利益	21,334
法人税、住民税及び事業税	3,004
法人税等調整額	54,690
当期純損失	36,360

第 51 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

東京都葛飾区細田５丁目20番４号

センヨー商事株式会社

代表取締役社長　佐藤　進

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科	目	金額
資産の部	流動資産	757,721
	固定資産	189,348
	資産合計	**947,069**
負債及び純資産の部	流動負債	466,252
	賞与引当金	9,660
	役員賞与引当金	—
	その他	456,592
	固定負債	31,837
	退職給付引当金	10,879
	役員退職慰労引当金	8,321
	その他	12,637
	負債合計	**498,089**
	株主資本	429,588
	資本金	10,000
	資本剰余金	24,000
	その他資本剰余金	24,000
	利益剰余金	395,588
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	393,088
	（うち当期純利益）	(15,871)
	評価・換算差額等	19,391
	その他有価証券評価差額金	19,391
	純資産合計	**448,979**
	負債・純資産合計	**947,069**

第 38 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

青森県八戸市大字寺横町13番地

株式会社新教育センター

代表取締役　細越　悦子

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科	目	金額
資産の部	流動資産	11,471
	固定資産	800,801
	合計	**812,273**
負債及び純資産の部	流動負債	488,154
	固定負債	913,657
	株主資本	△589,538
	資本金	40,000
	利益剰余金	△629,538
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	△630,788
	（うち当期純損失）	(94,968)
	合計	**812,273**

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社新教育センター（乙、住所青森県八戸市大字寺横町一三番地）の全ての事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

青森県八戸市大字寺横町一三番地

新教育センター株式会社

代表取締役　安田　伸子

第 43 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

茨城県ひたちなか市大字市毛833番地の１

株式会社市毛フレンド保育園

代表取締役　大関　和子

貸借対照表の要旨

（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科	目	金額
資産の部	流動資産	9,873
	固定資産	250,644
	資産合計	**260,517**
負債及び純資産の部	流動負債	45,902
	固定負債	173,249
	株主資本	41,366
	資本金	10,000
	利益剰余金	31,366
	その他利益剰余金	31,366
	（うち当期純利益）	(10,623)
	負債・純資産合計	**260,517**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十九日

茨城県ひたちなか市大字市毛八三三番地の一

（甲）株式会社市毛フレンド保育園

代表取締役　大関　和子

茨城県ひたちなか市大字市毛八三三番地の一

（乙）有限会社イソヒロ

代表取締役　大関　和子

第45期決算公告

令和７年５月29日
埼玉県桶川市大字川田谷826番地２
恵友工業株式会社
代表取締役　佐藤　大倫

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,418
	固定資産	12,778
	資産合計	**53,196**
負債及び純資産の部	流動負債	234
	固定負債	43,450
	負債合計	**43,684**
	株主資本	9,512
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 488
	その他利益剰余金	△ 488
	（うち当期純損失）	(14,143)
	純資産合計	**9,512**
	負債・純資産合計	**53,196**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百九十九万九千九百九十九円減少し一円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日
埼玉県桶川市大字川田谷八二六番地二
恵友工業株式会社
代表取締役　佐藤　大倫

第18期決算公告

令和７年５月29日
千葉県船橋市本郷町442番地203
株式会社トラスト
代表取締役　畠山　慎吾

貸借対照表の要旨
（令和６年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,540,410,639
	固定資産	265,470,179
	資産合計	**1,805,880,818**
負債及び純資産の部	流動負債	526,562,929
	固定負債	1,124,712,000
	株主資本	154,605,889
	資本金	38,000,000
	利益剰余金	116,605,889
	その他利益剰余金	116,605,889
	（うち当期純利益）	(12,531,273)
	負債・純資産合計	**1,805,880,818**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｂｒｉｇｈｔｆｕｔｕｒｅ（住所東京都大田区蒲田二丁目２番１号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記の通りです。

令和七年五月二十九日
千葉県船橋市本郷町四四二番地二〇三
株式会社トラスト
代表取締役　畠山　慎吾

第31期決算公告

2025年５月29日
東京都練馬区豊玉北五丁目14番６号
株式会社ブロッコリー
代表取締役社長　鈴木　恵喜

貸借対照表の要旨
（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,388
	固定資産	2,420
	資産合計	**6,808**
負債及び純資産の部	流動負債	1,158
	（賞与引当金）	(100)
	固定負債	223
	（退職給付引当金）	(122)
	（役員株式給付引当金）	(22)
	（役員退職慰労引当金）	(32)
	負債合計	**1,381**
	株主資本	5,427
	資本金	100
	資本剰余金	2,031
	資本準備金	2,031
	利益剰余金	3,295
	利益準備金	81
	その他利益剰余金	3,214
	（うち当期純損失）	(883)
	純資産合計	**5,427**
	負債・純資産合計	**6,808**

第52期決算公告

令和７年５月29日
東京都台東区浅草二丁目５番５号
株式会社ながさわ
代表取締役　長沢妙恵子

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	31,543
	固定資産	26,242
	資産合計	**57,786**
負債及び純資産の部	流動負債	13,139
	固定負債	16,668
	負債合計	**29,807**
	株主資本	27,978
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,978
	その他利益剰余金	17,978
	（うち当期純利益）	(13,204)
	純資産合計	**27,978**
	負債・純資産合計	**57,786**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしましたので存続し乙は公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）貸借対照表
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十九日
東京都台東区浅草二丁目五番五号
（甲）株式会社ながさわ
代表取締役　長沢妙恵子
東京都台東区雷門一丁目一二番一二号
（乙）有限会社スポーツショップスズキビル
代表取締役　長澤　正美

第26期決算公告

令和７年５月29日
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地
株式会社ゆめみ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,648,154
	固定資産	146,056
	資産合計	**2,794,210**
負債及び純資産の部	流動負債	801,102
	固定負債	2,401
	株主資本	1,990,706
	資本金	100,000
	資本剰余金	751,303
	資本準備金	415,764
	その他資本剰余金	335,539
	利益剰余金	1,139,403
	その他利益剰余金	1,139,403
	（うち当期純利益）	(329,014)
	負債・純資産合計	**2,794,210**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＮＦＴ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十九日
東京都台東区寿三丁目一五番四号
（甲）ＴｒａｎｓｆｏｒｍＡｒｔ合同会社
代表社員　吉田　理穂
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町六二〇番地
（乙）株式会社ゆめみ
代表取締役　片岡　俊行

第30期決算公告

2025年５月29日
東京都大田区東馬込一丁目30番４号
株式会社ナガノ計装
代表取締役　田中　良篤

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	684,894
	固定資産	137,951
	合計	**822,845**
負債及び純資産の部	流動負債	248,732
	賞与引当金	40,548
	その他	208,184
	固定負債	58,025
	退職給付引当金	46,357
	役員退職慰労引当金	6,693
	その他	4,975
	株主資本	516,087
	資本金	50,000
	資本剰余金	36,500
	資本準備金	36,500
	利益剰余金	429,587
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	417,087
	（うち当期純利益）	(89,470)
	合計	**822,845**

第17期決算公告

令和７年５月29日
神戸市中央区元町通二丁目４番14号
株式会社吉祥
代表取締役　赤木　清美

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(万円)
資産の部	流動資産	63,465
	固定資産	22,225
	合計	85,690
負債及び純資産の部	流動負債	26,618
	固定負債	44,313
	株主資本	14,759
	資本金	500
	利益剰余金	14,259
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	14,209
	（うち当期純利益）	(8,643)
	合計	85,690

第30期決算公告

令和７年５月29日
東京都中野区東中野二丁目22番21号
有限会社友和管理サービス
代表取締役　市河　久和

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	424,305
	固定資産	272,862
	資産合計	697,168
負債及び純資産の部	流動負債	9,720
	固定負債	751,590
	負債合計	761,310
	株主資本	△64,141
	資本金	50,000
	利益剰余金	△114,141
	その他利益剰余金	△114,141
	（うち当期純損失）	(18,242)
	純資産合計	△64,141
	負債・純資産合計	697,168

合併公告

左記会社は甲の商号を株式会社友和管理サービスとする商号変更を条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継し存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十九日
東京都中野区東中野二丁目二番二一号
（甲）有限会社友和管理サービス
代表取締役　市河　久和
東京都台東区北上野二丁目八番四号
（乙）有限会社白和
代表取締役　久和

第２期決算公告

令和７年５月29日
神戸市中央区元町通二丁目４番14号
株式会社吉祥吉ホールディングス
代表取締役　赤木　清美

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(万円)
資産の部	流動資産	16,717
	固定資産	20,630
	合計	37,347
負債及び純資産の部	流動負債	17,577
	固定負債	17,557
	株主資本	2,213
	資本金	1,080
	資本剰余金	1,080
	資本準備金	1,080
	利益剰余金	53
	その他利益剰余金	53
	（うち当期純利益）	(154)
	合計	37,347

第１期決算公告

令和７年５月29日
東京都千代田区平河町二丁目16番９号
永田町グラスゲート６階ＡＣＡ株式会社内
ＳＤホールディングス株式会社
代表取締役　田中　佑樹

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,848
	固定資産	1,800,000
	合計	1,810,848
負債及び純資産の部	流動負債	52,863
	固定負債	892,800
	株主資本	865,184
	資本金	510,005
	資本剰余金	509,995
	資本準備金	509,995
	利益剰余金	△154,815
	その他利益剰余金	△154,815
	（うち当期純損失）	(154,815)
	合計	1,810,848

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億九百万五千円、資本準備金の額を五億八百九十九万五千円減少し、それぞれ一百万円、一百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日
東京都千代田区平河町二丁目一六番九号永田町グラスゲート六階ＡＣＡ株式会社内
ＳＤホールディングス株式会社
代表取締役　田中　佑樹

第20期決算公告

令和７年５月29日
北九州市小倉北区西港町15番77号
株式会社ヤマックス
代表取締役　山田　雄二

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	691,556
	固定資産	1,743,839
	合計	2,435,395
負債及び純資産の部	流動負債	805,115
	固定負債	1,095,844
	株主資本	534,435
	資本金	98,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	431,435
	利益準備金	180
	その他利益剰余金	431,255
	（うち当期純利益）	(107,976)
	合計	2,435,395

第30期決算公告

令和７年５月29日
長野県大町市平10639番地１
木崎湖温泉開発株式会社
代表取締役　遠藤　鷹一

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,895,140
	固定資産	242,059,371
	資産合計	250,954,511
負債及び純資産の部	流動負債	21,671,578
	固定負債	327,116,000
	株主資本	△97,833,067
	資本金	98,500,000
	利益剰余金	△196,333,067
	その他利益剰余金	△196,333,067
	（うち当期純損失）	(15,041,787)
	負債・純資産合計	250,954,511

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する木崎湖温泉開発株式会社（住所長野県大町市平一〇六三九番地一）に対して当社のすべての事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日
長野県大町市平一〇六三九番地一
木崎湖温泉開発株式会社
代表取締役　遠藤　鷹一

第46期決算公告

令和７年５月29日　静岡県三島市三ツ谷新田294番地
アオイトランスポート株式会社
代表取締役　石渡　秀徳

貸借対照表の要旨　（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	546,276	流動負債	336,919
固定資産	872,007	固定負債	684,661
繰延資産	2,580	引当金	28,987
		株主資本	370,295
		資本金	26,000
		利益剰余金	344,395
		利益準備金	1,159
		別途積立金	23,600
		繰越利益剰余金	319,636
		（うち当期純利益）	(17,452)
		自己株式	△100
資産合計	1,420,862	負債・純資産合計	1,420,862

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換を行うことにより資本準備金の額が増加することを条件に、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日
静岡県三島市三ツ谷新田二九四番地
アオイトランスポート株式会社
代表取締役　石渡　秀徳

「決算公告」は、信頼と実績のある「官　報」をご利用ください。
独立行政法人　国立印刷局

第52期決算公告

令和7年5月29日
岡山市中区下426番地1
公協産業株式会社
代表取締役　國廣　秀司

貸借対照表の要旨（令和6年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,197,314
	固定資産	1,008,515
	合計	**2,205,829**
負債及び純資産の部	流動負債	638,909
	固定負債	378,463
	株主資本	1,188,457
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,138,457
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,125,957
	（うち当期純利益）	（127,257）
	合計	**2,205,829**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の温泉利用許可・公衆浴場営業許可・旅館業営業許可・飲食営業許可事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和七年五月二十九日
岡山市中区下四二六番地一
（甲）公協産業株式会社
代表取締役　國廣　秀司
岡山市中区下四二六番地一
（乙）公協リゾートビジネス株式会社
代表取締役　國廣　秀司

第1期決算公告

令和7年5月29日
福岡県糟屋郡須恵町大字植木151番地
山田企画株式会社
代表取締役　山田　雄二

貸借対照表の要旨（令和6年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,773
	固定資産	467,359
	合計	**476,132**
負債及び純資産の部	流動負債	4,533
	株主資本	471,598
	資本金	8,000
	資本剰余金	439,359
	その他資本剰余金	439,359
	利益剰余金	24,239
	その他利益剰余金	24,239
	（うち当期純利益）	（24,239）
	合計	**476,132**

第4期決算公告

令和7年5月29日
東京都品川区東大井五丁目25番4号
品川商事株式会社
代表取締役　土屋　亮三

貸借対照表の要旨
（令和7年2月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	39,364
	固定資産	866
	資産合計	**40,230**
負債及び純資産の部	流動負債	5,246
	固定負債	27,856
	株主資本	7,128
	資本金	3,000
	利益剰余金	4,128
	その他利益剰余金	4,128
	（うち当期純利益）	（10,440）
	負債・純資産合計	**40,230**

第8期決算公告

令和7年5月29日
東京都品川区東大井五丁目25番4号
株式会社ATELIER　RYOZO
代表取締役　土屋　亮三

貸借対照表の要旨
（令和7年1月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,192
	固定資産	61,286
	資産合計	**81,478**
負債及び純資産の部	流動負債	63,480
	固定負債	39,429
	株主資本	△21,430
	資本金	333
	利益剰余金	△21,764
	その他利益剰余金	△21,764
	（うち当期純利益）	（10,781）
	負債・純資産合計	**81,478**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年五月二十九日
東京都品川区東大井五丁目二五番四号
（甲）株式会社ATELIER　RYOZO
代表取締役　土屋　亮三
東京都品川区東大井五丁目二五番四号
（乙）品川商事株式会社
代表取締役　土屋　亮三

第46期決算公告

令和7年5月29日
千葉県浦安市港27番地
ヤサト鋼機株式会社
代表取締役　碓井　達郎

貸借対照表の要旨（令和6年8月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	279,046
	固定資産	19,931
	合計	**298,977**
負債及び純資産の部	流動負債	74,519
	固定負債	114,930
	株主資本	109,528
	資本金	10,000
	利益剰余金	99,528
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	97,528
	（うち当期純損失）	（4,334）
	合計	**298,977**

第77期決算公告

令和7年5月29日
東京都墨田区江東橋五丁目2番20号
碓井鋼材株式会社
代表取締役　碓井　達郎

貸借対照表の要旨（令和6年4月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,692,325
	固定資産	1,947,529
	合計	**4,639,854**
負債及び純資産の部	流動負債	1,518,066
	固定負債	1,677,977
	株主資本	1,443,811
	資本金	30,000
	資本剰余金	7,500
	資本準備金	7,500
	利益剰余金	1,406,311
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,398,811
	（うち当期純利益）	（46,053）
	合計	**4,639,854**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年五月二十九日
東京都墨田区江東橋五丁目二番二〇号
（甲）碓井鋼材株式会社
代表取締役　碓井　達郎
千葉県浦安市港二七番地
（乙）ヤサト鋼機株式会社
代表取締役　碓井　達郎

第8期決算公告

令和7年5月29日
東京都豊島区南長崎二丁目10番5―201号
株式会社中央メンテナンス
代表取締役　市河　博康

貸借対照表の要旨（令和6年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	26,499
	固定資産	115
	資産合計	**26,614**
負債及び純資産の部	流動負債	1,119
	負債合計	**1,119**
	株主資本	25,494
	資本金	1,000
	利益剰余金	24,494
	その他利益剰余金	24,494
	（うち当期純損失）	（14,552）
	純資産合計	**25,494**
	負債・純資産合計	**26,614**

第15期決算公告

令和7年5月29日
東京都世田谷区深沢三丁目20番1号
株式会社ふよう管財
代表取締役　市河　博康

貸借対照表の要旨（令和6年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	114,364
	固定資産	151,701
	資産合計	**266,066**
負債及び純資産の部	流動負債	221,025
	負債合計	**221,025**
	株主資本	45,040
	資本金	3,000
	利益剰余金	42,040
	その他利益剰余金	42,040
	（うち当期純利益）	（1,599）
	純資産合計	**45,040**
	負債・純資産合計	**266,066**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。
令和七年五月二十九日
東京都世田谷区深沢三丁目二〇番一号
（甲）株式会社ふよう管財
代表取締役　市河　博康
東京都豊島区南長崎二丁目一〇番五―二〇一号
（乙）株式会社中央メンテナンス
代表取締役　市河　博康

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

横浜市青葉区荏田町二九七番地三―七〇七号
（甲）株式会社トゥーフェイス
代表取締役　新井　広行

東京都港区南青山五丁目五番二〇号ア
ルファエイト南青山二〇二号室
（乙）株式会社ヤングマネー
代表取締役　新井　広行

第23期決算公告　令和７年５月29日
横浜市青葉区荏田町297番地３―707号
株式会社トゥーフェイス
代表取締役　新井　広行

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	389,020
	固定資産	225,734
	繰延資産	962
	資産合計	**615,717**
負債及び純資産の部	流動負債	12,381
	株主資本	601,273
	資本金	10,000
	利益剰余金	591,273
	その他利益剰余金	591,273
	（うち当期純利益）	(13,218)
	評価・換算差額等	2,062
	その他有価証券評価差額金	2,062
	負債・純資産合計	**615,717**

第32期決算公告　令和７年５月29日
東京都港区南青山五丁目５番20号
アルファエイト南青山202号室
株式会社ヤングマネー
代表取締役　新井　広行

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	57,080
	固定資産	11,952
	資産合計	**69,033**
負債及び純資産の部	流動負債	35
	株主資本	66,223
	資本金	3,000
	利益剰余金	63,223
	その他利益剰余金	63,223
	（うち当期純利益）	(3,317)
	評価・換算差額等	2,775
	その他有価証券評価差額金	2,775
	負債・純資産合計	**69,033**

共同新設分割公告

左記会社は新設分割により新設する株式会社の事業に関する権利義務を、乙はその不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

静岡県浜松市中央区芳川町833番地一
（甲）日内地工業株式会社
代表取締役　日内地哲也

静岡県浜松市中央区芳川町八三三番地
（乙）石原工業株式会社
代表取締役　日内地哲也

日内地工業株式会社
代表取締役　日内地哲也

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	179,651
	固定資産	735,648
	資産合計	**915,300**
負債及び純資産の部	流動負債	148,410
	固定負債	15,460
	株主資本	751,429
	資本金	21,000
	利益剰余金	759,441
	利益準備金	5,250
	別途積立金	797,922
	繰越利益剰余金	△43,730
	（うち当期純利益）	(27,325)
	自己株式	△29,012
	負債・純資産合計	**915,300**

令和７年５月29日
静岡県浜松市中央区芳川町833番地
石原工業株式会社
代表取締役　日内地哲也

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	174,970
	固定資産	7,342
	資産合計	**182,313**
負債及び純資産の部	流動負債	12,963
	株主資本	169,349
	資本金	10,000
	利益剰余金	163,349
	利益準備金	2,500
	別途積立金	27,000
	繰越利益剰余金	133,849
	（うち当期純利益）	(3,759)
	自己株式	△4,000
	負債・純資産合計	**182,313**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十九日

大分県日田市清岸寺町一〇三三番地一
（甲）株式会社水明テクノス
代表取締役　杉野　恭市

大分県日田市清岸寺町一〇三三番地一
（乙）株式会社水明
代表取締役　杉野　慎也

第31期決算公告　令和７年５月29日
大分県日田市清岸寺町1033番地１
株式会社水明テクノス

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	513,689
	固定資産	271,398
	合計	**785,087**
負債及び純資産の部	流動負債	458,154
	賞与引当金	19,000
	その他	439,154
	固定負債	127,743
	株主資本	199,190
	資本金	40,000
	利益剰余金	169,190
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	166,190
	（うち当期純利益）	(64,746)
	自己株式	△10,000
	合計	**785,087**

第13期決算公告　令和７年５月29日
大分県日田市清岸寺町1033番地１
株式会社水明

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	252,384
	固定資産	85,313
	合計	**337,697**
負債及び純資産の部	流動負債	233,443
	賞与引当金	3,300
	その他	230,143
	固定負債	82,653
	株主資本	21,601
	資本金	30,000
	利益剰余金	△8,399
	その他利益剰余金	△8,399
	（うち当期純利益）	(25,751)
	合計	**337,697**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号
神宮前タワービルディング一四階
（甲）バクリ株式会社
代表取締役　荒川　大史

東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番六号
二葉ビル八ｂ
（乙）株式会社ニコラシステム
代表取締役　福士　滉太

第２期決算公告　令和７年５月29日
東京都渋谷区神宮前一丁目５番８号
神宮前タワービルディング14階
バクリ株式会社
代表取締役　荒川　大史

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	64,154
	固定資産	7,339
	資産合計	**71,493**
負債及び純資産の部	流動負債	31,122
	負債合計	**31,122**
	株主資本	40,371
	資本金	1,000
	利益剰余金	39,371
	その他利益剰余金	39,371
	（うち当期純利益）	(23,770)
	純資産合計	**40,371**
	負債・純資産合計	**71,493**

第１期決算公告　令和７年５月29日
東京都渋谷区道玄坂一丁目16番６号
二葉ビル８ｂ
株式会社ニコラシステム
代表取締役　福士　滉太

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,104
	資産合計	**10,104**
負債及び純資産の部	流動負債	5,706
	負債合計	**5,706**
	株主資本	4,398
	資本金	1,000
	利益剰余金	3,398
	その他利益剰余金	3,398
	（うち当期純利益）	(3,398)
	純資産合計	**4,398**
	負債・純資産合計	**10,104**

第 81 期 決 算 公 告

令和７年３月31日
東京都新宿区西新宿５丁目１番１号新宿ファーストタワー
日本ストライカー株式会社
代表取締役社長　水澤　　聡

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	72,491	流動負債	33,207
固定資産	19,891	賞与引当金	2,255
有形固定資産	8,026	その他	30,949
無形固定資産	86	固定負債	4,034
投資その他の資産	11,777	退職給付引当金	2,694
		役員退職慰労引当金	77
		その他	1,262
		負債合計	**37,242**
		株主資本	54,728
		資本金	95
		資本剰余金	1,522
		資本準備金	1,067
		その他資本剰余金	455
		利益剰余金	53,110
		利益準備金	21
		その他利益剰余金	53,088
		評価・換算差額等	412
		繰延ヘッジ損益	412
		純資産合計	**55,140**
資産合計	**92,382**	**負債・純資産合計**	**92,382**

損益計算書の要旨（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	88,015	経常利益	7,251
売上原価	55,134	特別損失	14
売上総利益	32,880	税引前当期純利益	7,236
販売費及び一般管理費	25,055	法人税、住民税及び事業税	2,231
営業利益	7,825	法人税等調整額	△744
営業外収益	165	当期純利益	5,749
営業外費用	738		

第 66 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　　福岡県福岡市博多区榎田１丁目10番21号
ダイキンＨＶＡＣソリューション九州株式会社
代表取締役　日比谷洋一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,751,780	流動負債	3,307,541
固定資産	927,966	固定負債	100,054
		負債合計	**3,407,595**
		株主資本	4,270,200
		資本金	40,000
		資本剰余金	220,000
		利益剰余金	4,010,200
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	4,000,200
		（うち当期純利益）	（254,372）
		評価・換算差額等	1,951
		純資産合計	**4,272,151**
資産合計	**7,679,746**	**負債・純資産合計**	**7,679,746**

第 56 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　　札幌市豊平区月寒東４条８丁目６番５号
札幌日信電子株式会社
代表取締役社長　田中　弘之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,720,126	流動負債	798,779
固定資産	541,358	（賞与引当金）	（84,000）
有形固定資産	244,448	固定負債	5,277
無形固定資産	3,919	**負債合計**	**804,056**
投資その他の資産	292,991	株主資本	1,457,428
		資本金	30,000
		資本剰余金	70,020
		その他資本剰余金	70,020
		利益剰余金	1,357,408
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,349,908
		（うち当期純利益）	（249,791）
		純資産合計	**1,457,428**
資産合計	**2,261,484**	**負債・純資産合計**	**2,261,484**

第 56 期 決 算 公 告

2025年５月29日　　群馬県高崎市保渡田町2174番地１
三益半導体工業株式会社
代表取締役社長　八髙　達郎

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	51,339	流動負債	23,592
固定資産	60,248	賞与引当金	490
有形固定資産	55,805	役員賞与引当金	79
無形固定資産	1,073	製品保証引当金	10
投資その他の資産	3,368	その他	23,011
		固定負債	1,058
		負債合計	**24,650**
		株主資本	86,747
		資本金	18,824
		資本剰余金	18,779
		資本準備金	18,778
		その他資本剰余金	1
		利益剰余金	49,143
		利益準備金	689
		その他利益剰余金	48,454
		評価・換算差額等	189
		その他有価証券評価差額金	194
		繰延ヘッジ損益	△ 4
		純資産合計	**86,937**
資産合計	**111,587**	**負債・純資産合計**	**111,587**

損益計算書の要旨（自　2024年６月１日　至　2025年２月28日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	69,342	経常利益	9,414
売上原価	56,075	特別利益	85
売上総利益	13,266	税引前当期純利益	9,499
販売費及び一般管理費	3,732	法人税、住民税及び事業税	1,877
営業利益	9,533	法人税等調整額	758
営業外収益	70	当期純利益	6,864
営業外費用	189		

㈱第56期は、決算期変更により2024年６月１日から2025年２月28日までの９か月間となっています。

第 37 期 決 算 公 告

令和７年５月29日　　大阪市中央区淡路町一丁目７番３号
日本建設株式会社
代表取締役　佐久間昭司

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	48,994	流動負債	24,912
固定資産	5,613	完成工事補償引当金	87
		受注損失引当金	2
		訴訟損失引当金	242
		固定負債	517
		役員退職慰労引当金	159
		負債合計	**25,429**
		株主資本	29,024
		資本金	2,000
		資本剰余金	1,764
		資本準備金	125
		その他資本剰余金	1,639
		利益剰余金	27,167
		利益準備金	439
		その他利益剰余金	26,728
		自己株式	△ 1,907
		評価・換算差額等	153
		その他有価証券評価差額金	153
		純資産合計	**29,178**
資産合計	**54,608**	**負債・純資産合計**	**54,608**

損益計算書の要旨（自　令和６年３月１日　至　令和７年２月28日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	67,408	特別損失	2
売上原価	62,136	税引前当期純利益	3,680
売上総利益	5,272	法人税、住民税及び事業税	983
販売費及び一般管理費	2,663	法人税等調整額	141
営業利益	2,609	当期純利益	2,555
営業外収益	1,103		
営業外費用	30		
経常利益	3,682		

第54期決算公告

令和７年５月29日

大阪府大阪市中央区安土町１－８－６
大永ビル４階

株式会社アレクソン

代表取締役社長　三瀬　厚

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,309,502
	固定資産	797,594
	資産合計	**4,107,097**
負債及び純資産の部	流動負債	860,147
	（賞与引当金）	(48,500)
	（製品保証引当金）	(14,761)
	固定負債	94,722
	（退職給付引当金）	(57,893)
	負債合計	**954,869**
	株主資本	3,152,027
	資本金	101,000
	資本剰余金	341,492
	資本準備金	217,500
	その他資本剰余金	123,992
	利益剰余金	2,709,535
	利益準備金	7,980
	その他利益剰余金	2,701,554
	（うち当期純利益）	(746,790)
	評価・換算差額等	200
	その他有価証券評価差額金	200
	純資産合計	**3,152,227**
	負債・純資産合計	**4,107,097**

決算公告

令和７年５月29日
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜158番地13
株式会社アインス
代表取締役　山崎　訓康

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	61,151,707
	固定資産	3,386,774
	合計	**64,538,481**
負債及び純資産の部	流動負債	8,380,328
	固定負債	18,749,000
	株主資本	37,409,153
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	27,409,153
	利益準備金	700,000
	その他利益剰余金	26,709,153
	（うち当期純利益）	(8,288,545)
	合計	**64,538,481**

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は令和七年七月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.scc21.co.jp

令和七年五月二十九日

（乙）左記のとおり

香川県高松市古新町一番地七
株式会社四国電子計算センター
代表取締役　山崎一訓
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜一五八康
代表取締役　山崎　訓康
（乙）株式会社アインス

第27期決算公告

令和７年５月29日
東京都江東区門前仲町２丁目３番４号
株式会社フォーチュン
代表取締役　山下潤一郎

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,522
	固定資産	503,162
	資産合計	**527,684**
負債及び純資産の部	流動負債	247,261
	固定負債	411,855
	株主資本	△131,432
	資本金	90,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△271,432
	その他利益剰余金	△271,432
	（うち当期純利益）	(18,873)
	負債・純資産合計	**527,684**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

東京都江東区門前仲町二丁目三番四号
株式会社フォーチュン
代表取締役　山下潤一郎

第18期決算公告

令和７年４月25日

岡山市東区上道北方688番地の１

帝人ナカシマメディカル株式会社

代表取締役社長　加藤　直之

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,156
	固定資産	3,642
	資産合計	**9,798**
負債及び純資産の部	流動負債	3,997
	（うち賞与引当金）	(355)
	固定負債	335
	（うち退職給付引当金）	(279)
	（うち役員退職慰労引当金）	(19)
	負債合計	**4,332**
	株主資本	5,466
	資本金	100
	資本剰余金	1,612
	資本準備金	1,600
	その他資本剰余金	12
	利益剰余金	3,754
	その他利益剰余金	3,754
	（うち当期純利益）	(1,266)
	純資産合計	**5,466**
	負債・純資産合計	**9,798**

第３期決算公告

令和７年５月29日

東京都中央区銀座六丁目10番１号

ＮＳトレーディング株式会社

代表取締役　菊川　弘之

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	398,314
	固定資産	5,813
	投資その他の資産	5,813
	資産合計	**404,128**
負債及び純資産の部	流動負債	39,281
	（うち賞与引当金）	(75)
	負債合計	**39,281**
	株主資本	364,846
	資本金	15,000
	資本剰余金	347,687
	資本準備金	15,000
	その他資本剰余金	332,687
	利益剰余金	2,159
	その他利益剰余金	2,159
	（うち当期純損失）	(36,763)
	純資産合計	**364,846**
	負債・純資産合計	**404,128**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月十一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十九日

東京都中央区銀座六丁目一〇番一号
（甲）ＮＳ　ＦｉｎＴｅｃｈ株式会社
東京都中央区銀座六丁目一〇番一号
（乙）ＮＳトレーディング株式会社
代表取締役　菊川　弘之
代表取締役　平尾　友亮

第５期決算公告

令和７年５月29日
東京都中央区銀座六丁目10番１号
ＮＳ　ＦｉｎＴｅｃｈ株式会社
代表取締役　平尾　友亮

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,306,220
	固定資産	1,140
	投資その他の資産	1,140
	合計	**1,307,361**
負債及び純資産の部	流動負債	1,233,888
	株主資本	73,472
	資本金	35,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	13,472
	その他利益剰余金	13,472
	（うち当期純利益）	(4,735)
	合計	**1,307,361**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

（丁）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十九日

東京都文京区白山一丁目三二番七号

（甲）株式会社キュー・エンタープライズ　代表取締役　市河　久和

東京都中野区東中野二丁目二二番二一号

（乙）サンリゾート株式会社　代表取締役　市河　博康

千葉県千葉市稲毛区緑町二丁目六番一六―四〇五号

（丙）有限会社つくばライン開発　代表取締役　市河　久和

東京都新宿区百人町一丁目七番一六号

フォーラム新大久保

（丁）有限会社ケイ・アイエステート　代表取締役　市河　久和

第44期決算公告

令和７年５月28日

東京都千代田区神田和泉町１番１―16

ゲイトウェイ・コンピュータ株式会社

代表取締役社長　林　秀一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,139,847
	固定資産	196,488
	合計	2,336,335
負債及び純資産の部	流動負債	1,064,840
	固定負債	279,107
	株主資本	987,566
	資本金	47,250
	利益剰余金	940,316
	（利益準備金）	(11,812)
	（その他利益剰余金）	(928,504)
	（うち当期純利益）	(118,143)
	評価・換算差額等	4,820
	有価証券評価差額金	4,820
	合計	2,336,335

第５期決算公告

令和７年５月29日

東京都中野区東中野二丁目22番21号

サンリゾート株式会社

代表取締役　市河　博康

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	109,306
	固定資産	167,448
	資産合計	276,754
負債及び純資産の部	流動負債	1,294
	負債合計	1,294
	株主資本	275,459
	資本金	4,000
	資本剰余金	266,503
	資本準備金	266,503
	利益剰余金	4,956
	その他利益剰余金	4,956
	（うち当期純利益）	(1,584)
	純資産合計	275,459
	負債・純資産合計	276,754

第50期決算公告

令和７年５月29日

東京都文京区白山一丁目32番７号

株式会社キュー・エンタープライズ

代表取締役　市河　久和

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	30,254
	固定資産	308,278
	資産合計	338,533
負債及び純資産の部	流動負債	201,764
	固定負債	87,072
	負債合計	288,837
	株主資本	49,696
	資本金	10,000
	利益剰余金	39,696
	その他利益剰余金	39,696
	（うち当期純損失）	(4,804)
	純資産合計	49,696
	負債・純資産合計	338,533

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十九日

広島市安佐北区可部一丁目二一番二三号

大和重工株式会社

代表取締役社長　田中　宏典

広島市安佐北区可部一丁目二一番二三号

（乙）株式会社Ｔコーポレーション

代表取締役　田中　宏典

貸借対照表の要旨

令和７年５月29日

広島市安佐北区可部一丁目21番23号

大和重工株式会社

代表取締役社長　田中　宏典

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,586,400
	固定資産	3,169,804
	有形固定資産	985,216
	無形固定資産	1,732
	投資その他の資産	2,182,855
	資産合計	6,756,205
負債及び純資産の部	流動負債	2,650,743
	賞与引当金	14,000
	固定負債	1,019,210
	退職給付引当金	594,063
	役員退職慰労引当金	32,962
	負債合計	3,669,953
	株主資本	2,231,512
	資本金	651,000
	資本剰余金	154,373
	資本準備金	154,373
	利益剰余金	1,461,063
	利益準備金	126,000
	その他利益剰余金	1,335,063
	（うち当期純利益）	(26,445)
	自己株式	△34,924
	評価・換算差額等	854,739
	その他有価証券評価差額金	854,739
	純資産合計	3,086,251
	負債・純資産合計	6,756,205

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業及び資産管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和七年五月二十九日

横浜市中区大和町二丁目三二番地八

（甲）株式会社ＹＡＭＡＴＥホールディングス　代表取締役　河野　卓二

横浜市中区大和町二丁目三二番地八

（乙）株式会社山手ホームズ　代表取締役　河野　卓二

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和七年五月十四日とする株式交換により資本準備金の額が五億九千百八十九万六千九百五十六円増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。効力発生日は令和七年七月一日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十九日

横浜市中区大和町二丁目三二番地八

株式会社ＹＡＭＡＴＥホールディングス

代表取締役　河野　卓二

決算公告

令和７年５月29日

横浜市中区大和町二丁目32番地８

株式会社ＹＡＭＡＴＥホールディングス

代表取締役　河野　卓二

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	11,504,260
	固定資産	174,018,425
	繰延資産	2,675,346
	合計	188,198,031
負債及び純資産の部	流動負債	6,769,558
	固定負債	169,855,600
	株主資本	11,572,873
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	10,572,873
	その他利益剰余金	10,572,873
	（うち当期純利益）	(9,012,456)
	合計	188,198,031

決算公告

令和７年５月29日

横浜市中区大和町二丁目32番地８

株式会社山手ホームズ

代表取締役　河野　卓二

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,250,535
	固定資産	1,092,882
	繰延資産	12,774
	合計	3,356,192
負債及び純資産の部	流動負債	1,512,240
	固定負債	1,252,054
	株主資本	591,896
	資本金	50,000
	利益剰余金	541,896
	その他利益剰余金	541,896
	（うち当期純利益）	(204,737)
	合計	3,356,192

第 71 期 決 算 公 告

2025年５月29日　東京都港区浜松町二丁目４番１号

株式会社世界貿易センタービルディング

代表取締役社長　宮崎　親男

貸借対照表の要旨

（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	43,559	流動負債	22,268
現金及び預金	17,598	未払金	328
その他	25,960	賞与引当金	67
固定資産	112,981	その他	21,872
有形固定資産	95,484	固定負債	55,825
建物	29,414	長期借入金	40,000
土地	24,435	長期預り敷金	10,984
その他	41,634	退職給付引当金	448
無形固定資産	37	その他	4,393
投資その他の資産	17,459	**負債合計**	**78,094**
投資有価証券	6,165	株主資本	74,870
その他	11,294	資本金	5,000
		利益剰余金	69,870
		利益準備金	1,250
		その他利益剰余金	68,620
		評価・換算差額等	3,575
		その他有価証券評価差額金	2,782
		繰延ヘッジ損益	793
		純資産合計	**78,446**
資産合計	**156,540**	**負債・純資産合計**	**156,540**

損益計算書の要旨

（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	14,755	経常利益	2,509
営業原価	10,480	特別利益	367
営業総利益	4,275	税引前当期純利益	2,877
販売費及び一般管理費	1,377	法人税、住民税及び事業税	147
営業利益	2,898	法人税等調整額	868
営業外収益	198	当期純利益	1,861
営業外費用	587		

第 138 期 決 算 公 告

2025年５月29日　広島市中区胡町６番26号

株 式 会 社 福 屋

代表取締役　大下　洋嗣

貸借対照表の要旨

（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,743**	**流動負債**	**20,197**
固定資産	**27,584**	賞与引当金	73
有形固定資産	20,323	**固定負債**	**5,380**
無形固定資産	1,103	退職給付引当金	1,004
投資その他の資産	6,157	役員退職慰労引当金	453
		負債合計	**25,577**
		株主資本	**1,058**
		資本金	460
		資本剰余金	222
		資本準備金	222
		利益剰余金	1,187
		利益準備金	107
		その他利益剰余金	1,079
		自己株式	△ 811
		評価・換算差額等	**6,692**
		その他有価証券評価差額金	662
		土地再評価差額金	6,029
		純資産合計	**7,750**
資産合計	**33,328**	**負債・純資産合計**	**33,328**

損益計算書の要旨

（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	15,289	経常利益	714
売上原価	6,283	特別利益	20
売上総利益	9,005	特別損失	593
販売費及び一般管理費	8,321	税引前当期純利益	141
営業利益	684	法人税、住民税及び事業税	2
営業外収益	187	当期純利益	139
営業外費用	157		

第 27 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

熊本県八代市新港町四丁目８番地

ヤマハ熊本プロダクツ株式会社

代表取締役　大石　賢二

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,334	流動負債	5,957
固定資産	4,695	（賞与引当金）	(240)
		（製品保証引当金）	(1)
		固定負債	187
		退職給付引当金	187
		株主資本	4,884
		資本金	490
		利益剰余金	4,394
		利益準備金	122
		その他利益剰余金	4,271
		（うち当期純利益）	(192)
資産合計	**11,029**	**負債・純資産合計**	**11,029**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月一日までに得ることを予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十九日

岩手県盛岡市南大通二丁目三番二〇号

（甲）株式会社木津屋本店

代表取締役　池野　裕治

岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目九番五号

（乙）岩手オフィス用品株式会社

代表取締役　池野　裕治

第 94 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

岩手県盛岡市南大通二丁目３番20号

株式会社木津屋本店

代表取締役　池野　裕治

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,300,356	流動負債	1,161,324
固定資産	1,253,262	固定負債	373,910
		株主資本	1,018,383
		資本金	10,000
		資本剰余金	120
		資本準備金	120
		利益剰余金	1,008,262
		利益準備金	3,876
		別途積立金	800,000
		その他利益剰余金	204,386
		（うち当期純損失）	(24,591)
資産合計	**2,553,618**	**負債・純資産合計**	**2,553,618**

第 57 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目９番５号

岩手オフィス用品株式会社

代表取締役　池野　裕治

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	130,915	流動負債	640,248
固定資産	470,040	固定負債	97,093
		株主資本	△136,386
		資本金	92,500
		資本剰余金	7,500
		資本準備金	7,500
		利益剰余金	△236,386
		利益準備金	2,500
		別途積立金	30,000
		その他利益剰余金	△268,886
		（うち当期純損失）	(19,922)
資産合計	**600,955**	**負債・純資産合計**	**600,955**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月二日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

兵庫県西宮市産所町一五番一三号
（甲）株式会社ＢｉＶａホールディングス
代表取締役　大谷　彰宏

兵庫県西宮市産所町一五番一三号
（乙）株式会社アドミ
代表取締役　大谷　彰宏

第16期決算公告　令和７年５月29日

兵庫県西宮市産所町15番13号
株式会社ＢｉＶａホールディングス
代表取締役　大谷　彰宏

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	976,893
	固定資産	2,852,613
	合計	3,829,506
負債及び純資産の部	流動負債	23,123
	株主資本	3,806,383
	資本金	99,000
	資本剰余金	1,900,040
	その他資本剰余金	1,900,040
	利益剰余金	1,807,343
	その他利益剰余金	1,807,343
	（うち当期純利益）	(27,807)
	合計	3,829,506

第29期決算公告　令和７年５月29日

兵庫県西宮市産所町15番13号
株式会社アドミ
代表取締役　大谷　彰宏

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	305,403
	固定資産	52,885
	合計	358,288
負債及び純資産の部	流動負債	1,915
	株主資本	356,373
	資本金	99,000
	利益剰余金	257,373
	その他利益剰余金	257,373
	（うち当期純利益）	(3,247)
	合計	358,288

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

熊本市西区上代二丁目一二四番一
（甲）株式会社ミズノグループ
代表取締役　水野　泰彰

熊本市西区上代二丁目一二四番一
（乙）株式会社水野商店
代表取締役　水野　泰彰

第11期決算公告　令和７年５月29日

熊本市西区上代二丁目124番１
株式会社ミズノグループ
代表取締役　水野　泰彰

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,392
	固定資産	262,695
	合計	267,088
負債及び純資産の部	流動負債	9,249
	固定負債	248,692
	株主資本	9,146
	資本金	300
	資本剰余金	13,000
	その他資本剰余金	13,000
	利益剰余金	△4,153
	その他利益剰余金	△4,153
	（うち当期純損失）	(142)
	合計	267,088

第19期決算公告　令和７年５月29日

熊本市西区上代二丁目124番１
株式会社水野商店
代表取締役　水野　泰彰

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	374,824
	固定資産	739,484
	繰延資産	1,240
	合計	1,115,550
負債及び純資産の部	流動負債	329,098
	固定負債	613,369
	株主資本	173,082
	資本金	8,000
	利益剰余金	165,082
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	164,782
	（うち当期純利益）	(19,978)
	合計	1,115,550

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一般貨物自動車運送事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十九日

京都市伏見区横大路菅本二番地五八
（甲）株式会社五健堂ロジ
代表取締役　松田　健治

京都市伏見区横大路菅本二番地五八
（乙）株式会社ＢＲＩＤＧＥ
代表取締役　佐藤　宏和

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一般貨物自動車運送事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十九日

京都市伏見区横大路菅本二番地五八
（甲）株式会社五健堂ロジ
代表取締役　松田　健治

京都市伏見区横大路菅本二番地五八
（乙）株式会社ＰＲＩＤＥ
代表取締役　西園　陽一

第20期決算公告　令和７年５月29日

京都市伏見区横大路菅本２番地58
株式会社五健堂ロジ
代表取締役　松田　健治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	181,330,542
	固定資産	150,224,597
	合計	331,555,139
負債及び純資産の部	流動負債	178,066,723
	固定負債	97,217,500
	株主資本	56,270,916
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	46,270,916
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	43,770,916
	（うち当期純損失）	(9,597,225)
	合計	331,555,139

第21期決算公告　令和７年５月29日

京都市伏見区横大路菅本２番地58
株式会社ＢＲＩＤＧＥ
代表取締役　佐藤　宏和

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	279,100,935
	固定資産	178,122,836
	合計	457,223,771
負債及び純資産の部	流動負債	179,094,830
	固定負債	92,958,645
	株主資本	185,170,296
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	10,000,000
	その他資本剰余金	10,000,000
	利益剰余金	165,170,296
	利益準備金	4,200,000
	その他利益剰余金	160,970,296
	（うち当期純利益）	(20,910,212)
	合計	457,223,771

第19期決算公告　令和７年５月29日

京都市伏見区横大路菅本２番地58
株式会社ＰＲＩＤＥ
代表取締役　西園　陽一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	244,191,760
	固定資産	187,257,484
	合計	431,449,244
負債及び純資産の部	流動負債	111,603,818
	固定負債	79,064,848
	株主資本	240,780,578
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	230,780,578
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	228,280,578
	（うち当期純利益）	(38,878,543)
	合計	431,449,244